

財政各論②：人口・地域

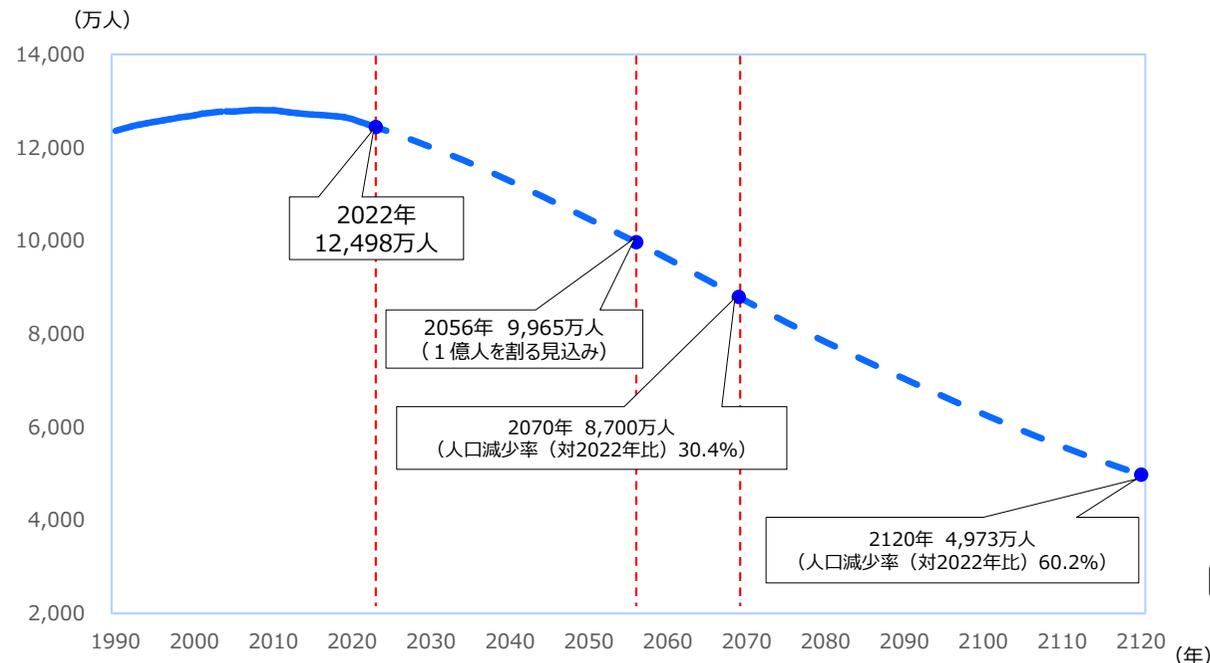
財務省

2023年4月28日

我が国の人口減少

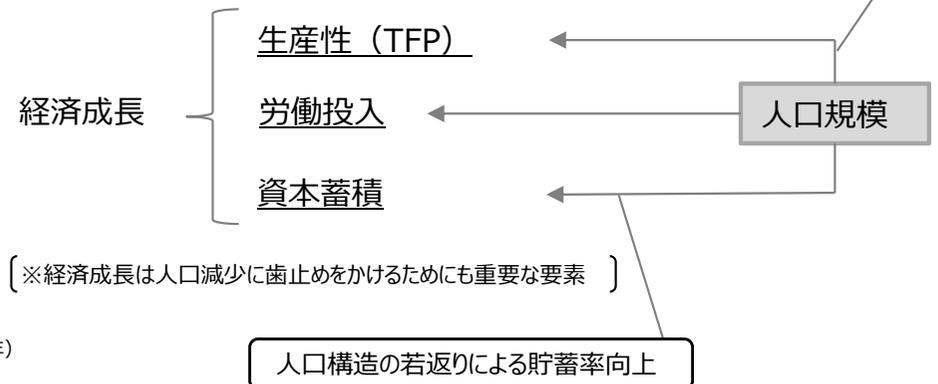
- 我が国は、本格的な「人口減少社会」を迎えつつある。こうした人口減少は、労働投入・資本投入の減少や生産性の低下をもたらし、我が国経済力の一層の低下をもたらす可能性がある。
- また、特に地方においては、民間の事業活動や行政サービスの担い手が不足することで、経済社会活動が衰退していくおそれがある。

- **人口が減少することは、労働投入の減少に直接結びつく。**技術進歩などによる生産性上昇に伴って成長率が上昇するのに加えて、人口増によって労働力人口が増加して成長率が高まることを「人口ボーナス」と呼び、この反対の現象を「人口オナーズ」と呼ぶ。今後、人口オナーズに直面し、成長率が低減することが懸念される。また、**人口減少は資本投入へも影響を及ぼす。**例えば、人口が減ることで必要な住宅ストックや企業における従業員1人当たり資本装備は減少することになる。また、高齢化が進むことで、将来に備えて貯蓄を行う若年者が減少し、過去の貯蓄を取り崩して生活する高齢者の割合が増えることで、社会全体で見た貯蓄が減少し、投資の減少にもつながる。
- 生産性についても、生産年齢人口が増えていく経済と減っていく経済について比較すると、**生産年齢人口が減っていく経済では生産性が落ちる可能性が指摘されている。**
- 地方圏以上に出生率が低い東京圏への人口流入が続いていくと、人口急減・超高齢化の進行に拍車をかけていくということであり、今後、地方圏を中心に4分の1以上の**地方自治体で行政機能をこれまで通りに維持していくことが困難になるおそれがある。** (出所) 内閣府：「選択する未来－人口推計から見てくる未来像－」



- ・ 多くの知恵が生まれる社会の維持
- ・ 新しいアイデアを持つ若い世代の増加、経験豊かな世代との融合によるイノベーションの促進

<主要国のパネルデータを基にした分析>
 生産年齢人口増加率が1%pt高まると、生産性 (TFP) 上昇率が0.3%pt程度改善
 (=人口を1億人程度で安定させた場合の長期的な効果に相当)

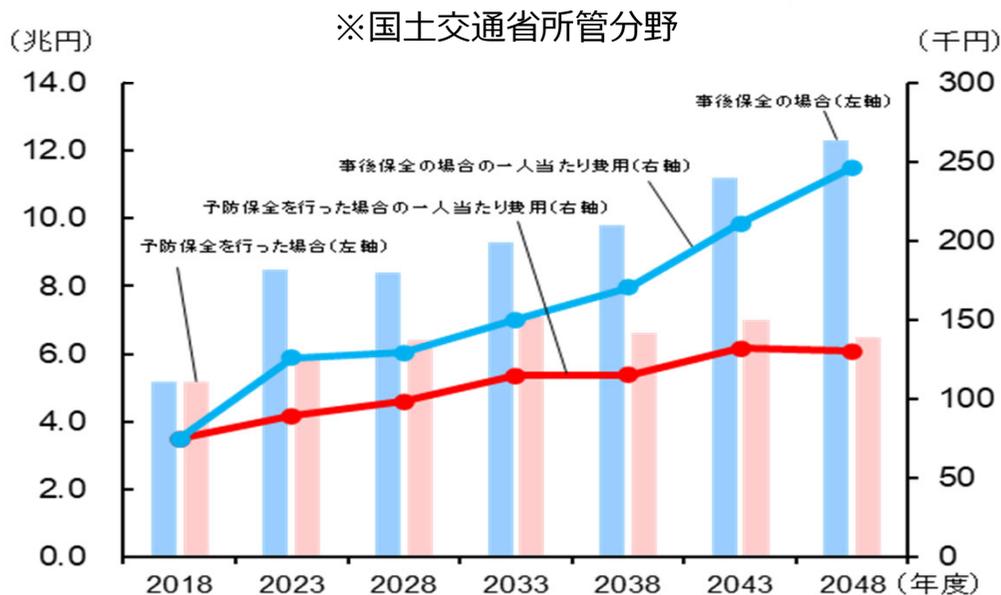


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和5年推計)」、政府統計の総合窓口(e-Stat) - 国勢調査 (総務省)

人口減少と行財政のあり方

- 人口減少下においては、歳出増加を前提とせずとも、一人当たりの行政サービスの水準を維持・強化することは可能であることを踏まえ、歳出改革に取り組む必要。
- 地方行財政については、広域連携やデジタル技術活用を進めることで、自治体ごとの人手不足等に対応するとともに、行政サービスの効率化を徹底していく必要がある。

◆社会資本ストックの維持更新コストの見通し

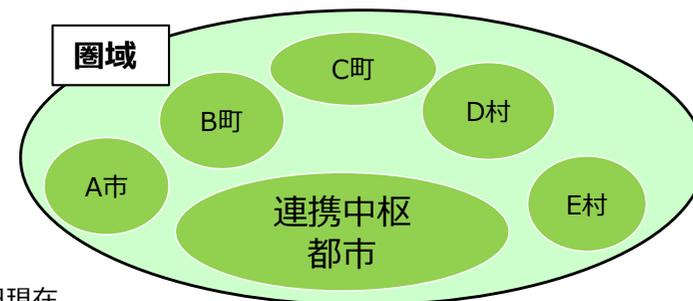


※事前保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
 事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
 ※推計値は幅を持った値としているため、グラフは最大値を用いて作成している。
 (出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)、国土交通省資料を基に作成。

◆人口減少下での行政効率化の例

人工知能(AI)を行政の効率化に生かす自治体が増えている。総務省によると、2020年度の市区町村への導入率は21.6%と、19年度から13.4ポイント上昇した。人口減少の加速で人員や予算の確保が難しくなる中、先端技術を生かして「危機」に立ち向かう自治体の姿を追った。(中略) 県内自治体と連携することでスケールメリットを創出し、初期導入費や運営費などのコストを抑制することを目指す。(中略) 滋賀県は「滋賀県ICT推進戦略」を掲げ、22年度にAI共同導入を予定する。単独導入に比べ、2割程度の運用コスト削減が見込める。(日本経済新聞 2021年11月27日)

◆連携中枢都市圏を中心とした圏域マネジメント



令和4年4月1日現在、
39市(37圏域)が連携中枢都市圏を形成
 (近隣市町村を含めた延べ市町村数：362)

- ✓ 連携中枢都市圏とは、地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏のこと。
- ✓ 相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するために拠点形成。

(出所) 総務省「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」、総務省「連携中枢都市圏の取組の推進」

(参考) 奈良県の水道運営の連携 (奈良モデル)

県が自ら市町村と連携し広域化の取組を支援。

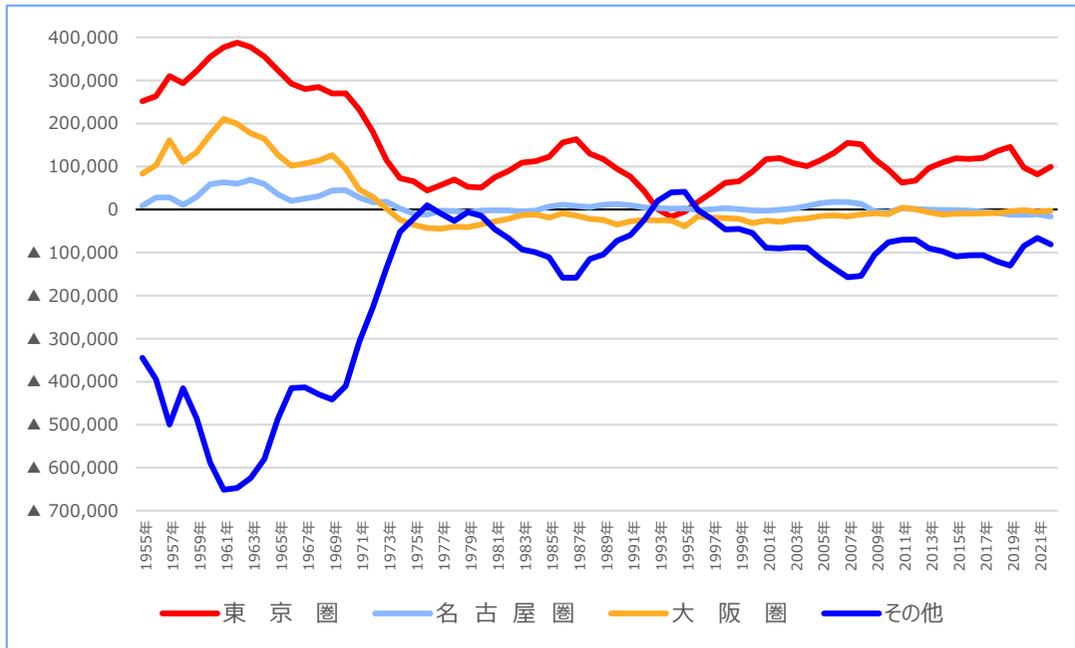
- 県主導 ↓
- H29.10 県営水道と市町村水道を「**県域水道**」として事業統合し、一つの経営体で運営する構想を発表
 - H30.4 「**県域水道一体化検討会**」を立ち上げ
 - H31.3 県域水道一体化の方針「**新県域水道ビジョン**」を策定
 - R3.1 関係団体で「**水道事業等の統合に関する覚書**」
 協議会の設置
 基本協定の締結
 企業団の設立
 - R7 事業統合(予定)

東京への過度な集中の是正

- これまで、東京に日本全体の人口が集中してきたため、地方においてより減少が加速しており、地域社会の在り方にも大きな影響。
- 一極集中が進みすぎると、経済変動や災害等のリスクへの脆弱性が増しかねない。多様な地方都市が自立的に持続していく社会を目指すことが望ましいとの指摘もある。

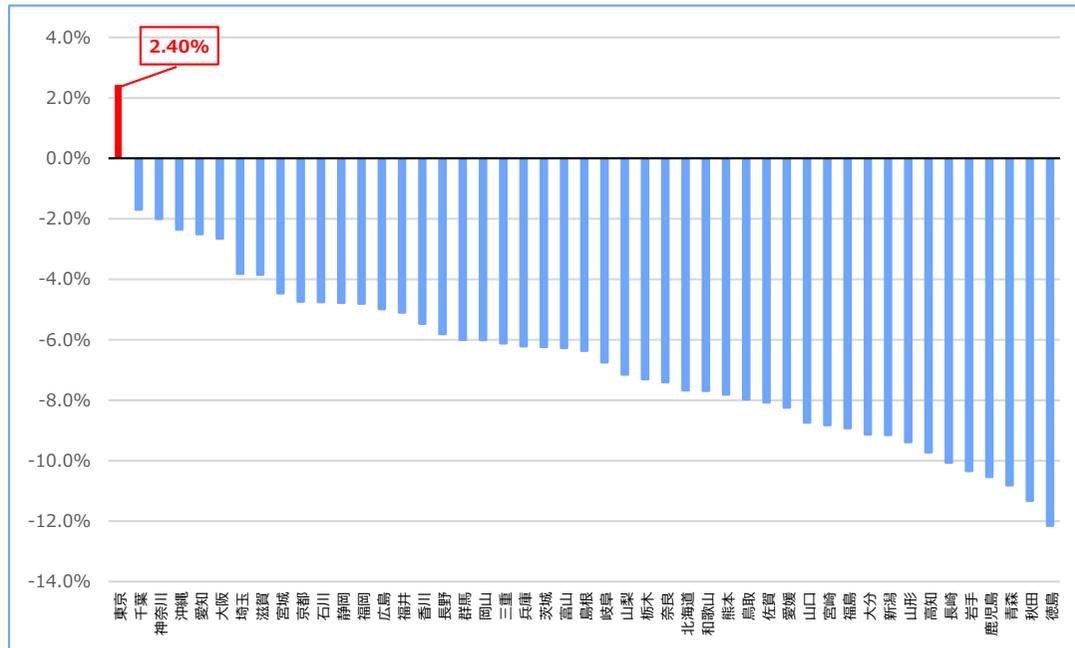
- 地方が消滅し、三大都市圏、特に東京圏のみが生き残る「極点社会」に持続可能性はあるのか。(中略) 若年層を供給し続けてきた地方が消滅する一方で、すでに述べたように、人口稠密地域の大都市圏は一貫して低出生率である。東京都の出生率は2013年で1.13と際だって低い。(中略) **大都市圏への人口移動によって出生率が低下している現象は、日本に限らず多くの国において報告されている。**
- 「極点社会」は、**経済変動への耐久力の面でも課題**が多い。「極点社会」に於ける大都市には、集積効果を追求する経済構造が作り出される可能性が高いが、これは逆に大きな経済変動に弱い「単一的構造」ということができる。**大規模震災などの大規模災害リスクに対応するという点でも問題**がある。首都直下型地震を初め、一部地域での大規模災害が日本全体を麻痺させかねないということがある。こうした観点から、**我が国では、「極点社会」の到来を回避し、地方が自立した多様性のもとで持続可能性を有する社会の実現を目指すことが重要**となるのである。
(出所) 地方消滅 東京一極集中が招く人口急減 増田寛也編著 (中公新書)

◆ 圏域別の転入超過推移



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

◆ 2020年の生産年齢人口比 (対2015年)



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2023年版)」

持続可能な地域社会のデザイン

- すでに人口減少は進行しており、今後出生率が反転したとしても効果が出るには数十年の時間を要するため、ある程度の人口減少を前提とした持続可能な地域社会のあり方をデザインする必要もある。
 - 地方税源の偏在性を是正することにより、財源の多寡による行政サービスの地域格差が過度に広がらないようにすることが必要。また、少子化が進展する中での教育のあり方など、行政サービスの「質」の向上に向けた取組が必要。地域社会における人口減少は、経済活動に必要となる「ハードな」インフラ維持や、行政サービスなど「ソフトな」インフラ維持のコストを増大させる傾向がある。コンパクトなまちづくり・農村等の地域整備や、デジタル技術の活用 の推進などにより、ハード面でのインフラ維持コストの抑制が必要。
- 人口減少は地域圏の経済活動において必要となるインフラ維持の一人当たり負担を増加させる。また、ハードなインフラ維持だけでなく、ソフトなインフラである行政サービスについてもこうした傾向がある。
- さらに、行政サービス以外にも、民間が提供する経済社会活動に必須なインフラサービスの提供において、人口減少が悪影響をもたらす。生活関連サービス施設（「飲食料品小売業」「ショッピングセンター」「飲食店」「郵便局」「銀行」「一般診療所」「歯科診療所」「介護老人福祉施設」「一般病院」「通所・短期入所介護事業」「介護老人保健施設」「救急告示病院」「有料老人ホーム」）の提供には、一定の需要規模、人口規模が不可欠となる。こうしたサービス提供に必要な人口規模を下回る市町村の面積割合について、都道府県別に計算した「生活関連インフラ維持危険度指数」を求めると、2019年時点においても、27%の面積相当の自治体（3大都市圏を除く）で生活インフラの提供が困難となるリスクがあり、2045年になると、34%程度の面積相当の自治体へと広がる。
- こうした事態を避けるために、生活関連サービスインフラが維持できるように集住の促進、公的設備等の集約化、さらにはハードに頼らないサービス提供体制の整備（デジタル化で代替できる設備は保有しない）など、早急な実施が求められる。
- 一方、人口規模は維持される見込みの東京圏においては、そうした懸念は小さいものの、一極集中による人口密度の高さから、一部は規模の不経済が生じている。

（出所）令和3年度経済財政白書

○ 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

○ 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

○ 人口減少下における農村等のあり方

- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

○ 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

少子化総論

1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

2. 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

3. 人口減少下における農村等のあり方

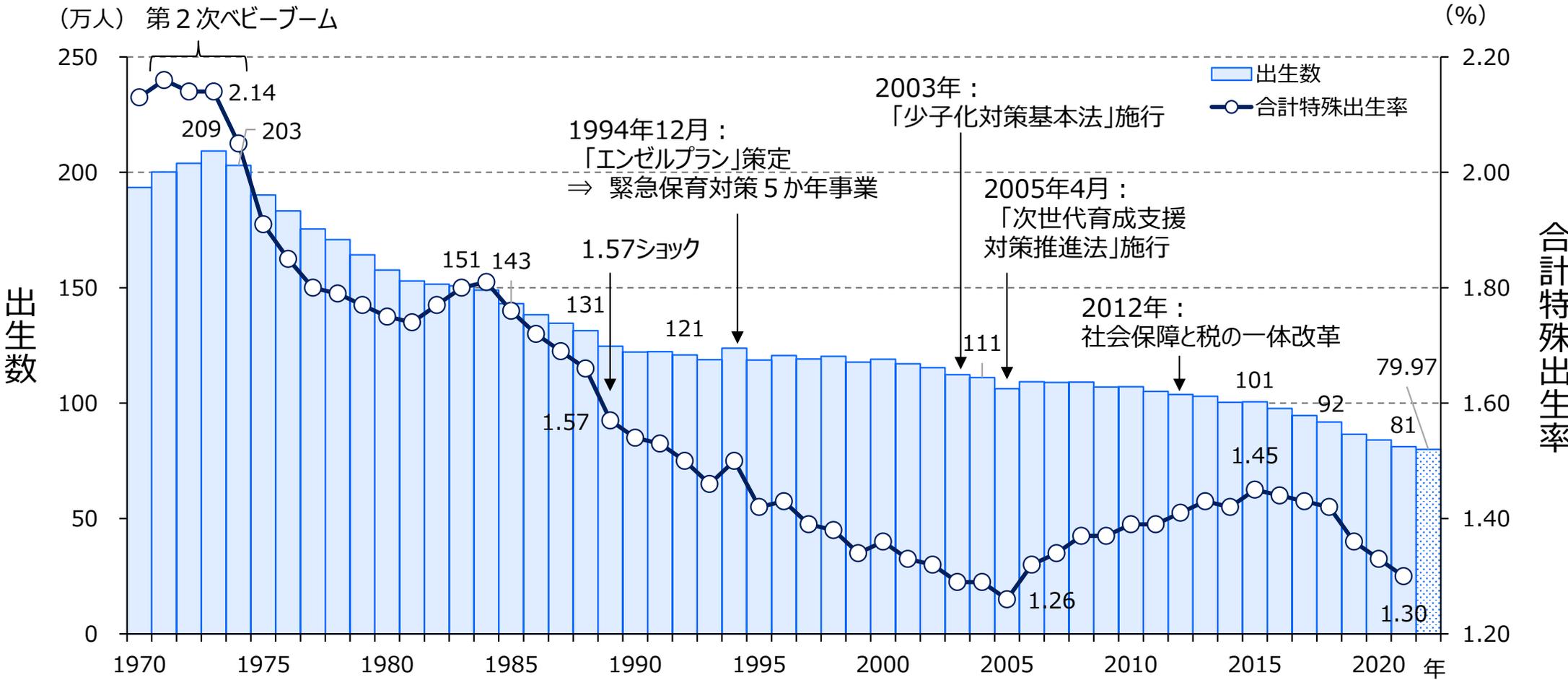
- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

4. 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

出生数・合計特殊出生率の推移

- 我が国では、戦後最低の出生率となった「1.57ショック」を契機に「少子化」が政策課題として認識され、2003年には「少子化対策基本法」が制定されるなど、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- その後も、社会保障と税の一体改革による安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、出生率は2005年の1.26をボトムに一定程度回復したが、近年、コロナ禍の影響もあり、再び低下してきている。



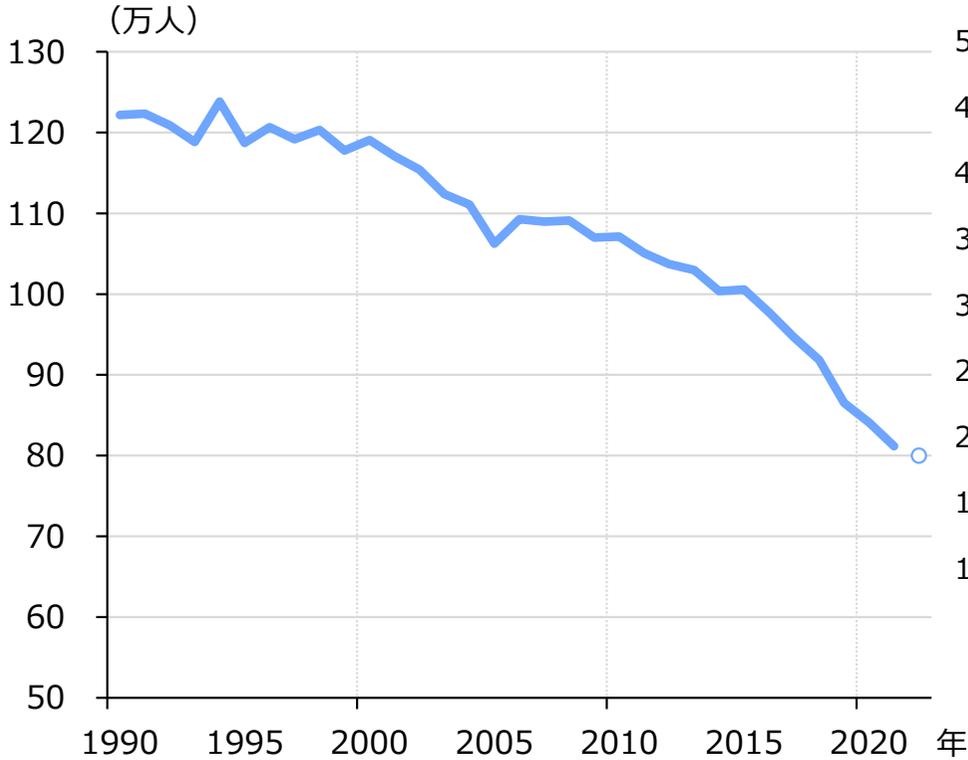
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」
 (注) 出生数は日本における日本人、2022年は速報値 (日本における外国人、外国における日本人を含む。)

2030年代を境に急減する若年人口

【岸田内閣総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

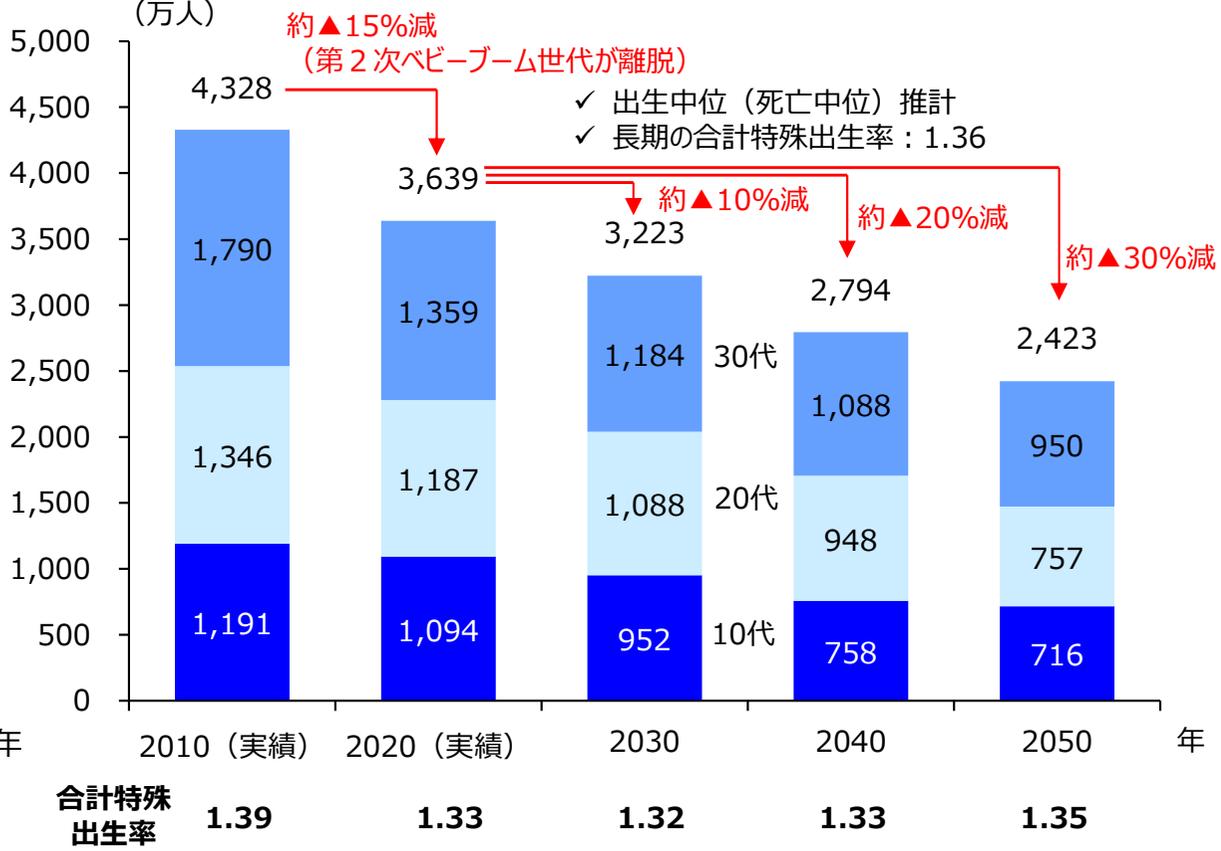
2022年の出生数は過去最少の79万9,700人となりました。僅か5年間で20万人近くも減少しています。**2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍の速さで急速に減少**することになります。このまま推移すると、我が国の経済社会は縮小し、社会保障制度や地域社会の維持が難しくなります。**2030年代に入るまでのこれから6年から7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス**です。

◆出生数の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」
 (注) 出生数は日本における日本人、2022年は速報値（日本における外国人、外国における日本人を含む。）。

◆10代～30代人口の見通し

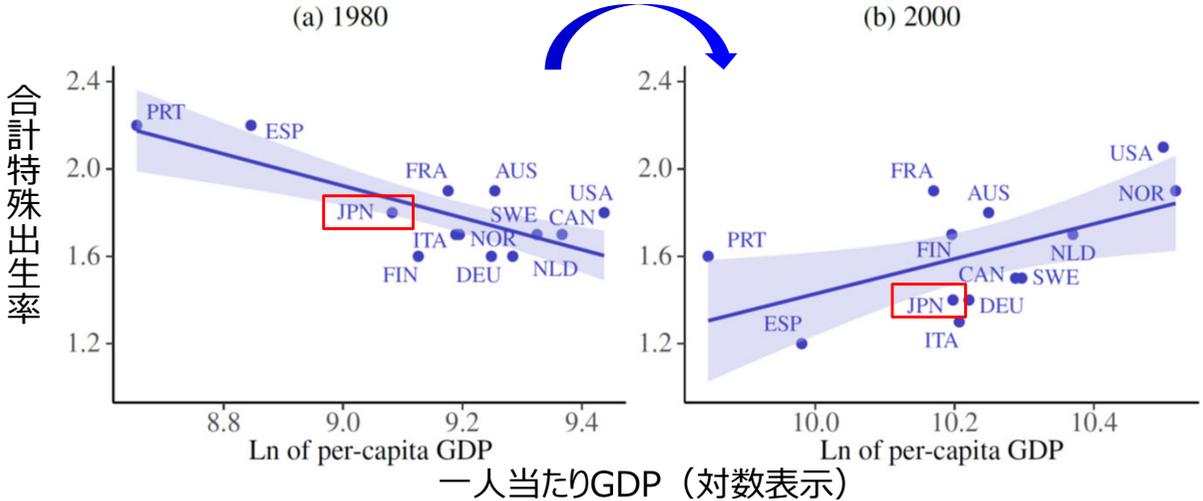


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」、総務省「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」。
 (注) 人口は日本人人口。

出生率に関する最近の議論（1）

○ 従来、所得や女性の労働参加率が高い程、出生率は低下すると言われてきたが、近年、特に高所得国では、その関係が逆転しており、**所得が高い程、女性の労働参加率が高い程、出生率は高くなっている。**

◆所得と出生率の関係

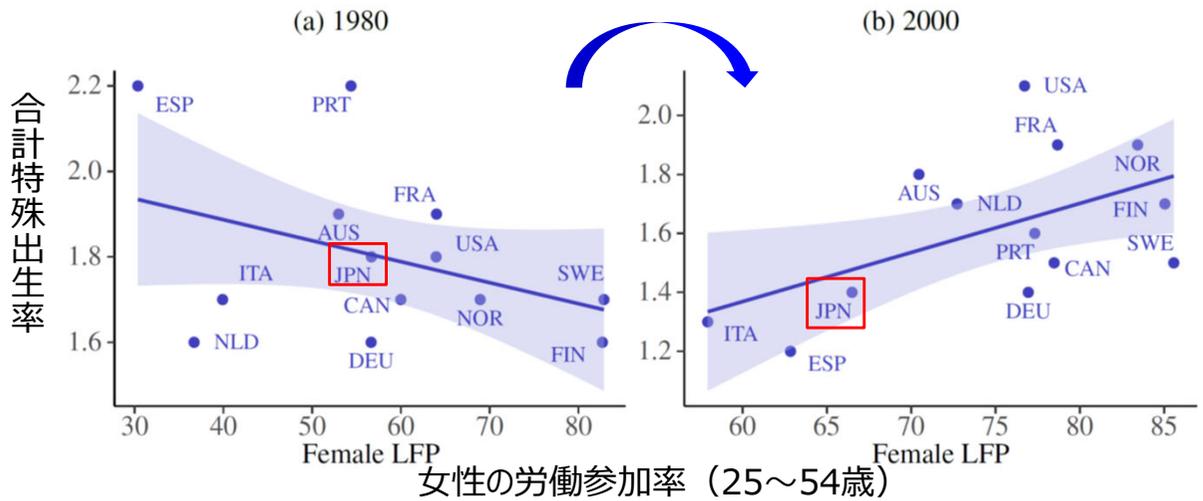


◆出生率に関する従来の理論

こどもの質・量のトレードオフ：
 裕福な親は教育等こどもの「質」に投資することを選好
 → こども1人当たりのコストが増加するため、こどもの「量」は減少する

女性の機会費用：
 女性の賃金が上昇すると、育児に要する時間の機会費用が割高になる
 → より多くの女性が出産よりも就労を選択するため、出生率は低下する

◆女性の労働参加率と出生率の関係



↓
 公的教育の充実、育児の市場化（民間育児サービスの利用拡大）など

近年は必ずしも当てはまらない

(出所) Matthias Doepke, Anne Hannusch, Fabian Kindermann, Michele Tertilt. 2022. "The New Economics of Fertility." IMF Finance & Development, September 2022 及び Matthias Doepke, Anne Hannusch, and Fabian Kindermann. 2022. "The Economics of Fertility: A New Era" CEPR Discussion Paper 17212 より作成。

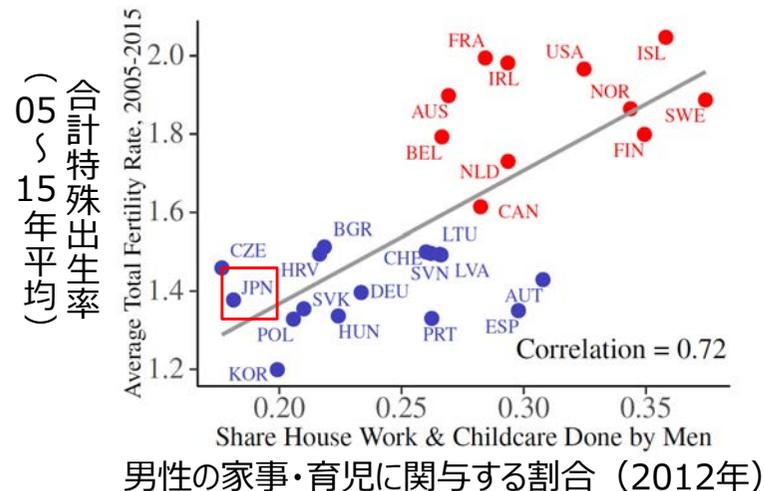
○ 最近の研究では、**女性のキャリアと家庭の両立性（compatibility）**が出生率向上の要因であり、①**父親の参画**、②**母親の就労に関する社会意識**、③**柔軟な労働市場**、④**子育て支援政策**が重要との指摘がある。

◆女性のキャリアと家庭の両立性（compatibility）

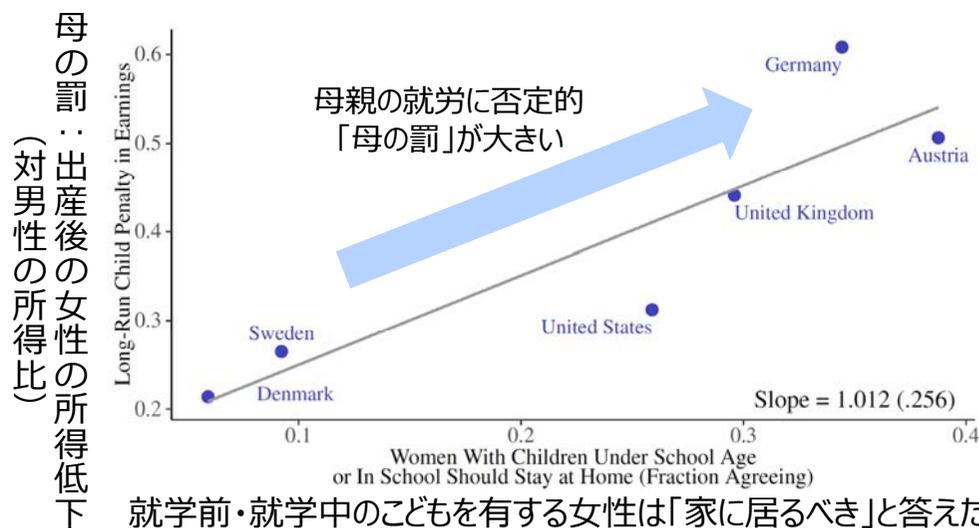
- ✓ **父親の参画（cooperative fathers）**
 - 出産に関する意見の不一致は、出生率を低下させる
 - 父親が育児にほとんど参加しない場合、母親は次の出産に反対する傾向
- ✓ **母親の就労に関する社会意識（favorable social norms）**
 - 母親の就労に否定的な社会規範を有する国ほど「母の罰」が大きい

※母の罰：出産後の所得低下など女性が出産により被る不利益
- ✓ **柔軟な労働市場（flexible labor market）**
 - 安定した職を得ることが難しい環境では出生率は低下
- ✓ **子育て支援政策（family policy）**
 - 保育サービスへの公的支援は育児コストを引き下げ、出生率を上昇させる
 - 公的支援の規模は出生率・女性の労働参加率それぞれと正の相関

◆父親の協力と出生率



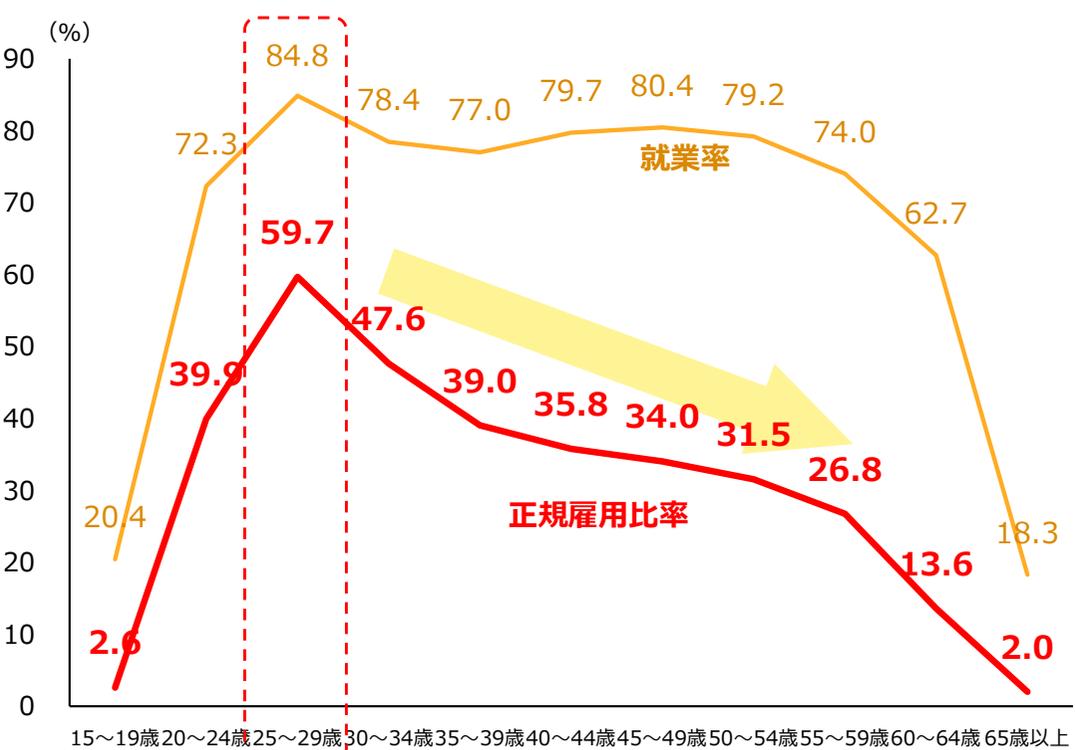
◆社会規範と「母の罰」



わが国における女性のキャリアと家庭の両立の状況について

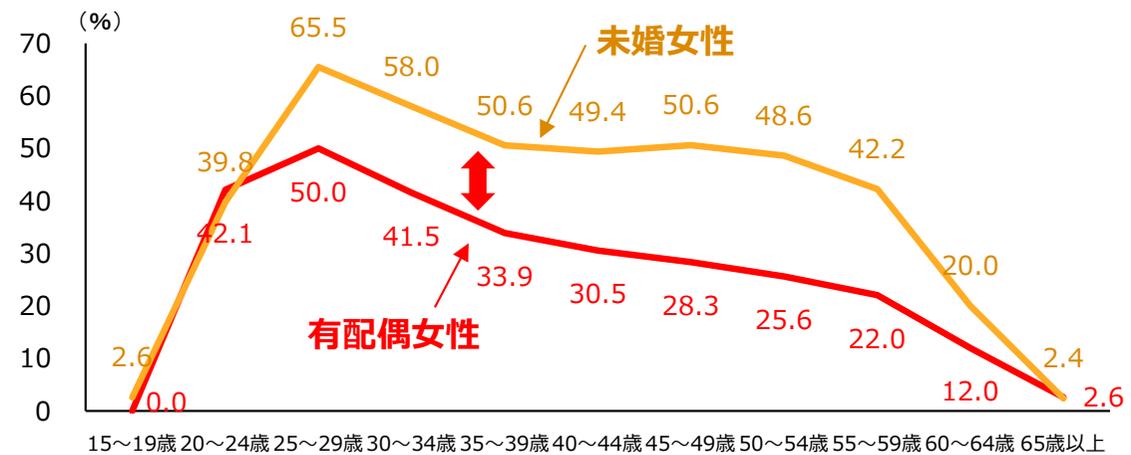
- 我が国においては、女性の就業率が出産・育児期に低下するいわゆる「M字カーブ」は解消に向かっているが、正規雇用比率が20歳代をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる、いわゆる「L字カーブ」がみられる。
- **有配偶女性の正規雇用比率は、未婚女性より顕著に低く、非正規雇用を選んだ理由として「家事・育児・介護と両立しやすいから」が育児期の20～40代で高くなっており、女性のキャリアと家庭の両立を阻む障壁が存在している。**

◆いわゆるM字カーブ、L字カーブの状況



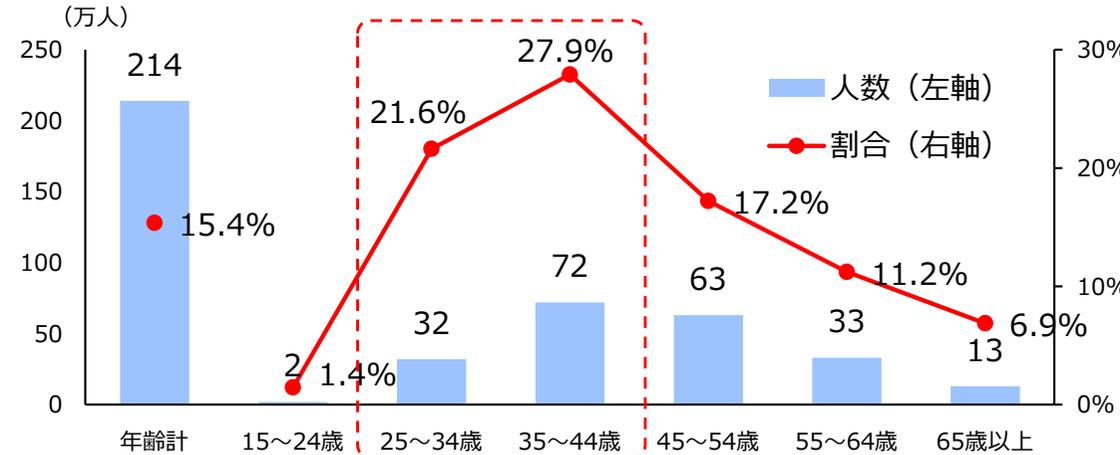
(出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」

◆有配偶・未婚女性の正規雇用比率



(出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」

◆非正規を選んだ理由として「家事・育児・介護と両立しやすいから」を挙げた人数・割合(女性)

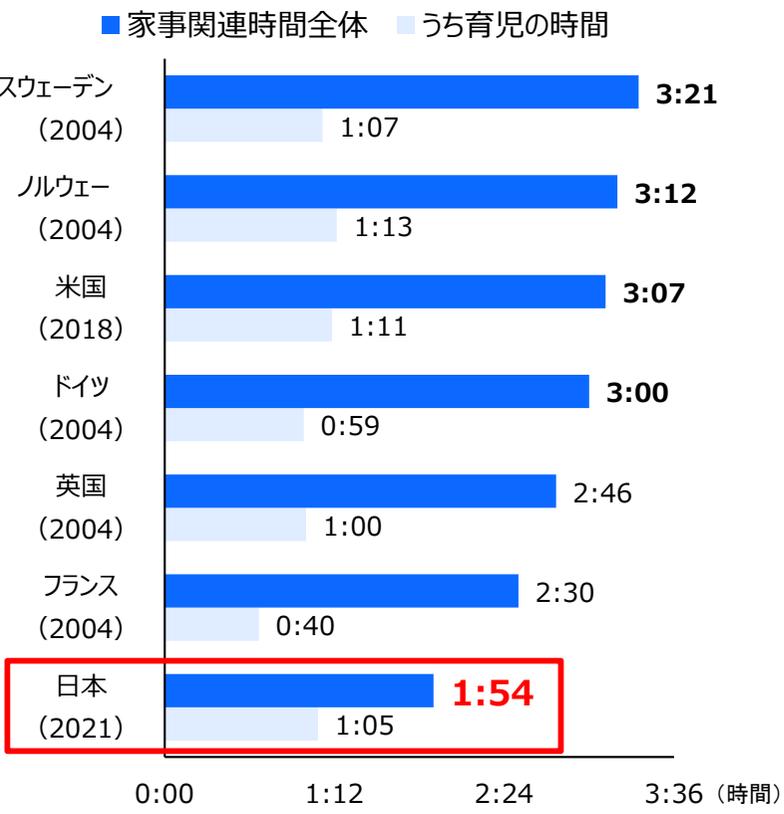


(出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」

①父親の参画（1）

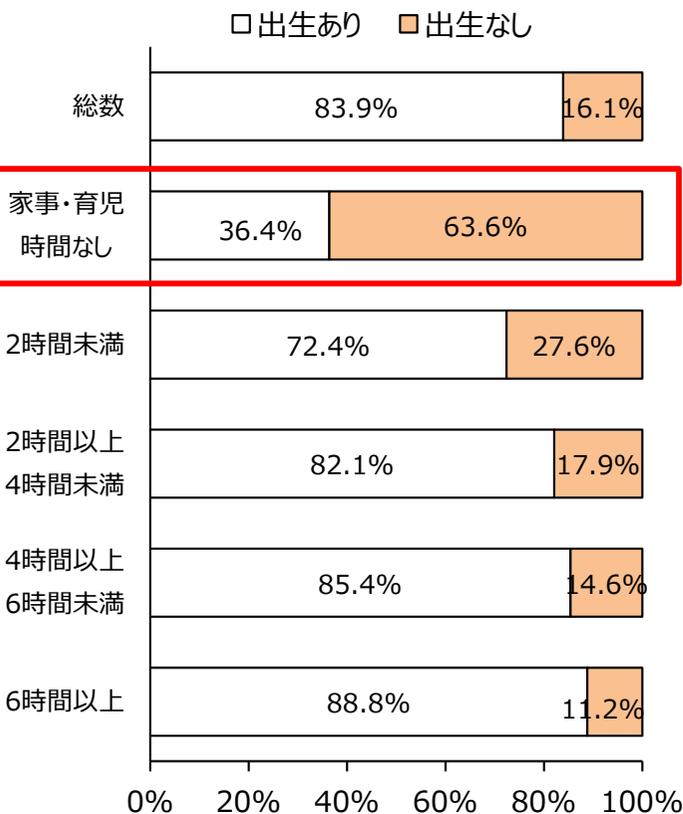
- 第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあるが、我が国の夫の家事・育児関連時間は2時間程度と国際的に見ても低水準。
- 子がいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向。保育園の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向。

◆ 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日あたり）



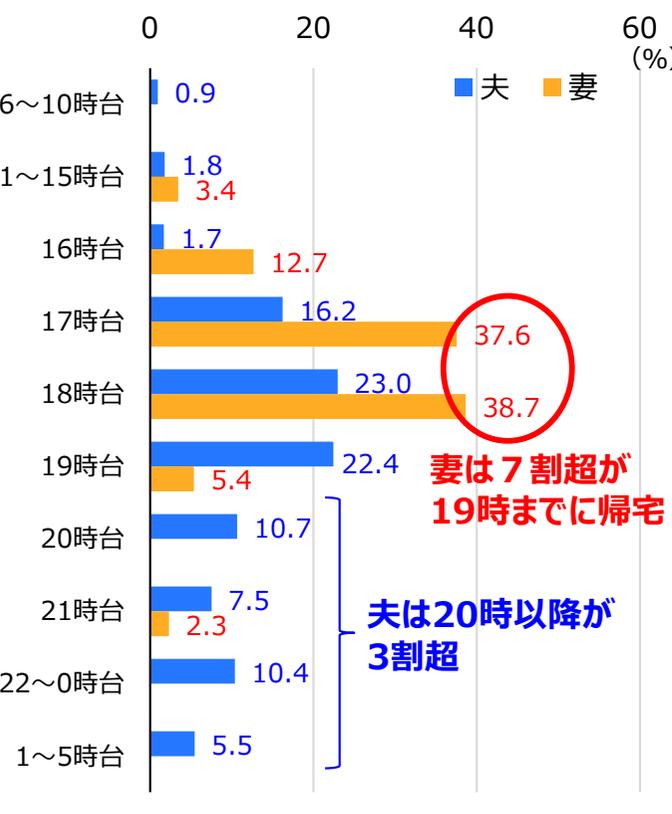
(出所) Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)
 (注) 日本の数値は「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

◆ 夫の休日の家事・育児時間別に見た第2子以降の出生割合



(出所) 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査(2012年成年者)」(調査年月:2021年11月)

◆ 子がいる男女の仕事のある日(平日)の帰宅時間

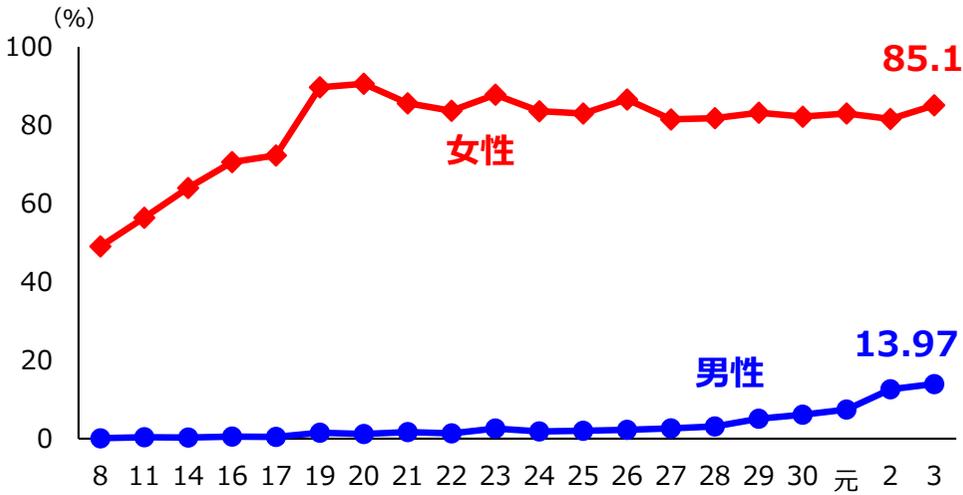


(出所) 総務省「令和3年社会生活基本調査」
 (注) 子が3歳未満、妻の就業時間が週35時間以上の家庭

①父親の参画（2）

- **育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇しているものの女性より大幅に低い。取得期間についても、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は約5割が2週間未満と短期間が中心。**
- **正社員男性が育児休業制度を利用しなかった理由は「収入を減らしたくなかった」や「取得しづらい職場の雰囲気、職場の無理解」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境の存在が見受けられ、こうした状況は、中小企業においてより顕著であると考えられる。**

◆育児休業取得率の推移



(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

◆育児休業の取得期間の状況

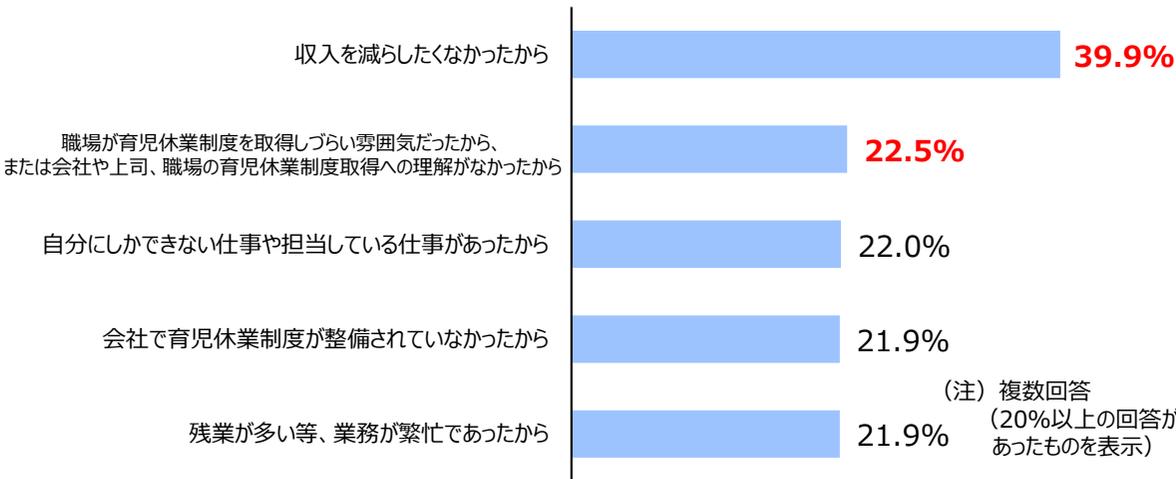
	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～
女性	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	95.3
男性	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	5.7

2週間未満が半数超

半年以上がほとんど

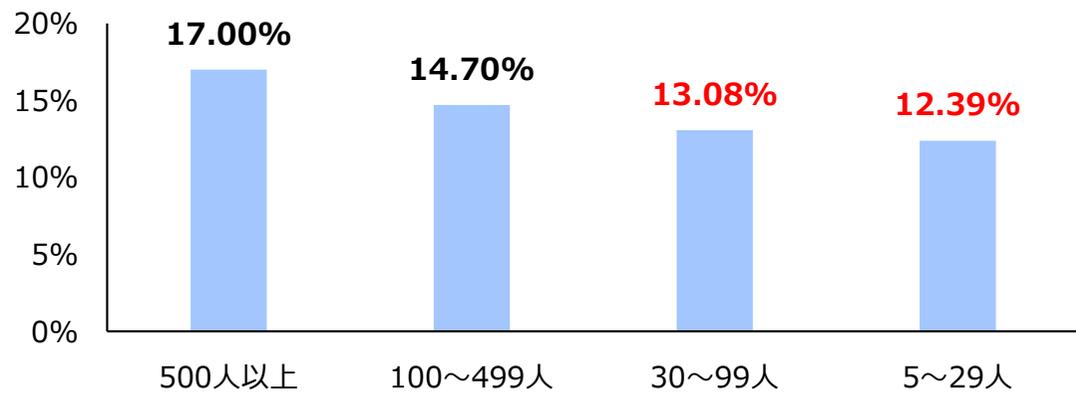
(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

◆男性の育児休業制度を利用しなかった理由（主なもの）



(出所) 令和4年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書

◆事業所規模別の男性の育児休業取得率



(出所) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

- 家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援していく社会を作っていくため、「こども・子育て政策の強化について（試案）」に盛り込まれた関連施策を早急に具体化していく必要。
- とりわけ、**男性の育休の取得促進**は共働き・共育てを定着させるための第一歩であり、**制度と給付両面の対応を抜本強化**することに加え、育休取得に当たって負担を気兼ねする声が、特に中小企業において多いことも踏まえ、**育休を促進する体制整備を行う中小企業に対する支援の強化**に取り組む必要。

◆育児休業給付の概要（現行）

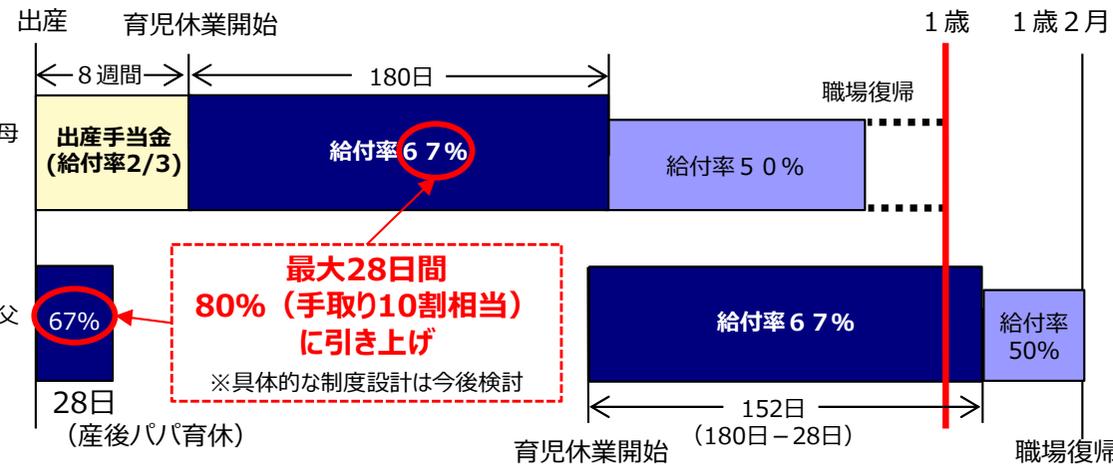
支給要件：雇用保険の被保険者であること等

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・31日以上雇用見込みがあること

支給額：休業開始から180日までは休業前賃金の**67%**、それ以降は**50%**。

（男女ともに取得する場合のイメージ）

支給期間：1歳まで※
（最長2歳まで）



（※）子が1歳になるまでに両親ともに育休を取得した場合は1歳2ヶ月まで（パパママ育休プラス）

◆男性の育休取得率の政府目標

【現目標】2025年：30%



【新目標】2025年：50%、2030年：85%

直近実績（2021年度）
男性：13.97%
女性：85.1%

◆仕事と子育てを両立できる環境整備に取り組む事業主への支援（現行）

■両立支援等助成金（令和5年度予算：100億円、雇用保険2事業）

①出生時両立支援コース（代替要員加算）

- ・代替要員を新規雇用した場合 1回あたり20万円加算

②育児休業等支援コース（業務代替支援）

- A 代替要員を新規雇用した場合 1回あたり50万円支給
 - B 業務の代替者に手当を支給した場合 1回あたり10万円支給
（1事業主当たりAとBを合わせて1年度10人まで支給（5年間））
- ※新規雇用には派遣を含む



周囲の社員への応援手当など育休を支える体制整備を行う
中小企業に対する助成措置を大幅に強化

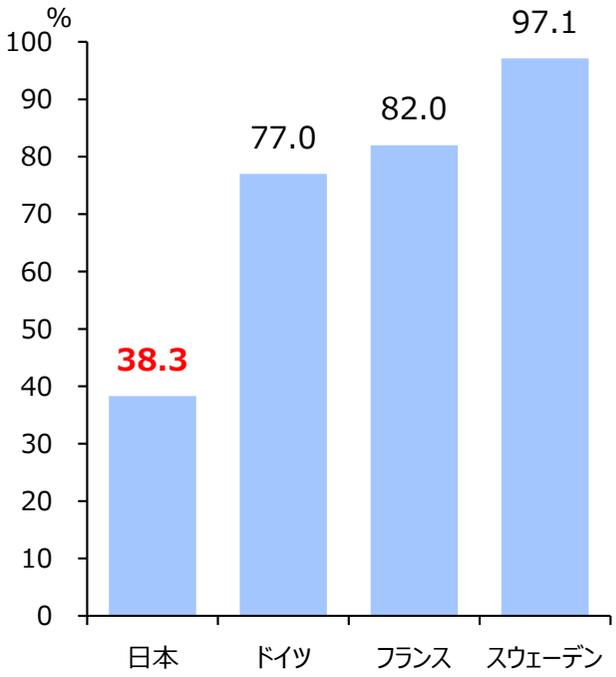
②母親の就労に関する社会意識（1）

- 子育てに関する**社会全体の意識を変えていくことが重要**。我が国では、自国が「こどもを生き育てやすい国」と思う割合が低いほか、就学前のこども育児について、「妻が行う」と考える割合が過半数に達している。
- 他方で、最近の学生の声を聞くと、**育児休業の取得や共働きを希望する男子学生の割合が増加**するなど、変化の兆しもみられる。

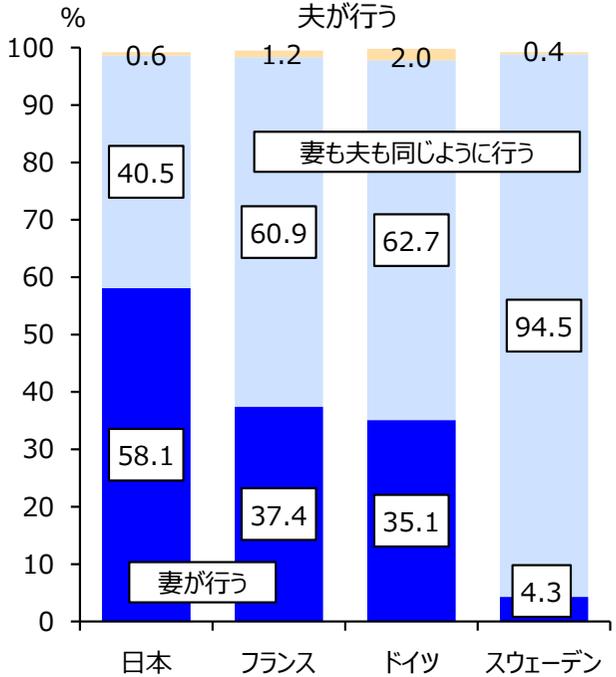
【岸田内閣総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

第2は、「社会全体の構造や意識を変える」ことです。社会的機能の維持が危ぶまれるような少子化が進む今、「こどもファースト社会」の実現は社会全体の課題です。これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加し、社会構造・意識を変えていくという、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと考えています。

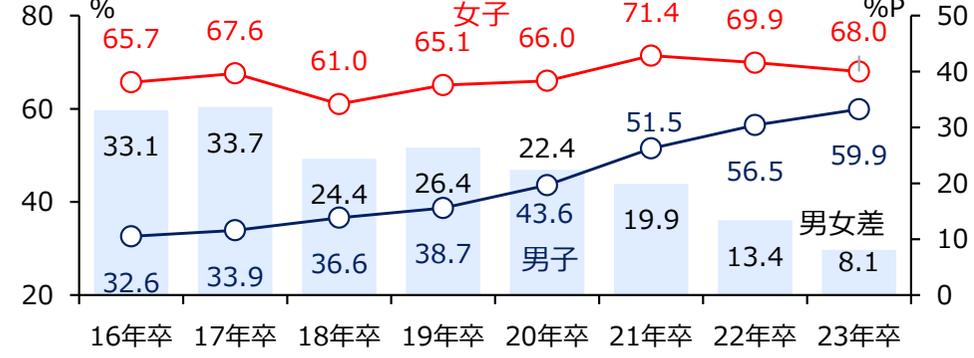
◆自国がこどもを生き育てやすい国だと思う割合



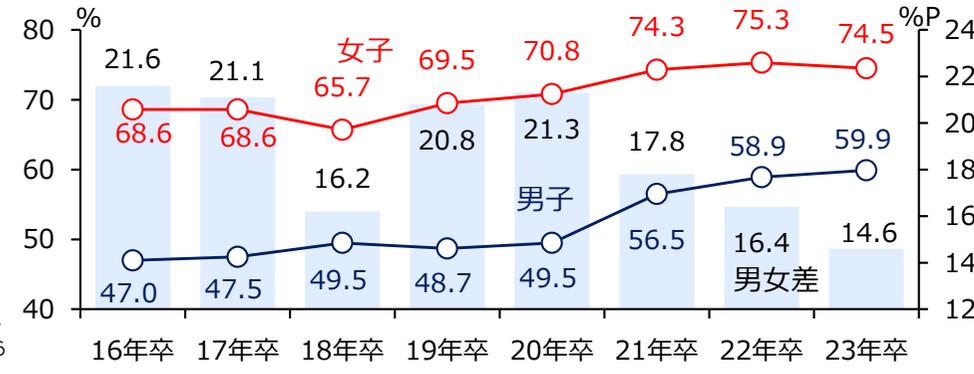
◆小学校入学前のこどもの育児における夫・妻の役割についての考え



◆「育児休業をとって積極的に子育てしたい」と回答した大学生の割合推移



◆共働き希望の大学生の割合推移



(出所) 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」
 (注) 自国は「子供を生き育てやすい国だと思いますか」との質問に対して「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合の合計。

(出所) 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」
 (注) 「妻が行う」は「もっぱら妻が行う」「主に妻が行うが、夫も手伝う」と回答した者の割合の合計、「夫が行う」は「主に夫が行うが、妻も手伝う」「もっぱら夫が行う」と回答した者の割合の合計。合計が100%に満たない場合の端数は「無回答」。

(出所) マイナビ「マイナビ2023年卒大学生のライフスタイル調査」

- **企業による仕事と家庭の両立に向けた取組を促す**とともに、**若者世代が就職・転職にあたって両立支援に積極的な企業を選択できるよう**、有価証券報告書等を通じた開示を含め、**各企業の取組状況の「見える化」をさらに進めていく必要**。
- あわせて、子育て支援や女性活躍を推進する企業を**補助金の採択の際に優遇する取組**が始まっており、こうした取組を**他の補助金にも広げ、企業が両立支援に取り組むインセンティブを強化していく必要**。

◆有価証券報告書における人的資本の開示の義務化

- 2023年3月期より、**人的資本・多様性**等に関する開示の拡充等を行う。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

● 従業員の状況等

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

第5 経理の状況

既存の項目に加えて、以下の項目の開示を求める。

・男女間賃金格差

⇒「女性活躍推進法」に基づき、**常用労働者数が301人以上の企業**に開示を義務づけ

・男性育児休業取得率

⇒「育児・介護休業法」に基づき、**常用労働者数が1000人超の企業**に開示を義務づけ

（令和5年4月1日施行）

※「女性活躍推進法」に基づき公表を選択した場合も開示対象。

・女性管理職比率

⇒「女性活躍推進法」における情報公表の選択項目

◆子育て支援・女性活躍企業の優遇措置（経産省の取組）

- 主要な中小企業向け補助金において、子育て支援・女性活躍推進企業に対して、**加点措置**を講ずる

■対象とする補助金

事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金

（これら補助金で、平成24年度以降、累計のべ約68万者を支援）

■加点措置

- ① 全ての申請者

くるみん認定又は**えるぼし認定**を取得している場合

- ② 従業員100名以下

次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法の一般事業主行動計画を策定し、専用サイトで公表している場合

（参考）くるみん・えるぼし認定の主な認定基準

【くるみん認定（子育てサポート企業の認定）】

- ✓ 男性労働者の育休等取得率10%以上
- ✓ 女性労働者の育休等取得率75%以上
- ✓ 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者に対して、育休や残業免除、始業時刻変更等の措置を講じている
- ✓ 残業時間の平均が月45時間未満



【えるぼし認定（女性活躍企業の認定）】

- ✓ 男女別の採用における競争倍率が同程度
- ✓ 雇用管理区分ごとに、女性労働者の平均継続勤務年数が男性の7割以上
- ✓ 残業時間の平均が月45時間未満
- ✓ 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上



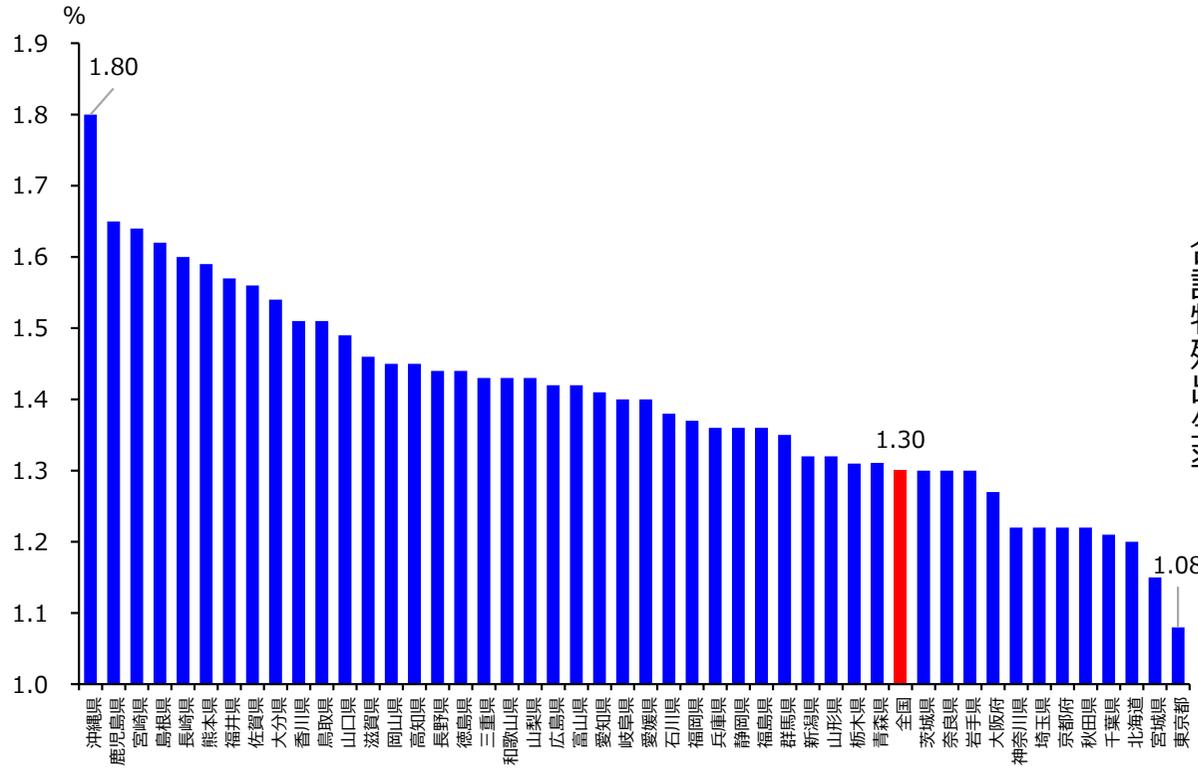
(参考) 都道府県別の出生率と女性の労働参加率

- 国内においても、出生率は地域によってバラつきがあり、都道府県別の女性の労働参加率と合計特殊出生率には、緩やかな相関関係がある。
- こうした地域差に関する分析を更に進め、政策につなげられる余地があるかどうか、検証する必要がある。

【総理大臣記者会見（令和5年3月17日）（抄）】

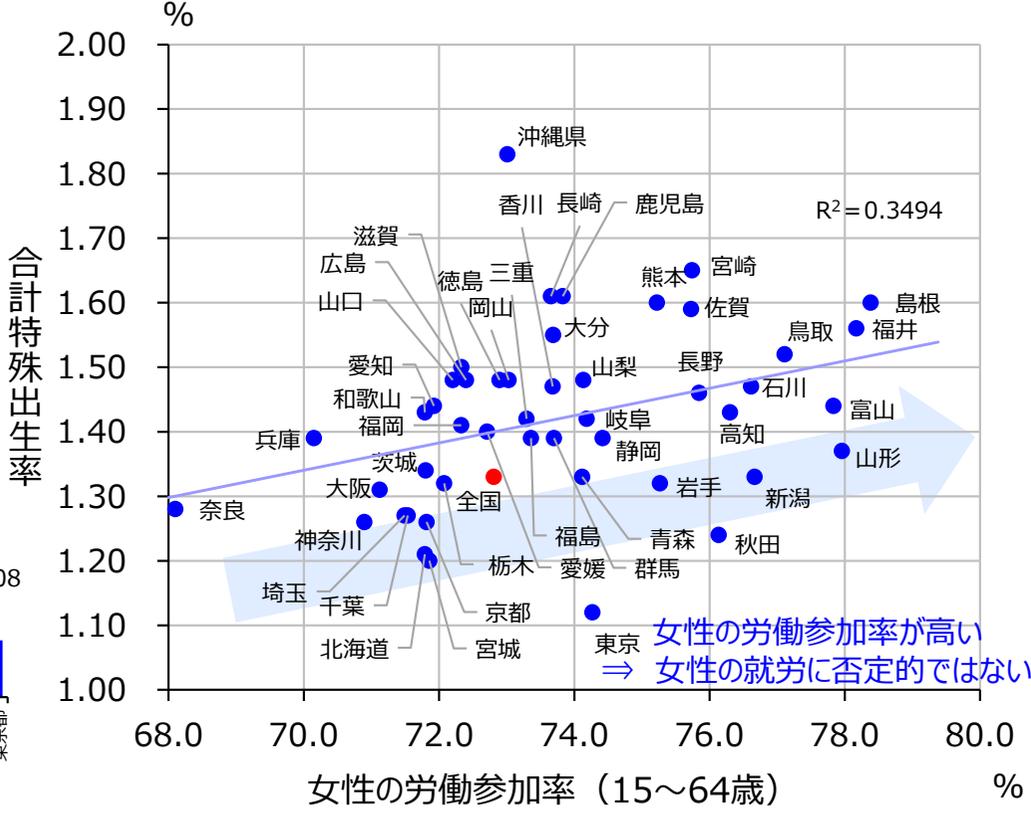
私が訪れた岡山県奈義町は、子育てを終えた方や地域高齢者も参加し、地域ぐるみの住民参加型の子育て支援を展開することにより、出生率2.95という「奇跡のまち」を実現されていました。こうした好事例を横展開し、普及を図ることを目指します。

◆ 都道府県別・合計特殊出生率（2021年）



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」
(注) 2021年の値。

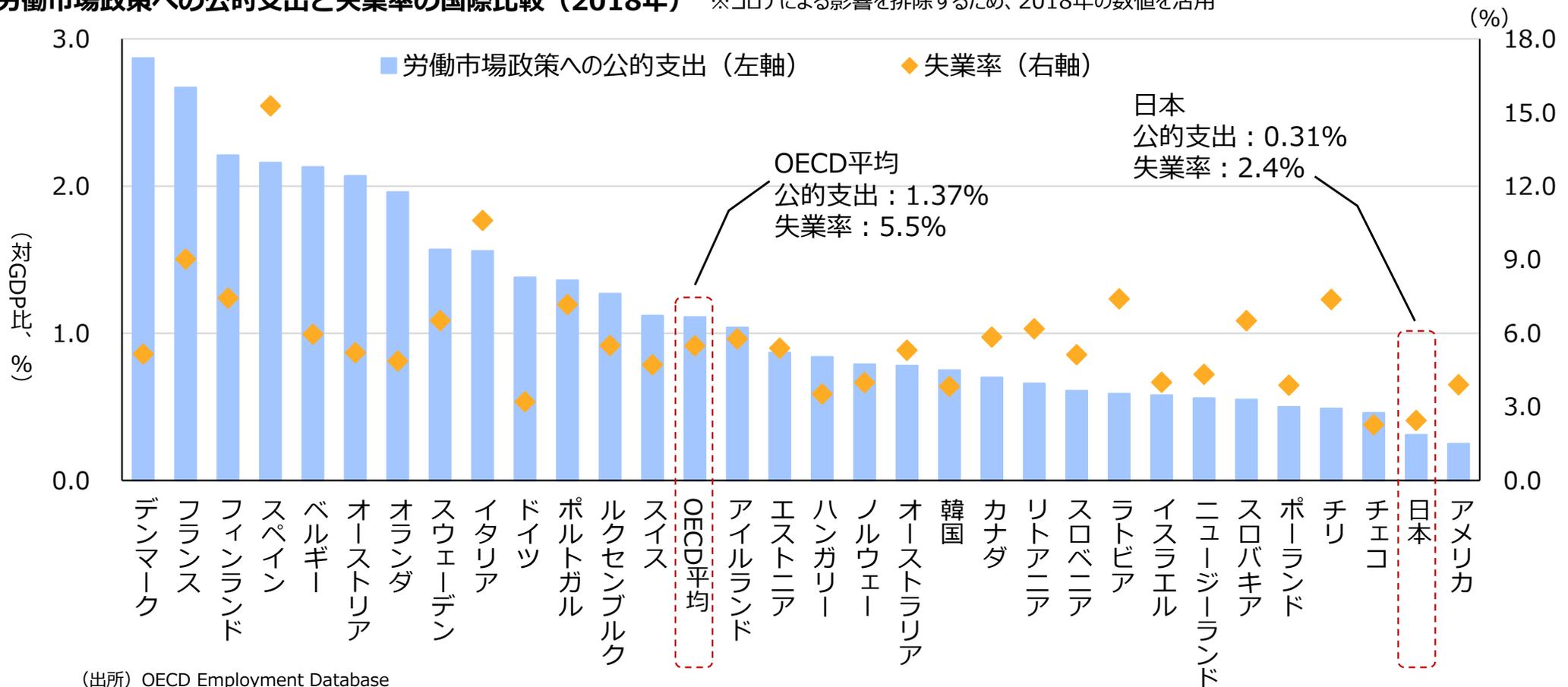
◆ 都道府県別・女性の労働参加率と出生率



(出所) 総務省「令和2年国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」
(注) 2020年の値。

- 国際的に見て、我が国の失業率は低位にあり、**失業時や教育訓練に対する公的支出も低い**。この背景として、長期・安定雇用の慣行の下、不況期においても**企業はできる限り雇用を維持**するとともに、**企業内においてOJTを中心とした教育訓練が提供**されている現状を反映している可能性。
 - こうした事業主に従業員の雇用維持や教育訓練に過度に依存するシステムから転換し、
 - 平時・危機時にかかわらず、**個々人が主体的に学び直しに取り組み、より高い賃金を得られる職務に対応**できるようにする
 - **雇用保険の適用拡大**などにより、**多様な働き方を効果的に支える制度としていく**ことで、より多くの方が**安心して働ける環境を整備**する
- これらを通じて、**全体として成長分野に労働力が投入される環境を整備**していく必要があると考えられるがどうか。

◆労働市場政策への公的支出と失業率の国際比較（2018年） ※コロナによる影響を排除するため、2018年の数値を活用

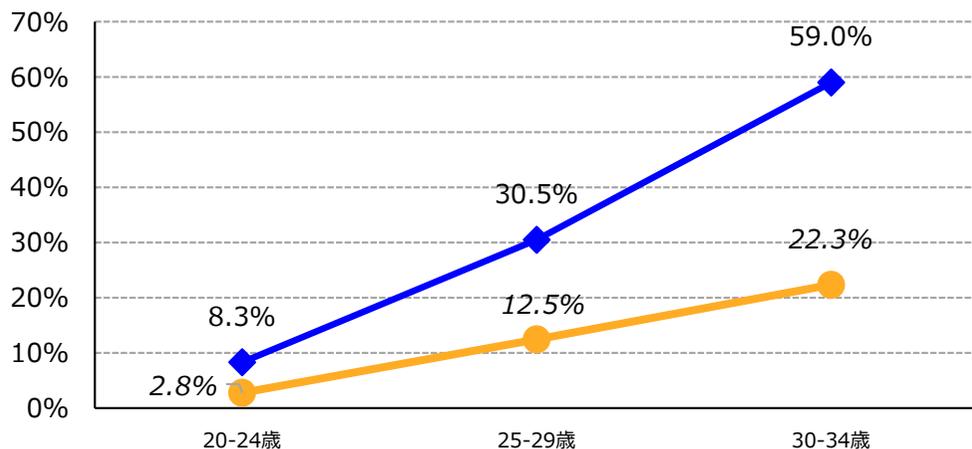


- とりわけ、男性の**有配偶率**を見ると、非正規は正規の**3分の1**程度。また、パート等で働く女性の**出産後の就業継続率は4割にとどまっている**。個人への支援強化とあわせ、**雇用のセーフティネットの適用範囲を拡大し、非正規雇用であっても、安心して働きながら、主体的に学び直しに取り組む**とともに、**仕事と育児を両立できる環境を整備**していくことは少子化対策の観点からも喫緊の課題。

【こども・子育て政策の強化について（試案）（令和5年3月31日 こども政策担当大臣）（抄）】

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない**週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める**。

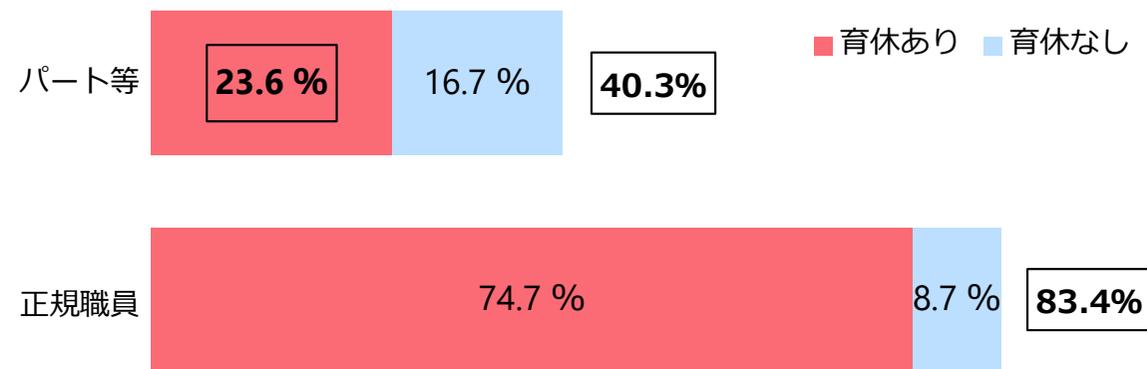
◆男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



（出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」注：数値は、未婚でない者の割合。

◆出産前有職女性の就業継続率

【第1子の出生年（2015-2019年）】



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」
（注）第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

- **同一労働同一賃金**の推進に向けて、「職務給の確立」※を図る中で、より高い実効性を確保していく必要がある。

※個々の職務に応じて必要となるスキルとそれに見合う給与体系を明確化する取組

【全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日 全世代型社会保障構築会議）（抄）】

- 子育て・若者世代の非正規雇用労働者は、基本給や各種手当の支給、能力開発機会等における待遇差や雇用の不安定さなどの課題に直面している。**こうした実態が、少子化の背景の一つとなっている**とも考えられることから、雇用形態に関わらない公正な待遇確保に向けた方策について、引き続き促進する必要がある。
- 「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、**非正規雇用労働者の処遇改善に与えた効果を丁寧に検証した上で、「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しを検討すべき**である。
- **非正規雇用労働者の待遇改善に関する取組状況について、非財務情報の開示対象に加える**ことも含め、企業の取組の促進策を検討すべきである。

◆いわゆる「同一労働同一賃金」について

同一企業内において、正社員とパート・有期雇用労働者等との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止。

均衡待遇：待遇ごとに、その性質・目的に照らして、

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）③その他の事情

のうち適切と認められる事情を考慮して、**不合理な待遇差を禁止**

均等待遇：①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲（人材活用の仕組み）が同じ場合は、パート・有期雇用労働者等であることを理由とした**差別的取扱いを禁止**

⇒ ガイドラインにおいて、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示し、規定の解釈を明確化。

◆「統合報告書」における記載例

【A社：非正規雇用の正社員化】

- 当社は非正規雇用の派遣社員や期間従業員に対して、定期的に評価を行い正社員としての資質を兼ね備えた方々に対しては正社員化を行っています。**2021年度は全社で30名を正社員として採用**しました。

【B社：多様な正社員制度の創設】

- 非正規社員のうち全国転勤の可否など就労条件に一定の制限がありつつも社員と同等の活躍が期待できる人材を正社員化する**勤務地域限定型社員制度を創設**し、多様な人材の活用を推進しています。

【C社：同一労働同一賃金への取組】

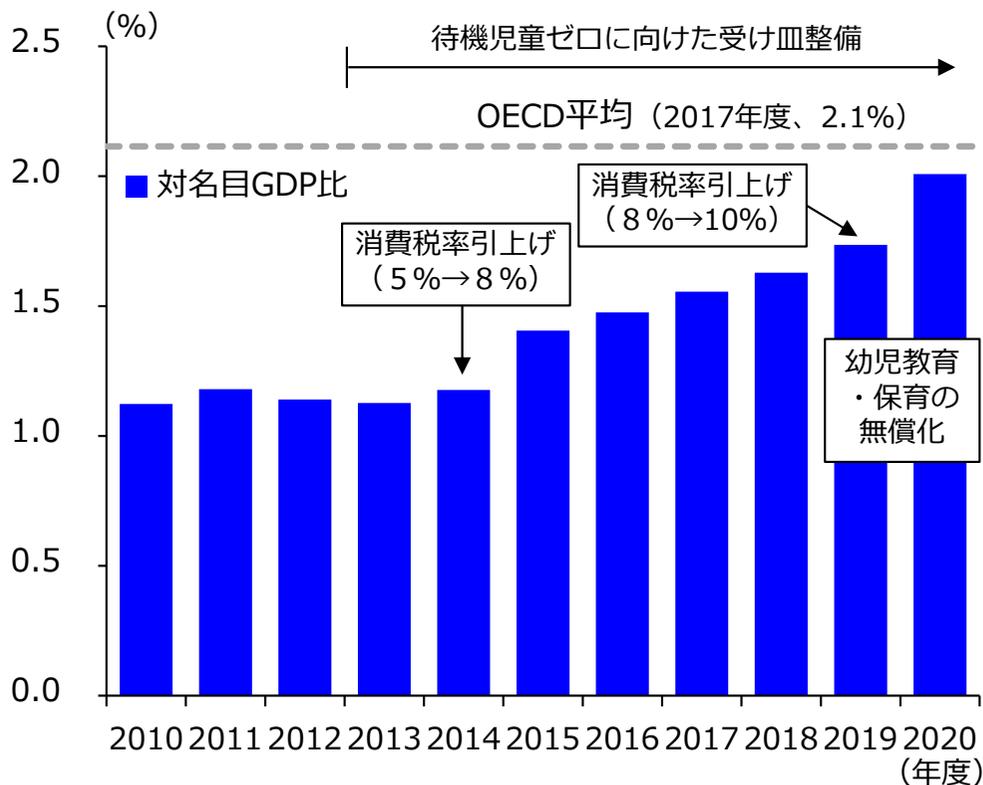
- 「同一労働同一賃金関連法」の趣旨をふまえ、**正規雇用者向け制度の一部を有期契約従業員などの非正規雇用者も利用できる**ようにしています。

➡ こうした例を横展開するとともに、さらに記載内容を充実させていくことが重要ではないか。

④子育て支援政策

○ 近年、消費税財源等を活用し、保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）などを実施。その結果、我が国の「家族関係社会支出」（対GDP比）は大きく増加し、OECD平均に近づいてきている。また、こども1人当たりで見れば、OECD平均を上回る。

◆家族関係社会支出の推移



(注) 2020年度の計数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響（臨時の給付やGDPの減少等）により、実態より上振れている可能性がある。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

◆家族関係社会支出の国際比較

家族関係社会支出 (対GDP比)		18歳以下人口1人当たり 家族関係社会支出 (対国民1人あたりGDP比)	
スウェーデン	3.4%	スウェーデン	15.4%
フランス	2.7%	ドイツ	13.9%
ドイツ	2.4%	フランス	11.8%
イギリス	2.4%	日本	11.0%
OECD平均	2.1%	イギリス	10.8%
日本	1.7%	OECD平均	10.1%
アメリカ	0.6%	アメリカ	2.6%

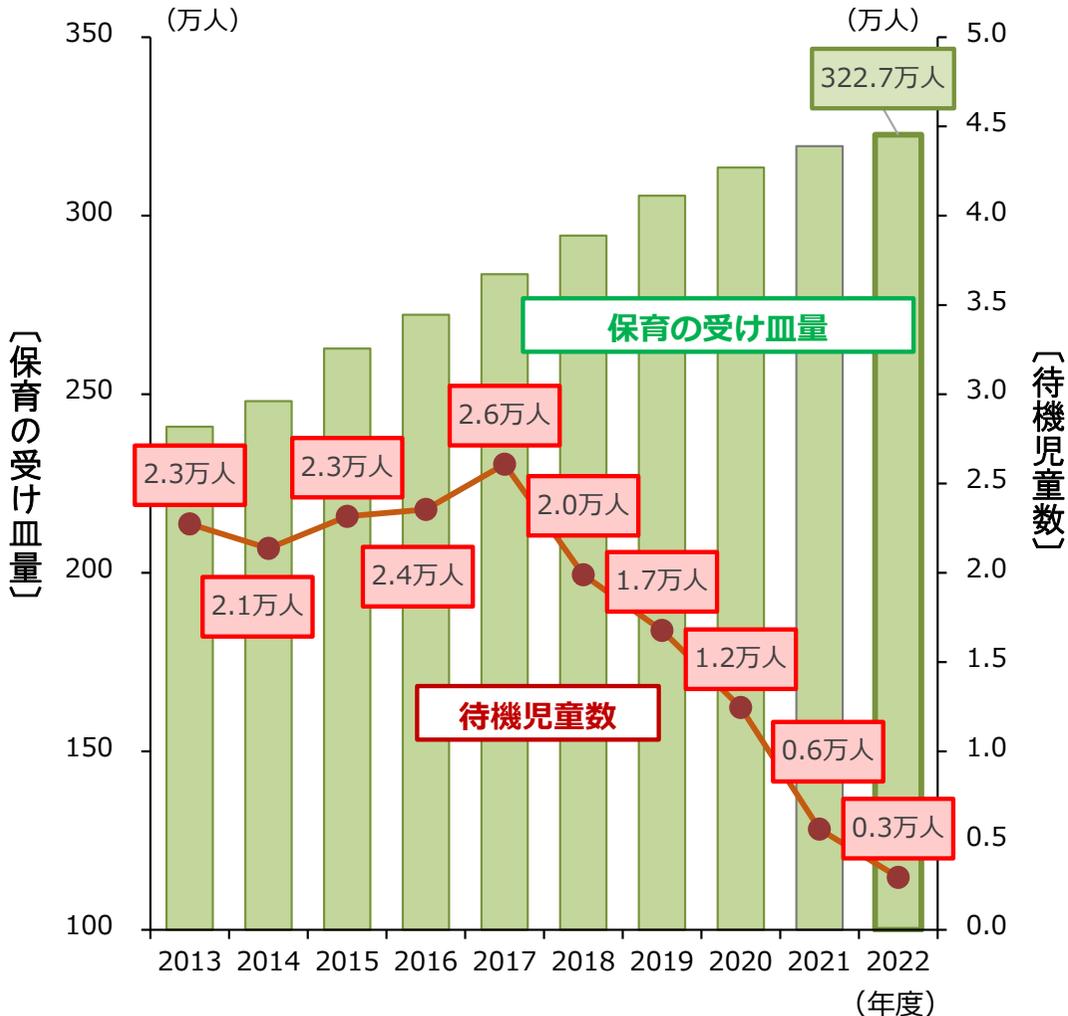
(注) 2019年・年度（2023年4月4日時点）。

(出所) OECD “Social Expenditure Database”、OECD “Education at a Glance 2021”

(参考1) 保育の受け皿整備の状況

- 安定財源を確保しながら、保育の受け皿整備、幼児教育・保育の無償化などを進め、この結果、保育所待機児童は2017年度の約2.6万人から約3千人まで減少させた。
- 試案においては、専業主婦も含めた**全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた基盤整備を進めるとともに、放課後児童クラブの受け皿拡大や病児保育の充実等**を進めることとしており、引き続き、こうした子育て支援政策を着実に進めていく必要。

◆待機児童数の推移



(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」及び「『新子育て安心プラン』集計結果」

◆試案に盛り込まれているサービス拡充施策

- **全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充**
 - ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者等 (一定の就労時間以上)
 - ・専業主婦(夫)等
- ↓
- 【現行の保育制度】

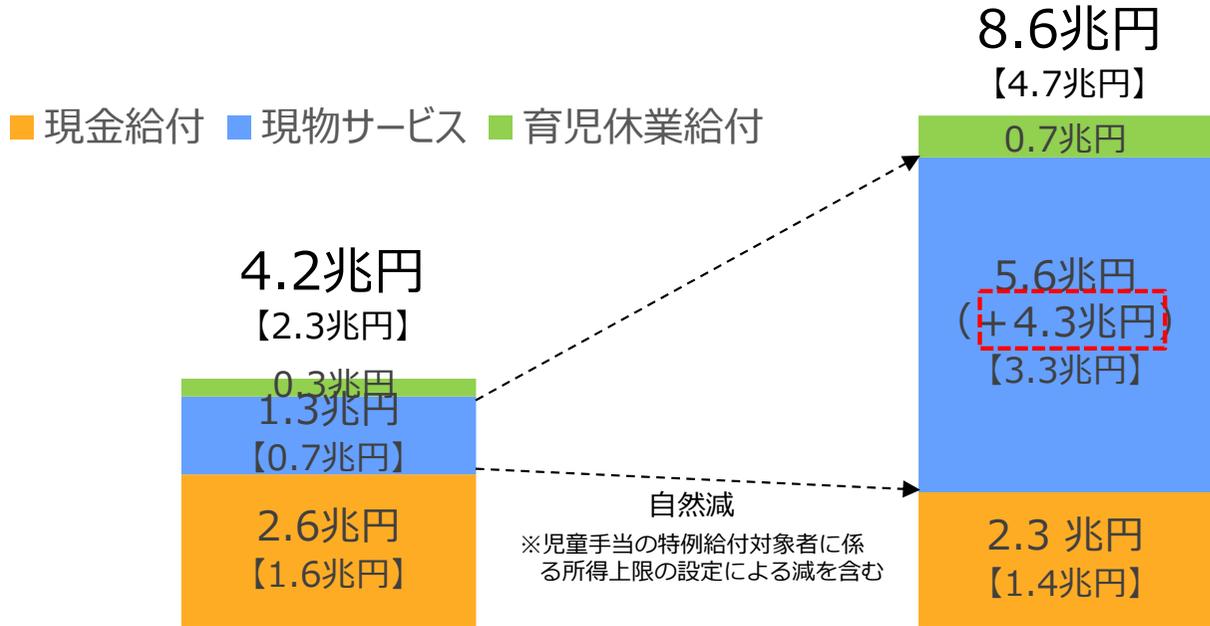
 - 保育の必要性を認定

こども誰でも通園制度(仮称)の創設
- ↓
- **新・放課後こども総合プランの着実な実施**
 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
 ー新・放課後こども総合プランによる受け皿の拡大を着実に進めるとともに、職員配置の改善などを図る
 - **病児保育の充実**

(参考2) これまでのこども予算充実のための財源確保

○ こども予算充実の財源については、全世代型の社会保障制度を構築するとの考え方の下、消費税率引上げの増収分や子ども・子育て拠出金の増額のほか、社会保障関係費の歳出の目安の下での歳出改革により、確保してきている。

◆過去9年間のこども関連予算（地方負担含む公費ベース）の推移



※ こども家庭庁予算+育児休業給付（厚労省計上）
【 】内の計数はこども家庭庁予算の特会出口ベース

- 雇用保険 +0.4兆円
 - 消費税率引上げ +2.2兆円
 - 子ども・子育て拠出金の増額 +0.5兆円
 - 歳出の目安の下でのこども予算の増 +1.6兆円
- ※ 9年間累積
- ◀+4.3兆円の財源▶

(注) 上記のほか、児童扶養手当の制度改革（多子加算額の増額、公費250億円（2017年度予算））の財源確保のための歳出改革がある。

2013年度

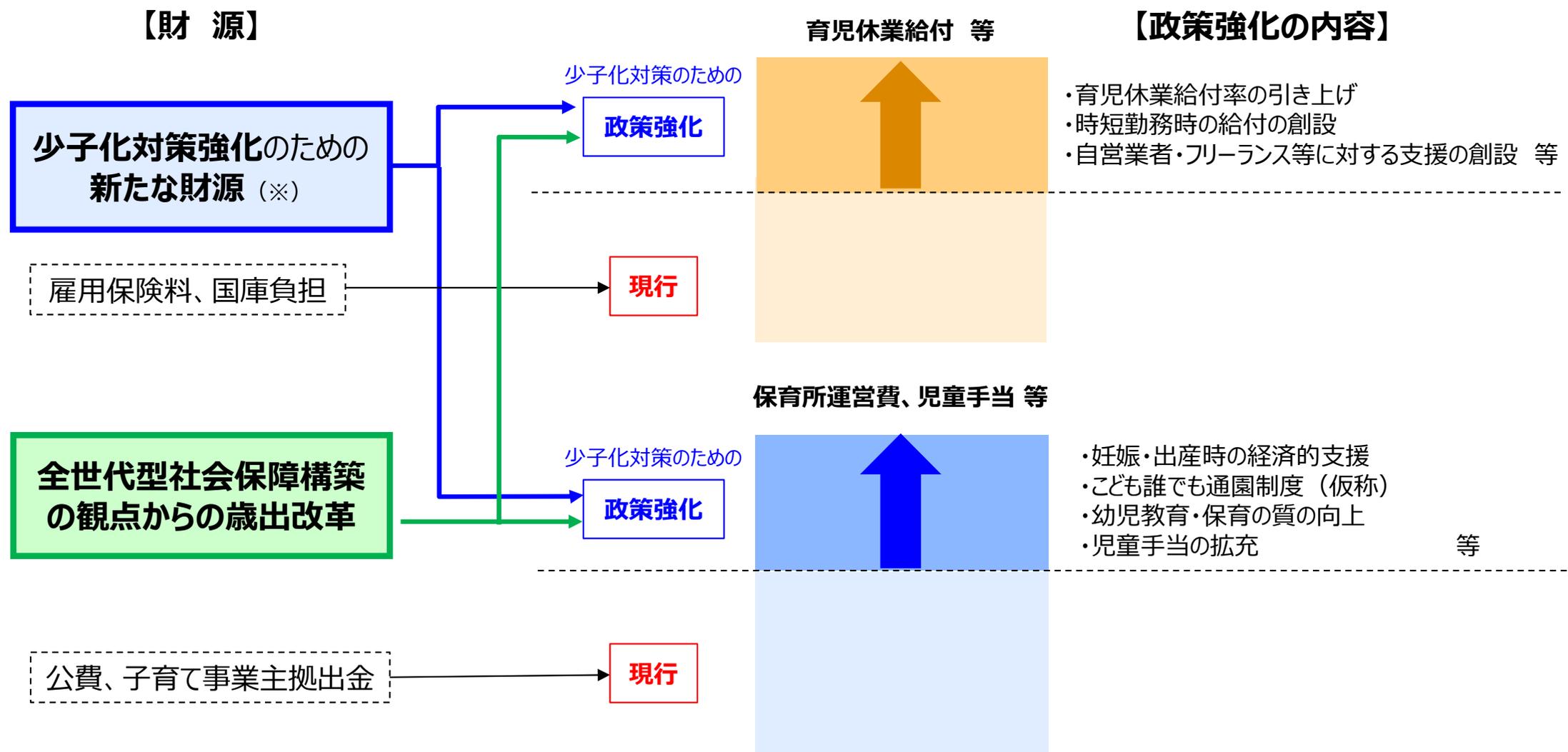
2022年度

現物サービス	2013年度	2022年度	増減	内訳
保育所運営費、地域子ども・子育て支援事業等 (子ども・子育て拠出金を除く)	1.0兆円	3.1兆円	+2.1兆円	受け皿整備等（～2024年度）+0.8兆円程度 幼児教育・保育の無償化+0.9兆円程度
大学等修学支援費	-	0.6兆円	+0.6兆円	
障害児給付費	0.1兆円	0.9兆円	+0.8兆円	
0-2歳児保育所運営費、企業主導型保育等 (子ども・子育て拠出金分)	0.1兆円	0.6兆円	+0.5兆円	0-2歳児保育の受け皿整備 +0.3兆円程度、 企業主導型保育 +0.2兆円程度
現金給付	2013年度	2022年度		
児童手当（公務員分を除く）	2.1兆円	1.8兆円	▲0.3兆円	
児童扶養手当	0.5兆円	0.5兆円	▲0.05兆円(注)	

※ 計数については、推計によるものを含む。

(注) 制度改革による増を除く自然減は▲0.07兆円

○ 少子化対策の観点から制度横断的に政策を強化していく必要。その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取組みを継続しつつ、骨太2022に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要がある。



(※) 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定) (抄)
 安定的な財源の確保にあたっては、**企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み**についても検討する。 24

- こども・子育て政策の充実・強化に必要な安定財源を確保するに当たっては、地方においては歳出改革に取り組む中で、こども・子育て政策の全国的な充実・強化と、地方一般財源総額の現行水準の下、自治体が単独事業として実施している事業との重複排除などを含めて整理していくことも必要。

◆地方単独事業（ソフト事業）の状況（こども・子育て政策関連事業の例）

（億円）

政策	内容	金額(R3)
私立保育所 （地方単独事業分） 助成に要する経費	私立保育所・特別保育事業の運営費への助成を目的とした事業に要する経費（国基準への上乗せ又は主食費等の実費負担分への単独助成分）	2,334
子どもに対する現金給付 に要する経費	地方公共団体独自の子どもに対する現金給付	540
放課後児童健全育成事業費 （地方単独事業分）	地方公共団体が単独で実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後児童対策事業に要した経費	430
子育て支援に要する経費 （地方単独事業分）	子育て力の強化（一時預かり、子育てボランティア（保育ママ）等の支援）や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、児童家庭相談、私立子育て支援施設に対する助成、子育て支援情報の発信など、子育て支援に要した経費	320

◆「特集・23年度施策展開（上）＝子ども・子育て関連施策に重点」（2023.3.27 時事通信社）（抜粋）

都道府県・政令市の2023年度当初予算では、岸田文雄首相が子ども予算の倍増を掲げる中、同様に関連施策に重点を置くケースが目立った。

A県は、「レスパイトサービスモデル事業費」として約1400万円を計上。ヤングケアラーが安心して自分の時間を過ごせるように、家庭向けに家事支援サービスなどを提供するモデル事業に当たる。

B県は0～1歳児保育について、国基準以上の保育士を配置する私立保育所などを支援する。事業費は約1億8400万円で、国基準を超えて配置される保育士は160人を超える。

◆「1歳未満の子育て世帯へ訪問支援＝C市」（2023.3.15 時事通信社）（抜粋）

C市は、子育てに不安を抱える満1歳未満の子どもを持つ世帯などを対象に、訪問して家事や育児を支援する事業に乗り出す。子どもを持つ母親の産後うつなどを防止し、養育環境を整える。「ヤングケアラー」への訪問支援事業を含めて、2023年度に1500万円を充てる。

国からの補助の対象であるヤングケアラーだけでなく、市独自として妊婦や満1歳未満の子育て世帯を対象に加えたことが特徴。市のケースワーカーや保健師らの訪問によって、支援が必要と判断した世帯を対象とする。

- 女性のキャリアと家庭の両立性が出生率向上の要因であり、①父親の参画、②母親の就労に関する社会意識、③柔軟な労働市場、④子育て支援政策が重要との指摘がある。それぞれについて、以下のような取り組みを進める必要がある。

【①父親の参画】 男性育休の取得促進に向けた制度と給付両面の対応の抜本強化や多様な働き方を組み合わせることで育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みの構築。

【②社会意識】 各企業の取組状況の「見える化」や、子育て支援や女性活躍を推進する企業を補助金採択時に優遇するなど、企業のインセンティブ強化。

【③柔軟な労働市場】 雇用のセーフティネットの適用範囲を拡大し、非正規雇用であっても安心して働きながら主体的に学び直しに取り組むとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備。

【④子育て支援政策】 保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）などを実施してきた結果、「家族関係社会支出」（対GDP比）は、近年、大きく増加。引き続き、こうした子育て支援政策を着実に実施。

- 少子化対策の観点から制度横断的に政策を強化していく必要。その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取組みを継続しつつ、骨太2022に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要がある。

少子化総論

1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

2. 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

3. 人口減少下における農村等のあり方

- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

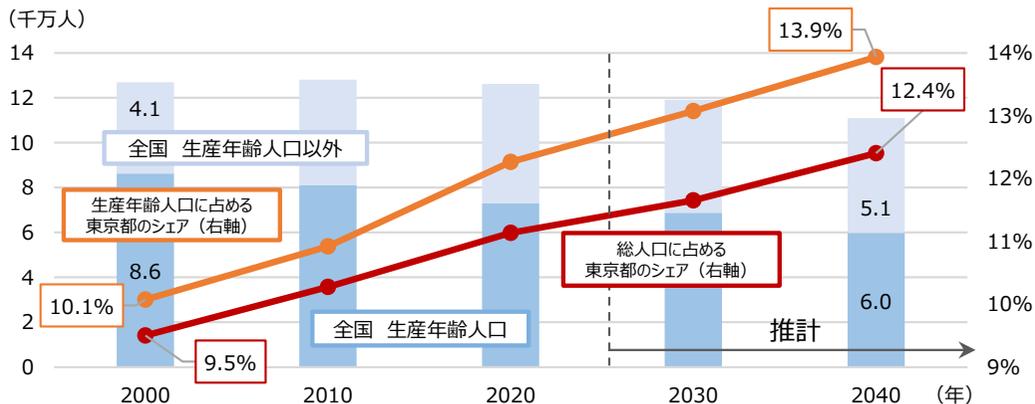
4. 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

人口減少下の東京一極集中について

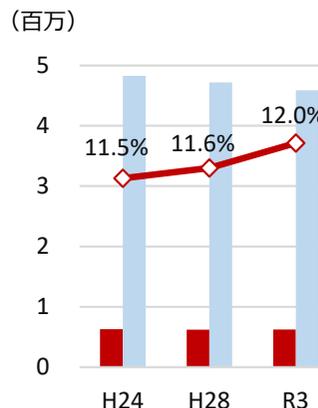
○ 我が国では近年、総人口が減少する中、人口動態や経済活動面において東京一極集中が続いてきている。

◆ 人口の推移と東京都のシェア



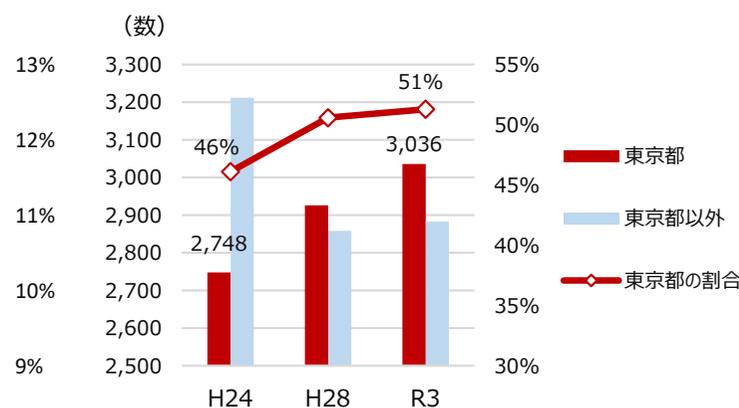
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2023年版)」、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、「日本の地域別将来人口推計(平成30(2018)年推計)」をもとに作成

◆ 事業所数の推移

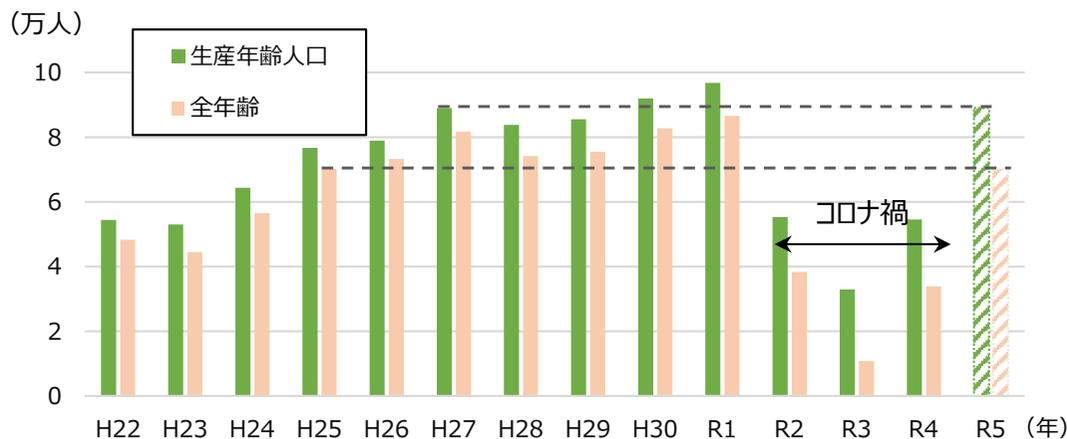


(出所) 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(注) 事業内容等不詳のものを除く。

◆ 資本金10億円以上の企業数の推移

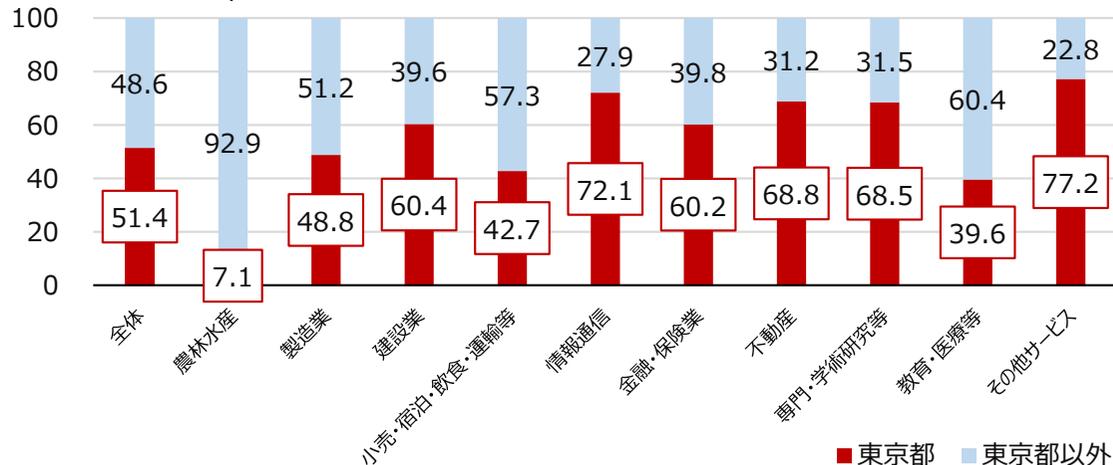


◆ 東京都への転入超過数の推移 (生産年齢人口・全年齢別)



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
(注) R5年については1月・2月の転入超過数を基にした推計値。

◆ 従業員1,000人以上の事業所数における東京都のシェア (単位: %)



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

◆ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定)

過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題である。

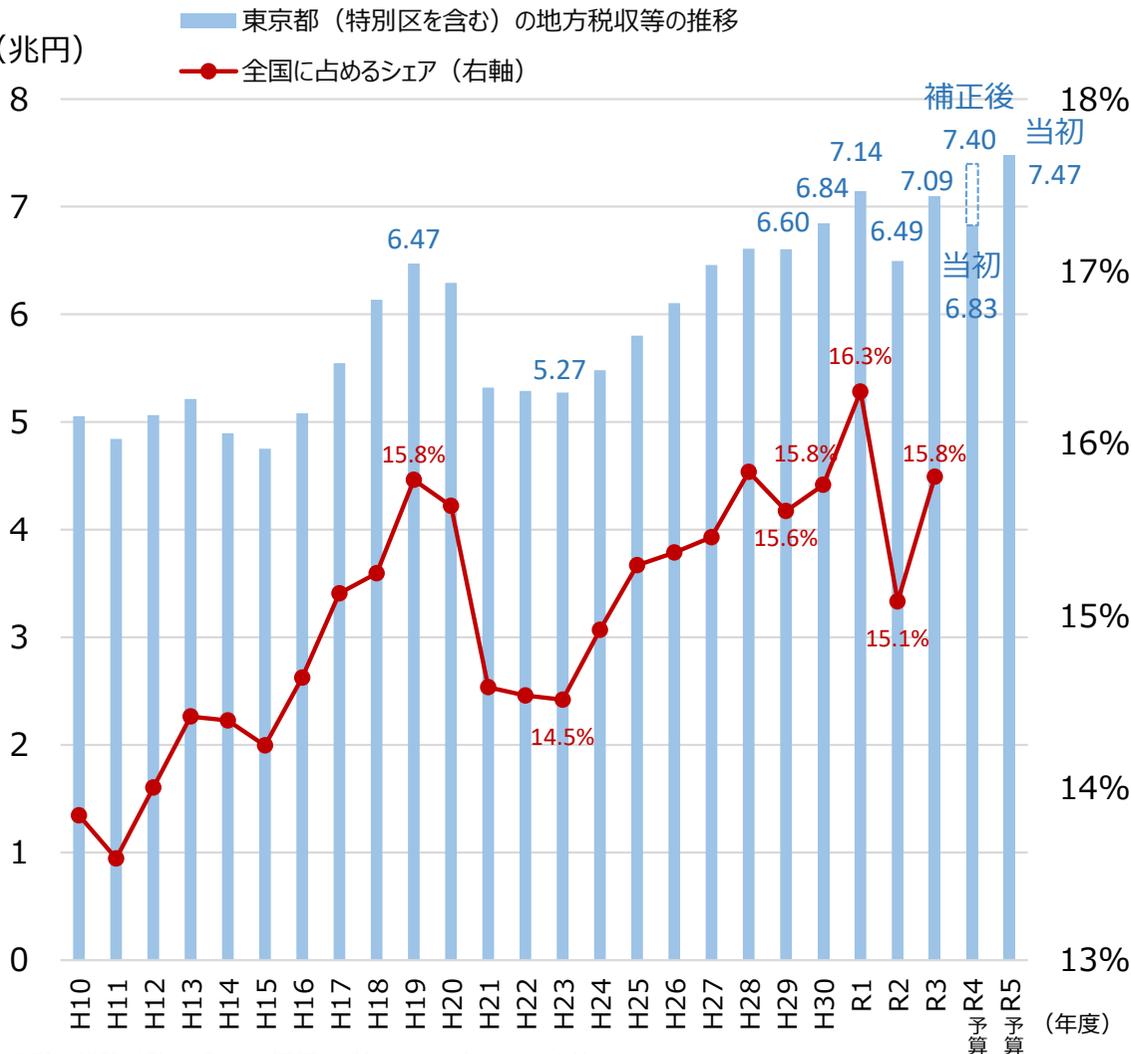
◆ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、「集中から分散へ」という考え方の下、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へと、ポトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことが今こそ必要である。

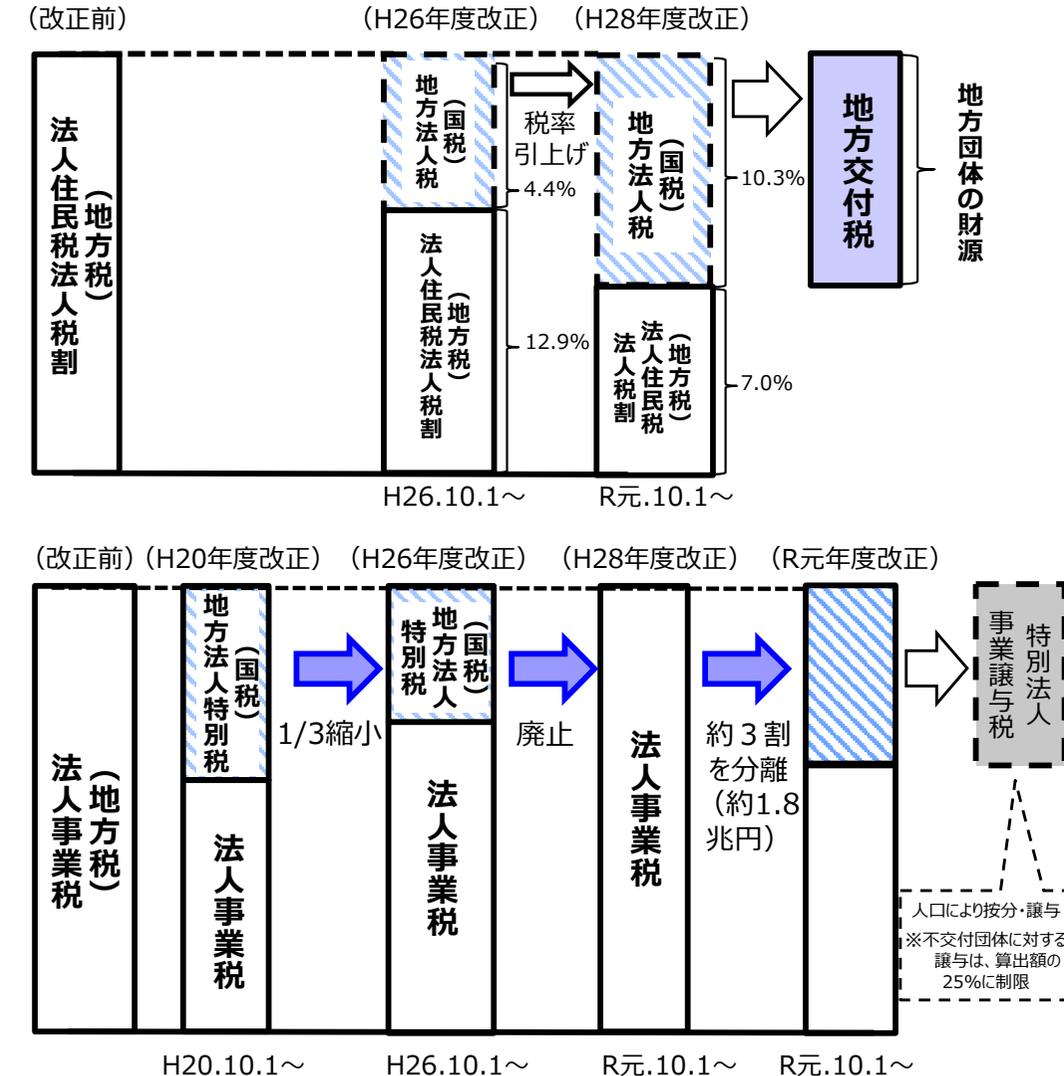
東京都の地方税収等の推移と全国シェア

- 東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっている。
- 特に税源の偏在性が大きい地方法人課税については、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、全国の地方税収等に占める東京都の税収シェアはなお高い水準にある。

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



◆ 地方法人課税の変遷



(出所) 総務省「地方財政状況調査」等、各自治体の予算書等。
 (注) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）。R3年度までは決算額。R4年度は当初及び最終補正予算額。R5年度は当初予算額。

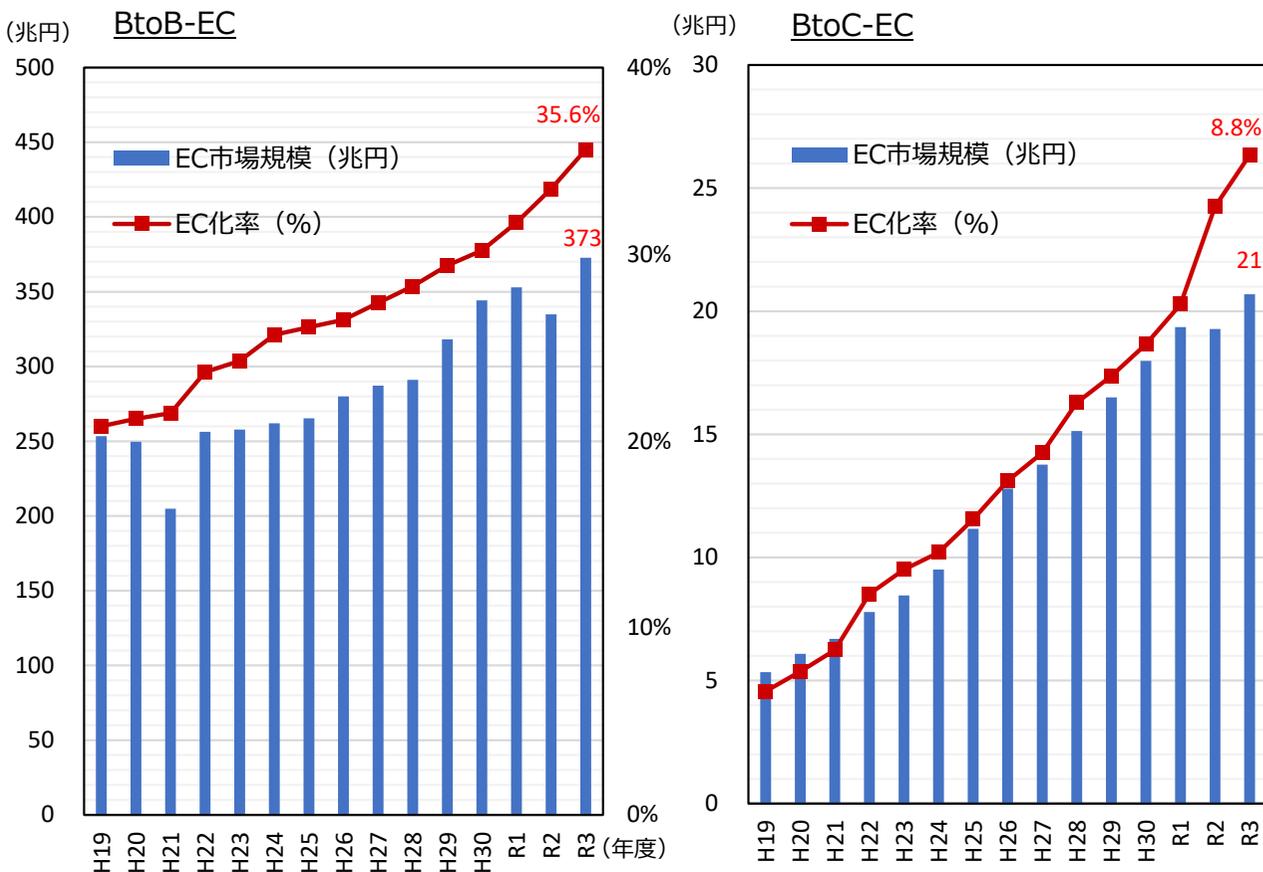
事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大①（電子商取引）

○ 電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。

（注）地方法人二税については、事務所等の所在する自治体ごとの税額計算に当たり、事務所等の従業者数などに応じて課税標準額を分割することとされている。

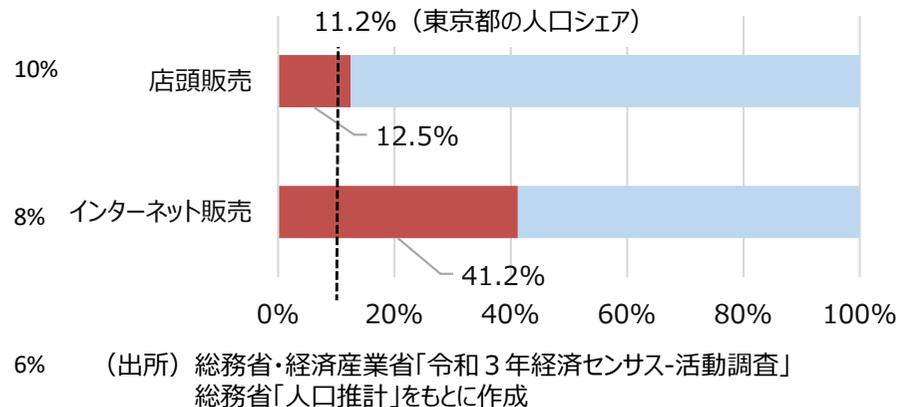
○ 小売販売額において、東京都のインターネット販売のシェアは店頭販売のシェアより大幅に高く、電子商取引の普及・拡大に伴って、東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。

◆ 電子商取引（EC）の市場規模及びEC化率の経年推移



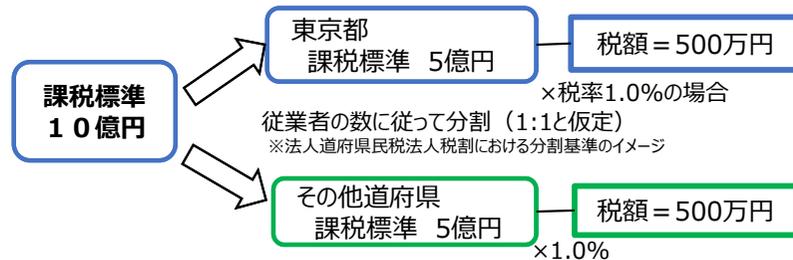
（出所）経済産業省「電子商取引に関する市場調査」をもとに作成
 （注）BtoC-ECのEC化率については、算出対象を物販系分野に限定している。

◆ 小売販売額における東京都のシェア



◆ 法人住民税収の差異

ケース1：東京都とその他道府県に事務所等を有して販売する事業者



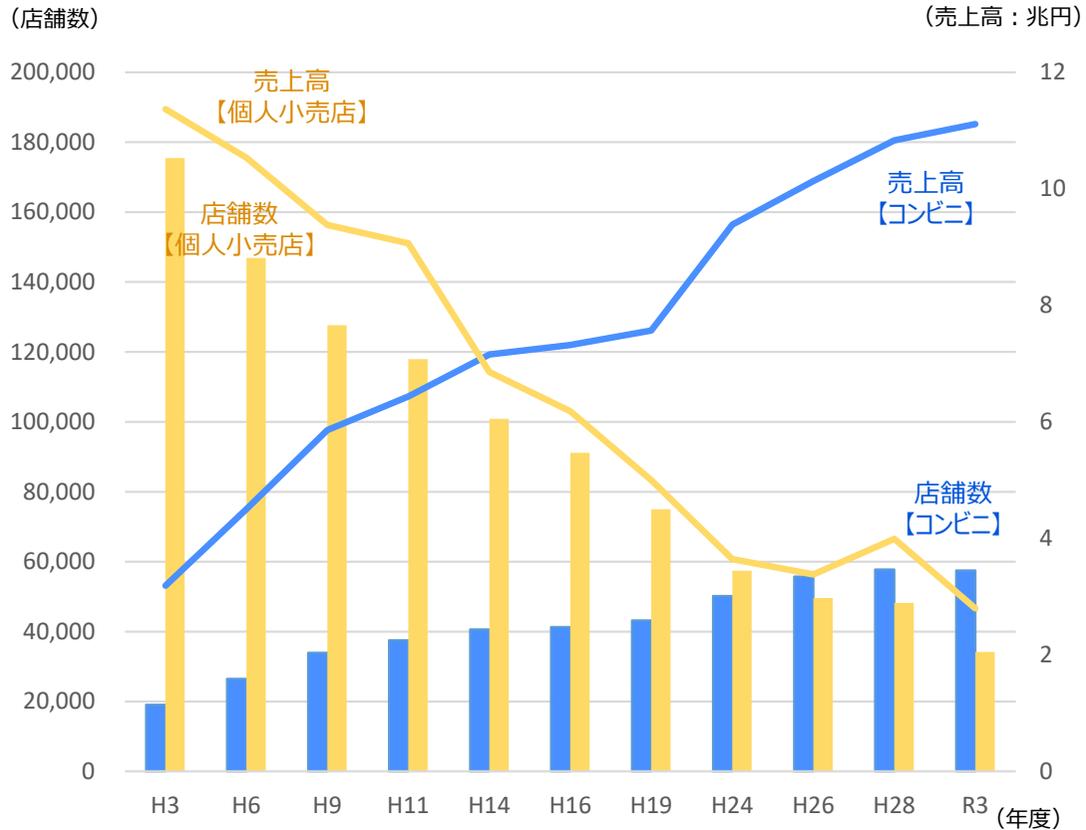
ケース2：ECを活用して全国に販売する東京都所在の事業者



事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大②（コンビニ）

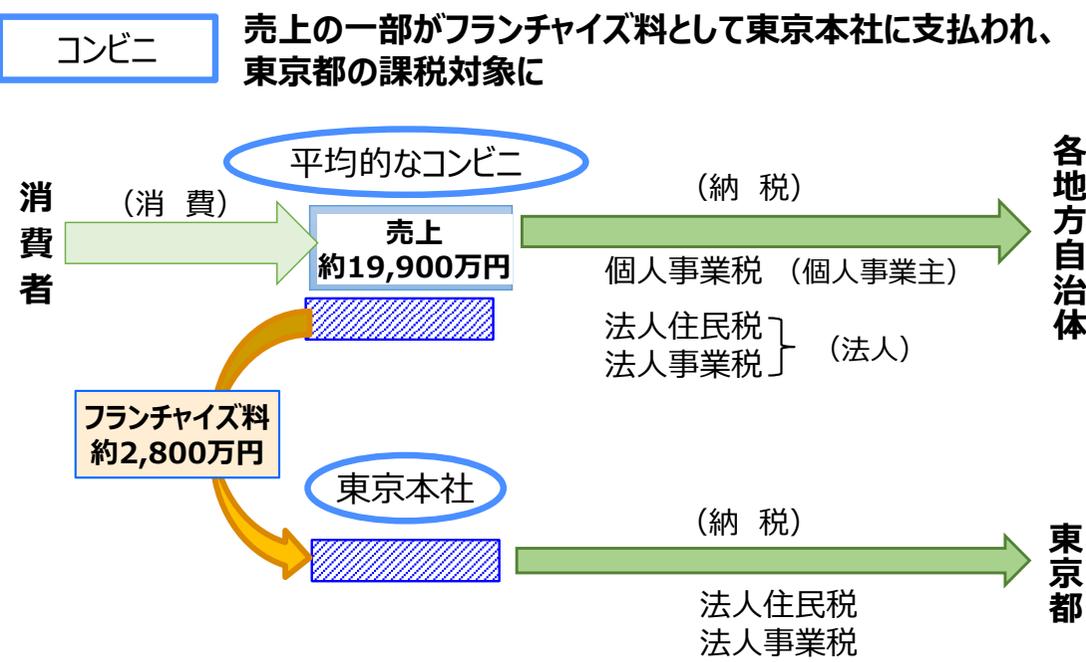
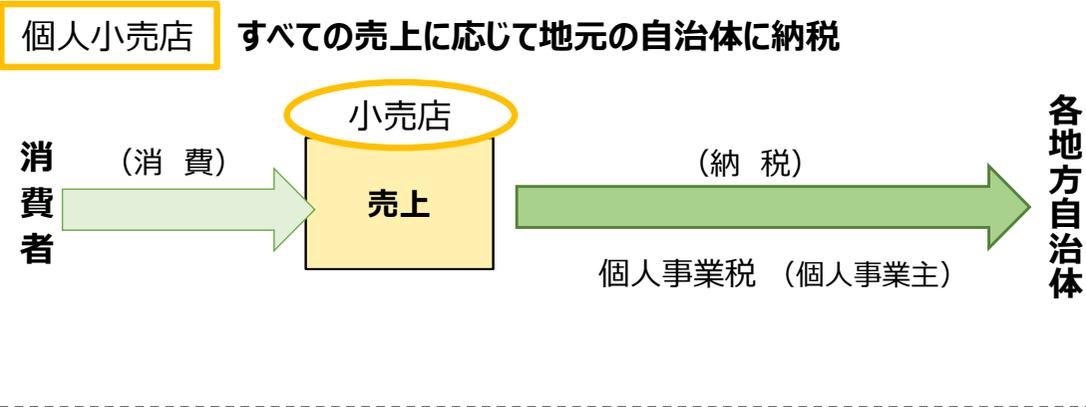
- 個人小売店の店舗数や売上高が大きく減少する一方で、コンビニエンスストアは着実に増加。
- コンビニエンスストアは売上の一部をフランチャイズ料として支払い（課税所得から減算）、本社では同額が課税所得に加算される。大手コンビニ3社の本社は東京都にあるため、店舗所在地の税収が本店所在地である東京都に移転。

◆ 個人小売店とコンビニの店舗数及び売上高の推移



売上高	コンビニ	: 3.2兆円 → 11.1兆円【約3.5倍】
	個人小売店	: 11.4兆円 → 2.8兆円【約1/4】
店舗数	コンビニ	: 1.9万店舗 → 5.8万店舗【約3.0倍】
	個人小売店	: 17.5万店舗 → 3.4万店舗【約1/5】

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」、日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査」等をもとに作成
 (注) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、酒、食料品（野菜・果実、食肉、鮮魚）に係るものを合計。

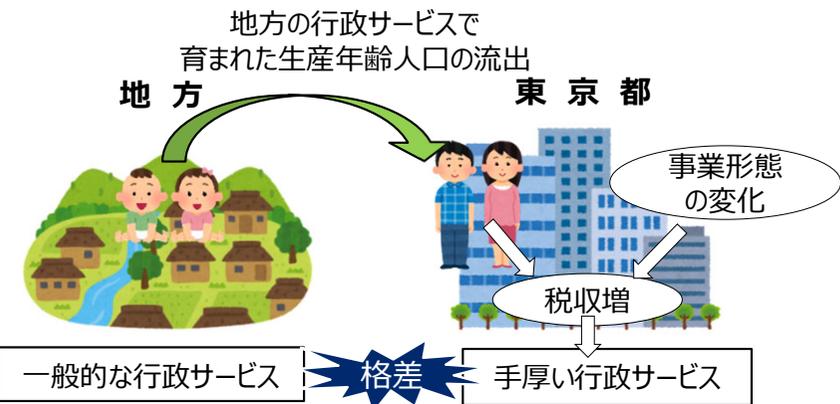


(注) コンビニの売上やフランチャイズ料については、大手3社の決算資料をもとに平均的な額を算出。

東京一極集中と行政サービス

- それぞれの地域の教育・福祉等の行政サービスを受けて育まれた若年層が、学生・新社会人として東京都に転入することで一極集中が進んでいる。豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施する東京都と地方との間で行政サービスの格差が広がれば、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性。
- 一方、東京都はヒト・モノ・カネの集積メリットにより国内総生産の約 2 割を創出するなど、日本経済を大きく牽引。昼間流入人口が多いこともあり、インフラ・防災対策など、大都市特有の行政サービス・投資を行う必要があることにも留意が必要。
- 各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。

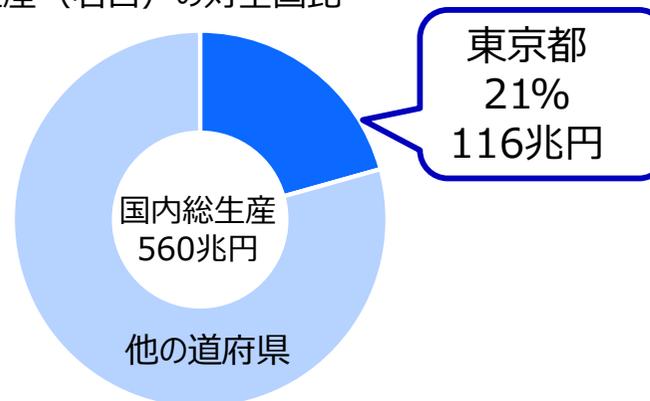
◆ 地方から東京都への人口流出等と行政サービスの格差



◆ 令和5年2月15日 日本経済新聞 朝刊

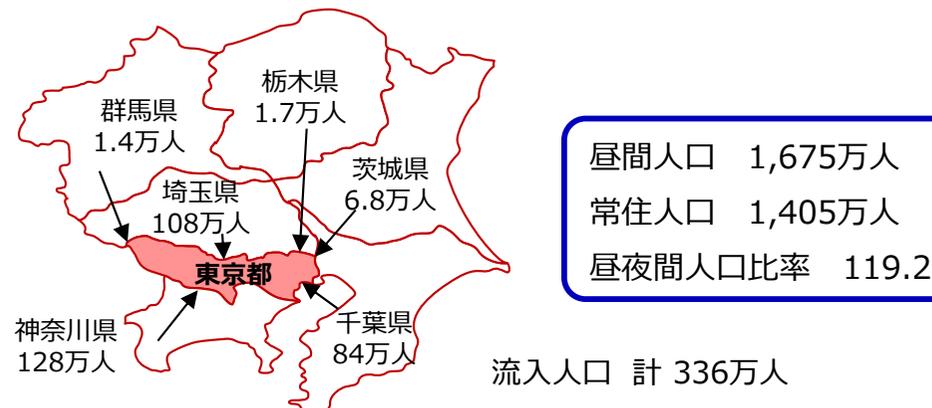
東京23区が手厚い子育て支援策を相次ぎ打ち出している。A区は最大3600万円の給付型奨学金を創設するほか、B区は所得制限なしで子ども1人につき3万円の電子クーポンを配布する。…子育て支援を巡っては、**東京都が2023年度、0～18歳の都民に1人あたり月額5000円の給付や、第2子の保育料の完全無償化を実施する。都の政策に連動して23区が大きな財政負担を伴う事業を打ち出すことで、23区外の自治体とのサービス格差が広がる。**

◆ 都内総生産（名目）の対全国比



(出所) 東京都「都民経済計算年報 令和元年度」

◆ 東京都への流入人口（令和2年）



昼間人口 1,675万人
 常住人口 1,405万人
 昼夜間人口比率 119.2

(出所) 東京都HP「「東京都の昼間人口」の概要」

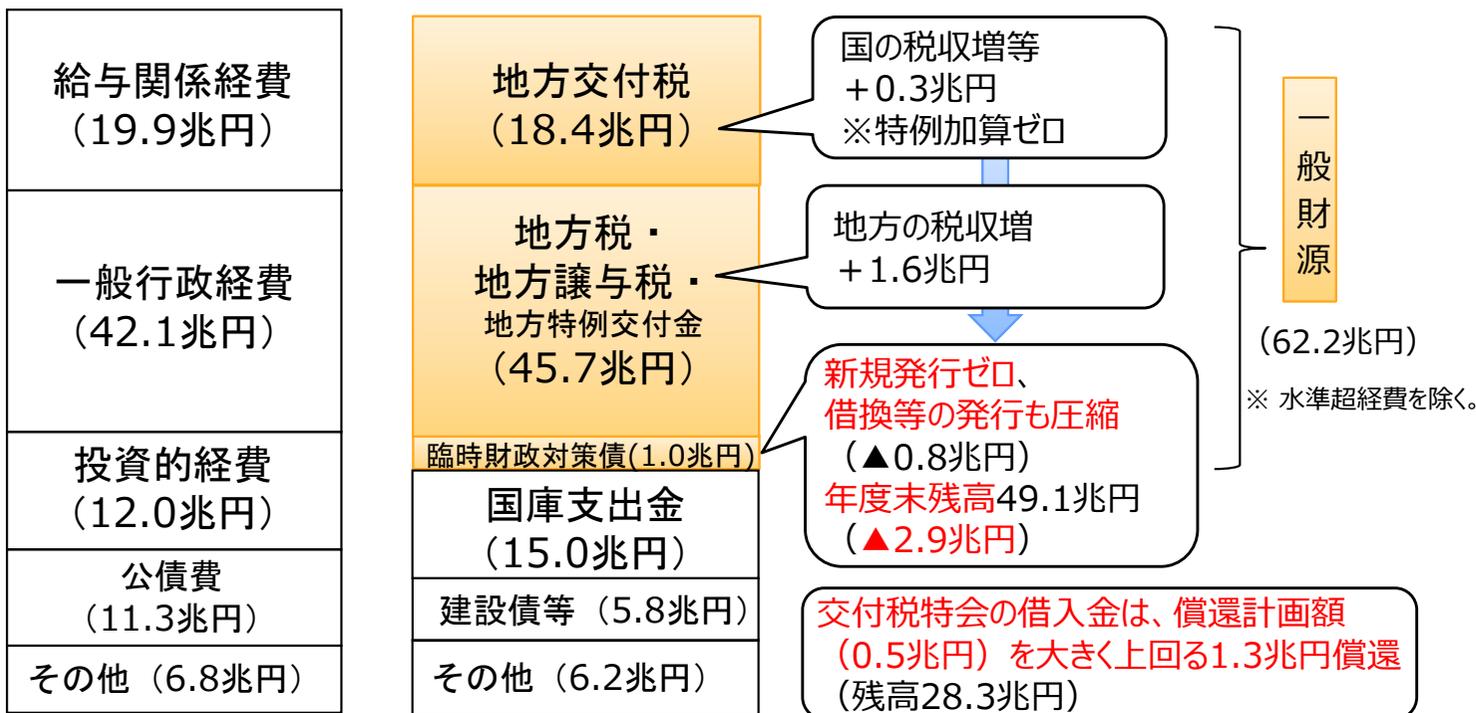
(注) 流入人口とは、他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

- 令和5年度地方財政計画については、税収増により前年度に引き続き折半対象財源不足は生じておらず、臨時財政対策債を過去最少の1.0兆円とし、交付税特会においても償還計画額を上回る1.3兆円の借入金償還を行うなど、財政健全化が進展している。
- 今後も、「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく予算編成を通じて、地方の課題に対応しつつ、地方財政の健全化を進めていくべき。

(注) 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール(地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により折半で負担)と一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

◆ 令和5年度地方財政計画 (単位：兆円)

歳出 (92.0兆円) 歳入 (92.0兆円)



「骨太2021」 (令和3年6月18日閣議決定)

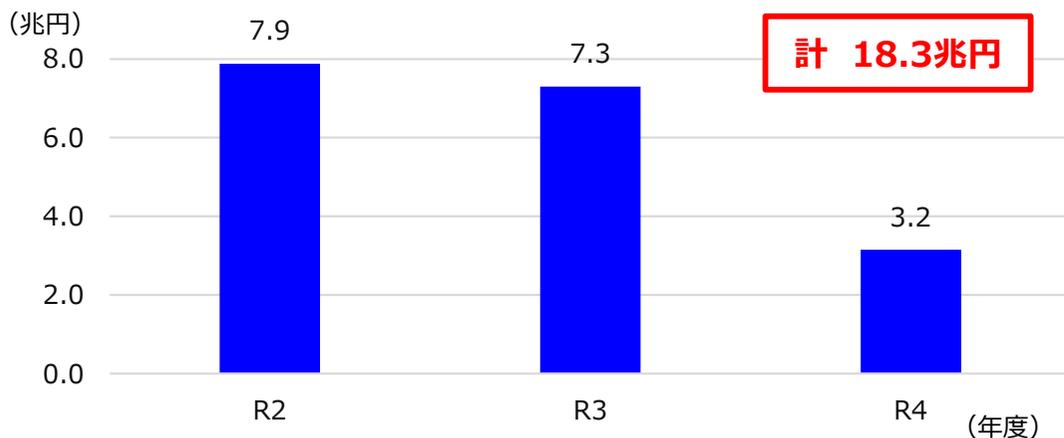
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(注1) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。

(注2) 上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

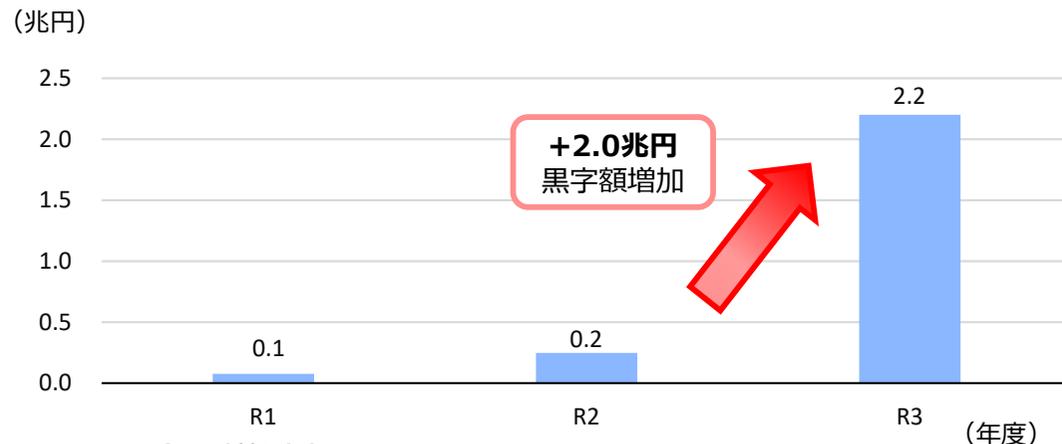
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ臨時交付金）」がこれまで18.3兆円措置されている。
- コロナ臨時交付金をはじめとする国から地方への財政移転が多額にのぼったことにより、一般財源の使用が節約され、令和3年度決算における実質単年度収支の黒字額や基金残高の大幅な増加につながった可能性。

◆ コロナ臨時交付金の措置額



内訳	R 2	R 3	R 4
地方単独事業分	3.7	1.0	—
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分	—	0.2	0.6
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	—	—	1.8 (うち低所得世帯支援枠0.5)
協力要請推進枠等	3.6	5.0	—
事業者支援分	0.1	0.5	—
検査促進枠	—	0.3	0.3
国庫補助事業の地方負担分	0.5	0.3	0.5

◆ 実質単年度収支の推移



◆ 基金の増減額 (減債基金・その他特定目的基金)

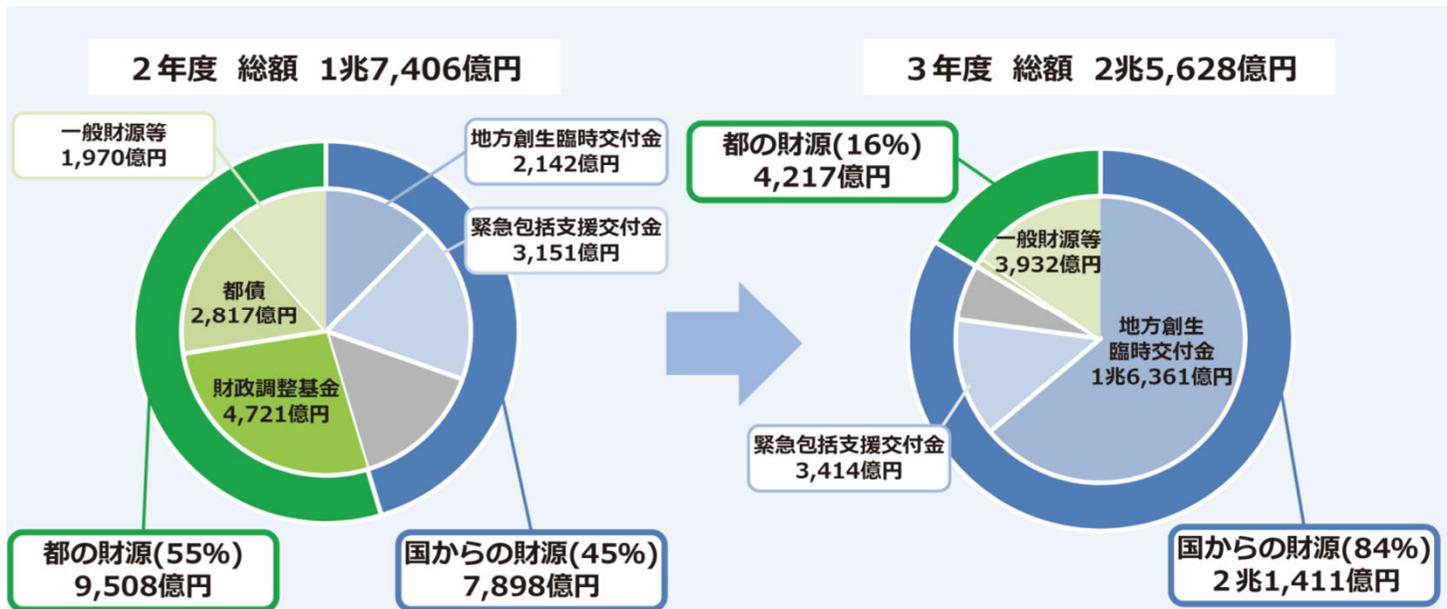


(出所) 総務省「普通会計決算の概要」及び「地方財政の状況」をもとに作成。
 (注) 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、実質的な赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

コロナ臨時交付金と地方財政②

- 例えば、東京都の新型コロナ対策の財源構成は、令和2年度は財政調整基金の取り崩しを含めた都の財源が過半（55%）を占めていたが、令和3年度はコロナ臨時交付金や緊急包括支援交付金など国からの財源が8割超を占めており、財政調整基金は活用していない状況。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた後は、地方財政の構造を平時に戻すべき。

◆ 東京都における新型コロナウイルス感染症対策の財源内訳（一般会計）



(出所) 東京都「令和3年度年次財務報告書」

◆ 「骨太方針2022」

(令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、その内容と成果の見える化を実施した上で、成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。

◆ 「過去最高の積立金残高 当初予算19%減が決算14%増に コロナ禍で焼け太り？」(2023.3.20 日経グローバル)

地方自治体の積立金が膨らんでいる。2021年度末の残高は一部事務組合等を含めて25兆8083億円と前年度から14%増え、**過去最高を更新した。**

(中略)

当初予算時点の見込みは違った。総務省が実施した「基金の状況調」のデータを入力して分析したところ、都道府県と市区町村の合計で4.8兆円取り崩し、残高は19%減の見通しだった。それが何度かの補正で積み増し、**最終的には当初予算と比べると41%も増えていた。**(中略)

コロナ禍で税収が大きく減ると想定しながら、むしろ増えたところが多い。**地方創生臨時交付金をもともと予定していた単独事業に充て、財政を改善させた例も目立つ。**コロナで自治体財政は「焼け太り」の様相を呈している。当初予算時点と比べ、積立金を2倍以上に増やしたのは12道府県と82市町村にのぼり、決算が当初予算を下回ったところは11市町しかなかった。

- 人口減少下、人口動態・経済活動面において、東京一極集中が続いている。税源の偏在性が大きい地方法人課税については、これまでも累次の偏在是正措置が講じられているが、東京都の地方税収等は、増加傾向が続き全国に占めるシェアも高い水準。
- 生産年齢人口の地方から東京都への流入に加え、電子商取引の普及・拡大、個人小売店の減少・コンビニエンスストアの着実な増加などの事業形態の変化が、地方税収の偏在の拡大要因。
- 税収が集中する東京都は、豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施。東京都と地方との間での行政サービスの格差は、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性がある。各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要。
- コロナ臨時交付金をはじめ国からの多額の財政移転が、地方の黒字額や基金の大幅な増加につながった可能性。コロナが5類感染症に位置付けられた後は、地方財政の構造を平時に戻すべき。

少子化総論

1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

2. 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

3. 人口減少下における農村等のあり方

- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

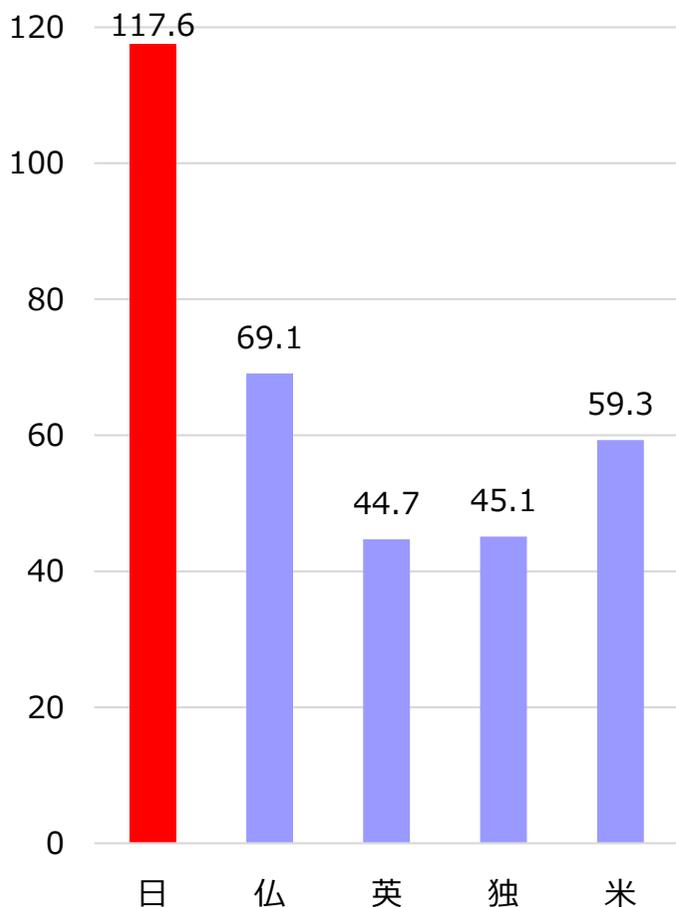
4. 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

論点1：社会資本整備とその効果（1）

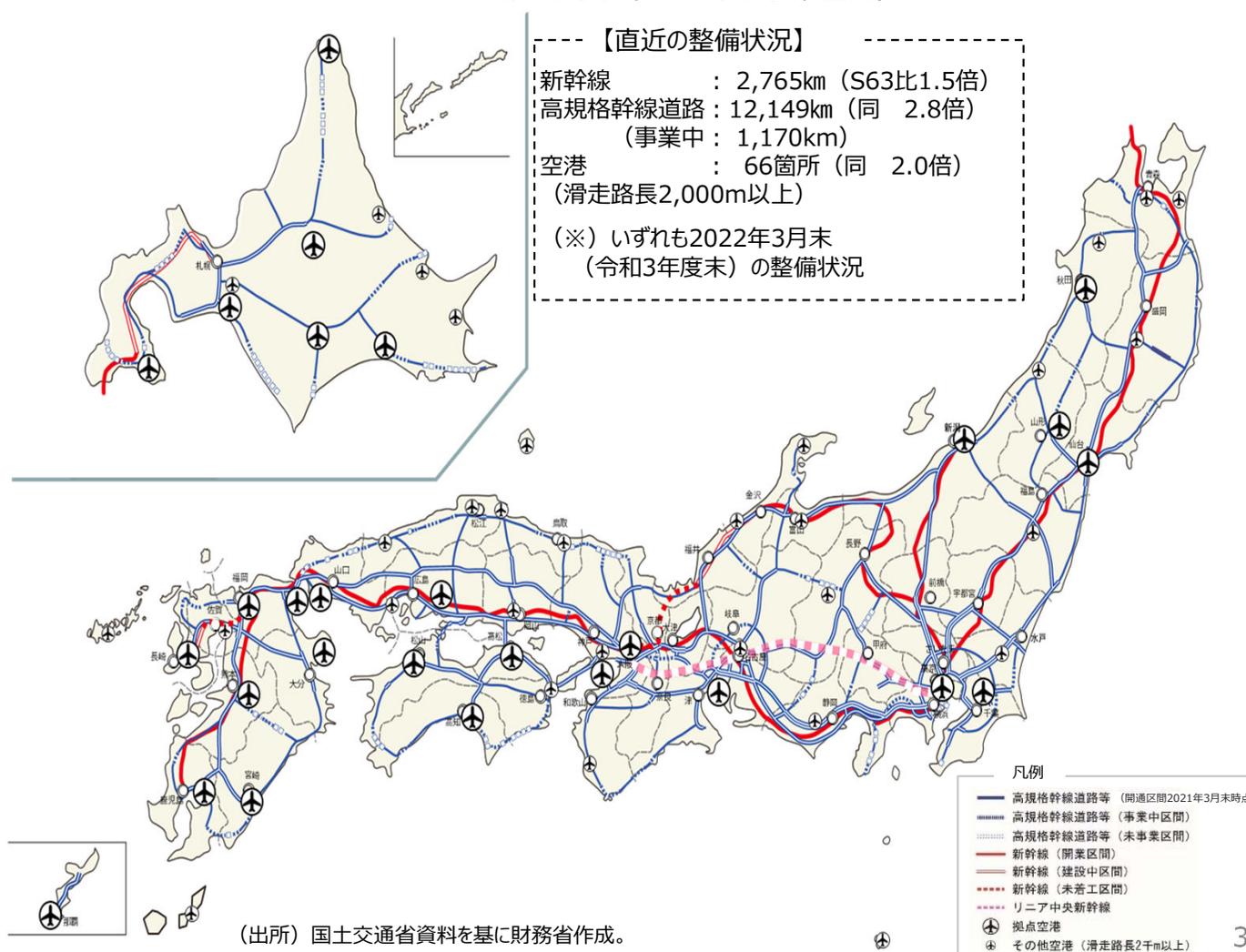
- 日本の政府固定資本ストックは諸外国と比べても極めて高い水準にある。高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の社会資本の整備水準は大きく向上しており、社会インフラは概成しつつある。
- 例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過するとともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中の区間も含めると総延長は約13,000km（約95%）に至っている。

政府固定資本ストック（対GDP比）



現在の高速ネットワーク（2021年5月1日時点）

（点線は事業中又は未事業区間）



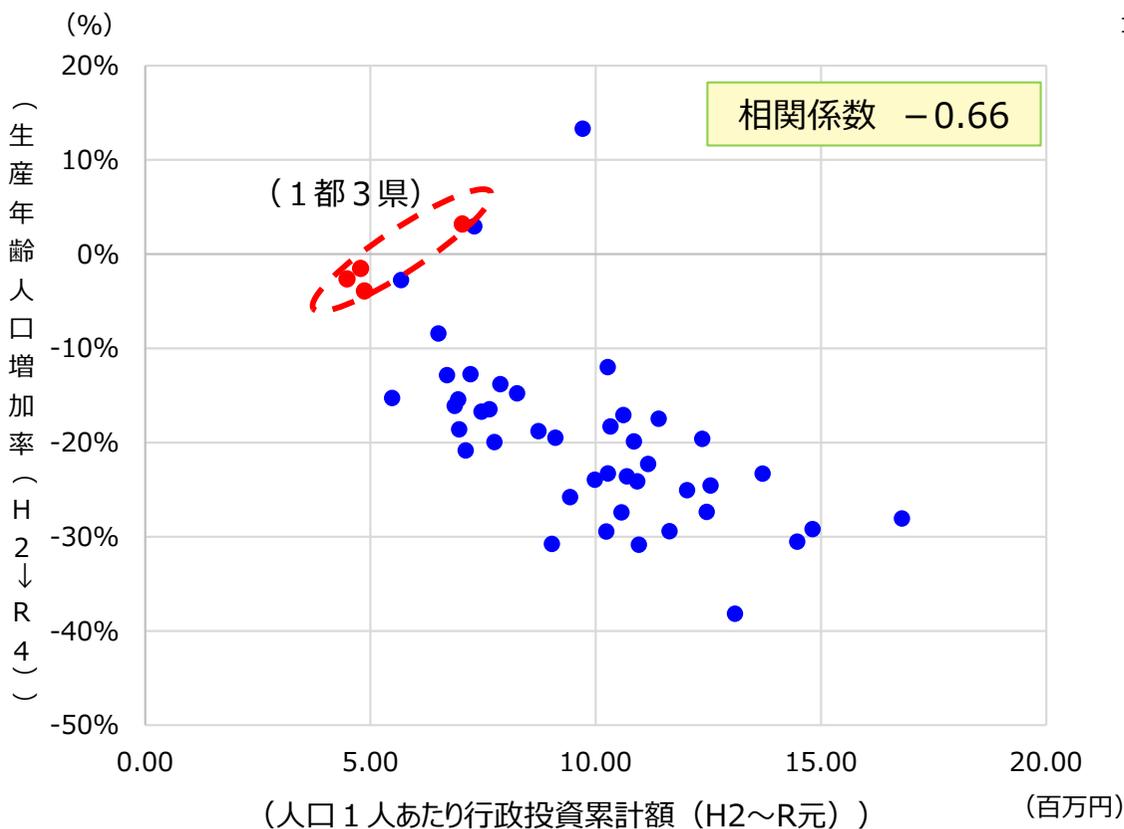
（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

(注) 1. 日 本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。
諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
2. 日本は2019年度（年度ベース）、諸外国は2019年（暦年ベース）。

論点1：社会資本整備とその効果（2）

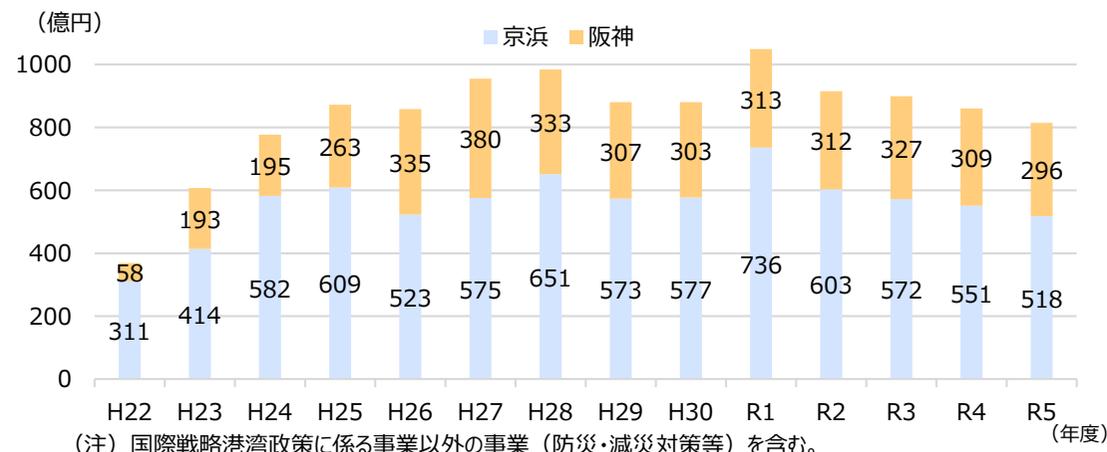
- 平成2年以降30年間の各都道府県における行政投資（国＋地方）の累計額を人口一人あたりに換算したものと、同期間における各都道府県の生産年齢人口の増加率の関係をみると、因果関係は必ずしも明らかではないが、負の相関がみられ、これまで行ってきた多額の公共投資が地域の発展に十分つながっていない可能性が示唆される。
- また、港湾整備を例にとると、京浜港、阪神港といった国際戦略港湾に多額の投資をしてきたが、国際基幹航路の寄港回数は減少傾向であり、国際競争力強化に向けた投資も効果が十分に発揮されていない可能性。
- まずは、これまでの社会資本整備の効果を広く検証した上で、より効果的かつ効率的な社会資本整備のあり方を検討していく必要。

各都道府県における行政投資の累計額（1人あたり）と生産年齢人口増加率の関係

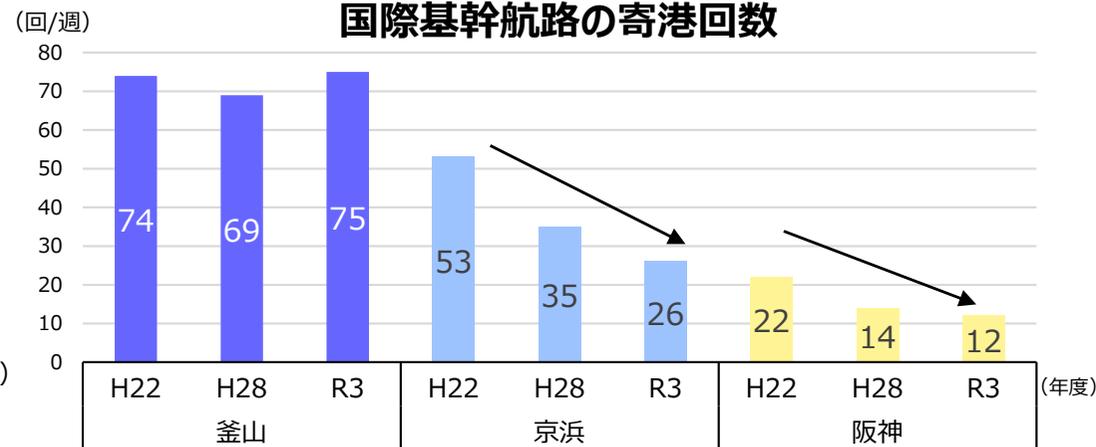


(出所) 総務省「国勢調査」、「行政投資実績」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、内閣府「県民経済計算」などを基に財務省作成。

国際戦略港湾へのこれまでの当初予算配分状況（事業費）



国際基幹航路の寄港回数



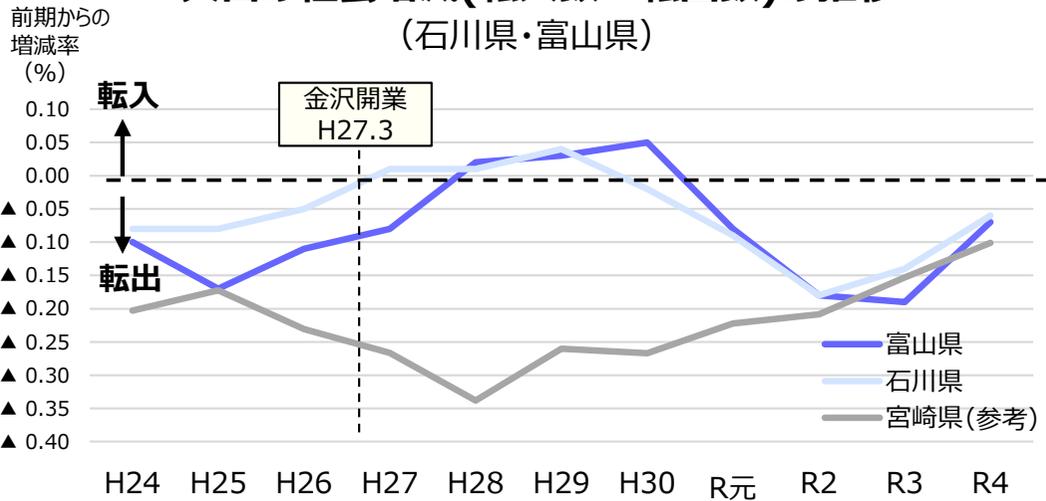
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

論点1：社会資本整備とその効果（3）

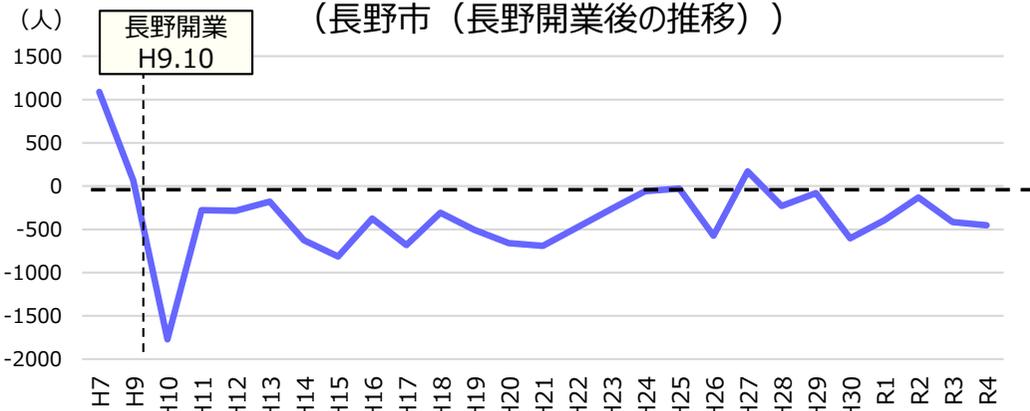
- 一例として、北陸新幹線の開業前後の富山県、石川県にかかる人流の変化について見ると、
 - ・ 人口の社会増減（転入数－転出数）については、開業直後数年間は転入超過となっていたが、令和元年以降開業以前の水準で推移。
 - ・ 宿泊者数については、新型コロナ発生前の令和元年までの期間で見ると、全国的に宿泊者数が大幅に増加する傾向にあった中で、全国平均を下回る伸びにとどまっている。
- 人流のみがインフラ整備の効果ではないが、効果について中長期的な視点で検証・評価し、慎重に分析する必要。

人口の社会増減(転入数－転出数)の推移

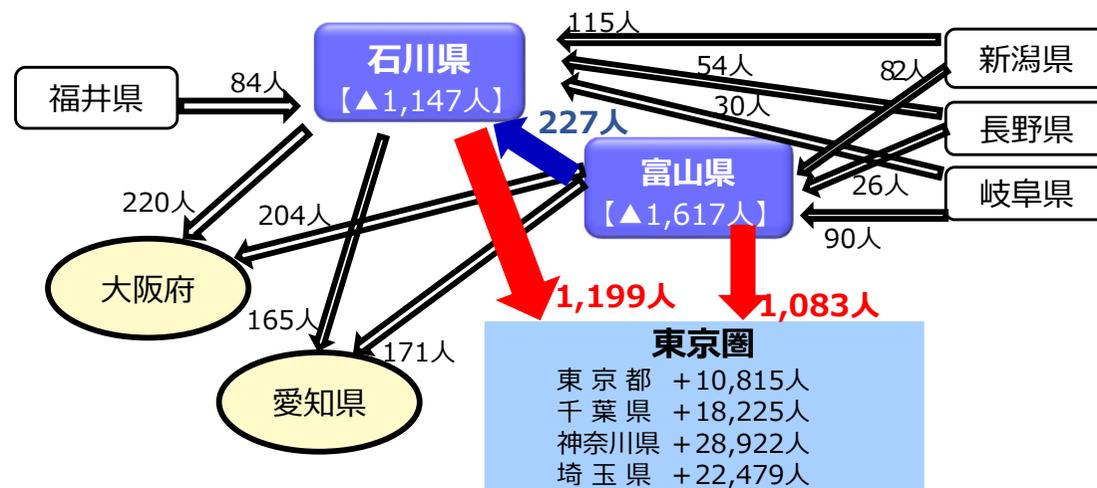
(石川県・富山県)



(長野市 (長野開業後の推移))

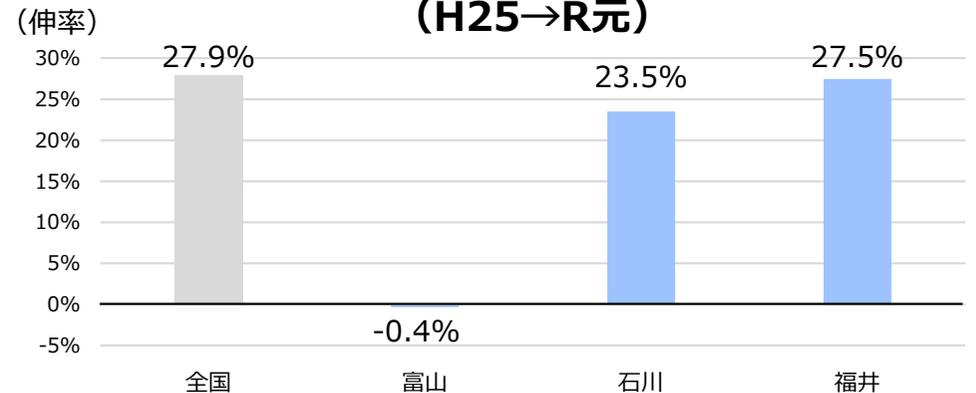


人口移動の状況 (令和3年度)



(出所) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者の状況)
 (注) 人数は転入者数と転出者数の差のネットでの移動状況。主なものを抽出しており、全ての都道府県との転出入を示しているものではない。

宿泊者数の推移 (増加率) (H25→R元)

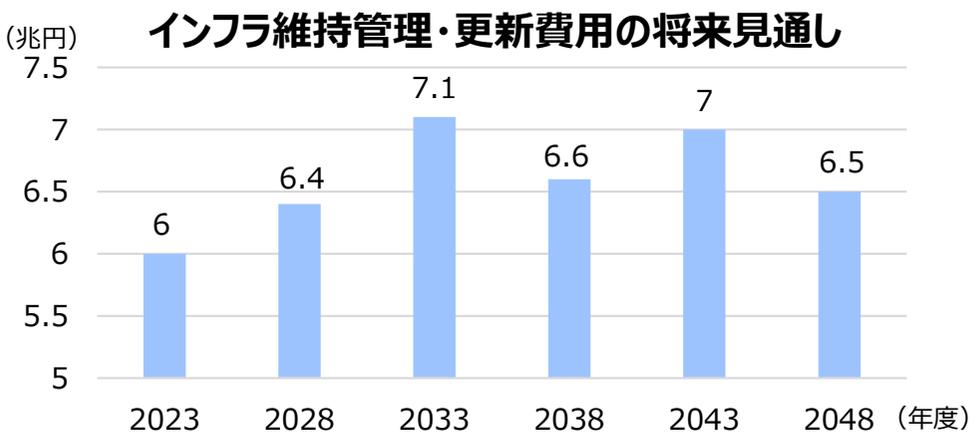


(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

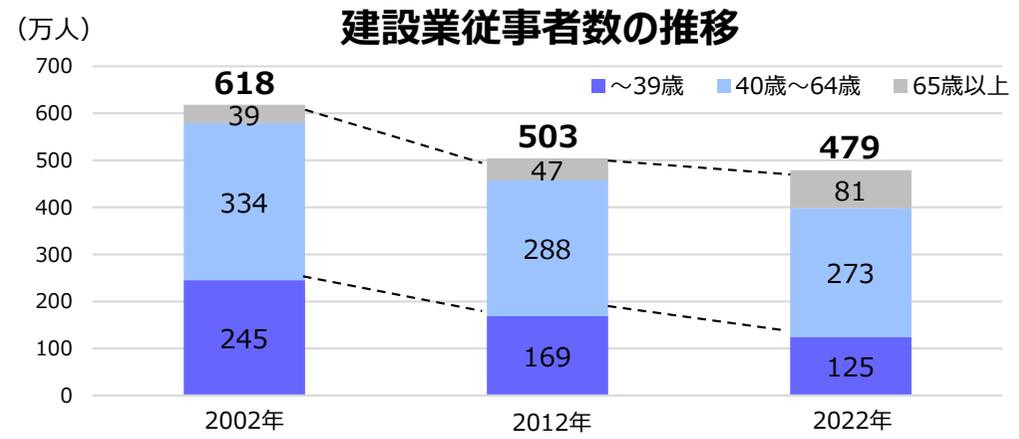
(出所) 「令和4年 石川県の人口と世帯」(石川県)、「令和4年 富山県の人口」(富山県)、「宮崎県の人口」(宮崎県)
 (※) いずれも前年10月1日～各年9月30日までの1年間の増減
 「長野市の人口動態」(長野市) (各年1月1日～12月31日までの1年間の増減)

論点2：社会的要請への対応とその担い手の不足

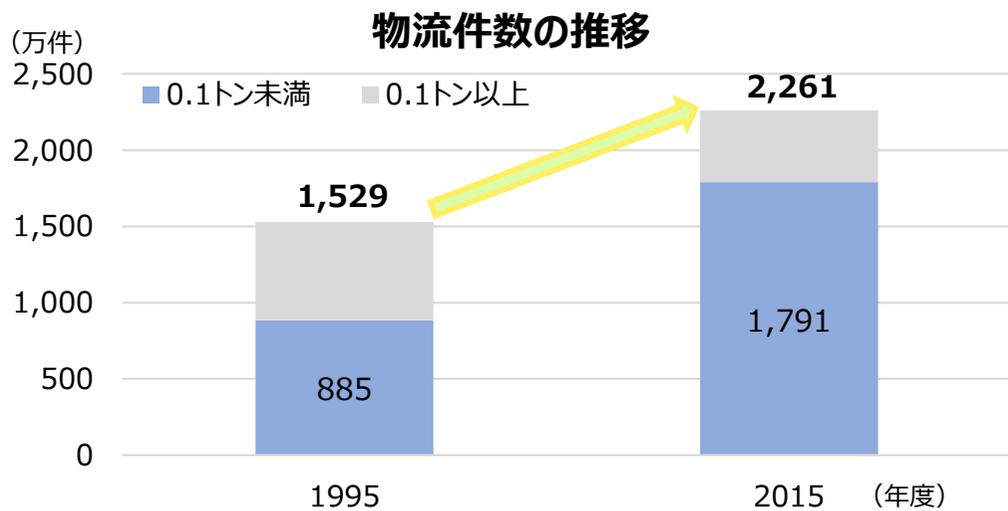
- これまでに整備してきた公共インフラの維持管理・更新へのニーズは今後増大していく見込みであるが、建設業従事者は高齢化と減少が進んでいる。
- また、経済を支える物流についても、小口多頻度化などにより、トラック輸送の需要は今後も増加が見込まれる一方、慢性的なドライバー不足が見込まれる。
- 維持管理負担をはじめ、サービス維持のコストの抑制や、自動運転、ロボットといった次世代技術の実装の加速は喫緊の課題。



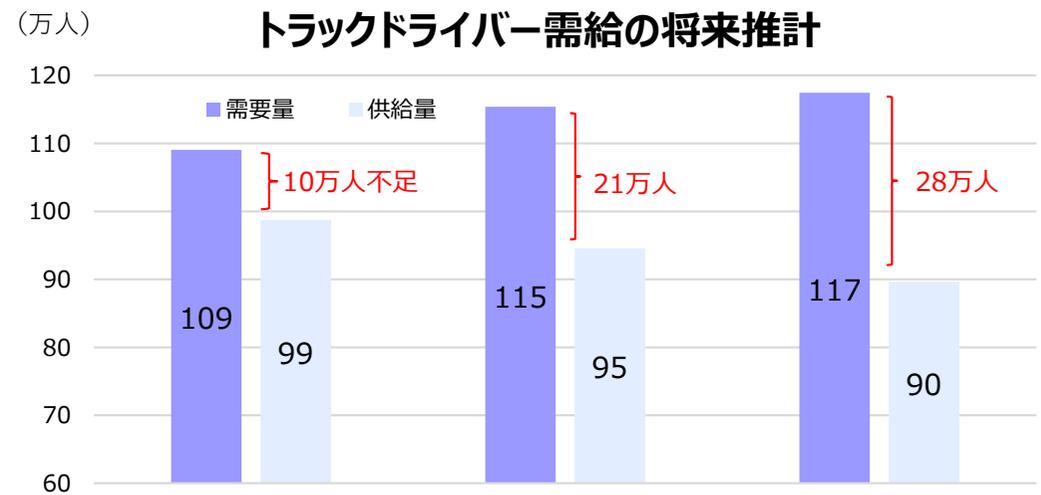
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。(今後の維持管理・更新費等は予防保全ケースを利用)



(出所) 総務省「労働力調査」を基に財務省作成。
(注) 端数の影響により、合計において一致しないことがある。



(出所) 国土交通省「全国貨物純流動調査」(物流センサス)
(注) 貨物の出発地から到着地に至るまでの出荷件数1件あたりの貨物出荷重量(物流ロット)。本調査は法人から法人に出荷される大口貨物を対象としており、法人から個人、個人から個人に出荷される小口貨物は含まれない。

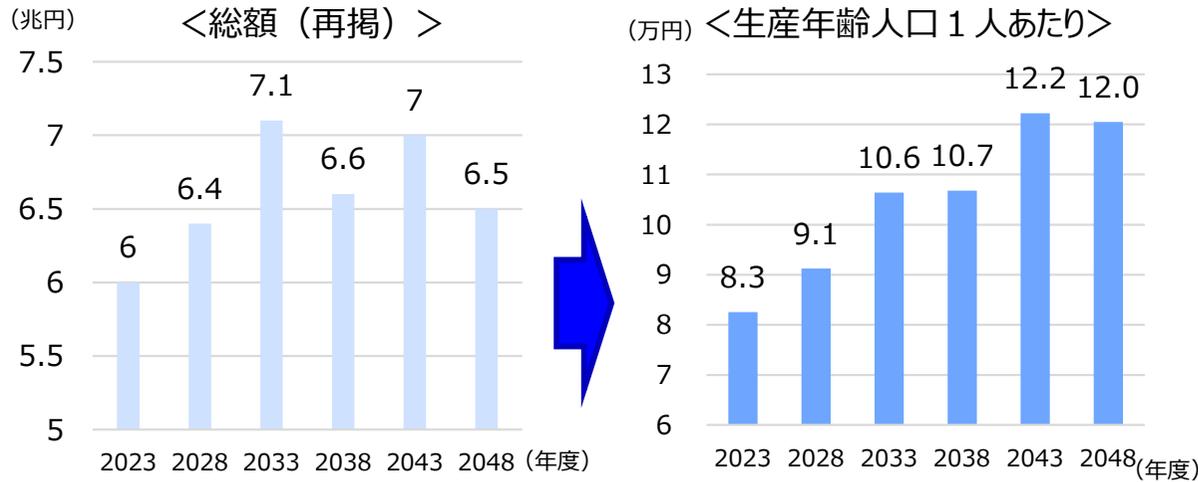


(出所) 公益社団法人鉄道貨物協会「平成30年度 本部委員会報告書」

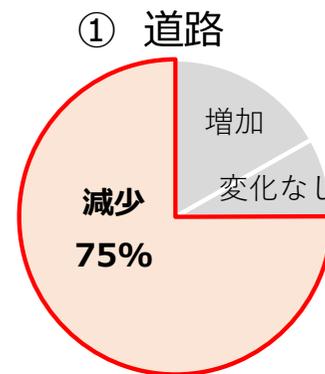
方向性 1 : 精度の高い事業評価に基づく新規事業着手

- 将来の人口減少を見据えると、既存のインフラの維持管理・更新に対する1人あたりの国民負担は増加の一途となる。また、新規事業化箇所のB/Cの平均は長期的に低下傾向にある。
- こうした中で、新たなインフラストックの増加につながる新規事業の着手については、より慎重な判断が必要。更新需要や新技術の実装等に対する投資を重点的に行うことで、持続可能で強靱なインフラを構築していくべき。
- 例えば、新規事業化段階でのB/Cとその後の再評価、事後評価におけるB/Cの値を比較すると、便益の下振れや、事業着手後の事業費増嵩が多数生じ、結果的に1を下回るケースもある。事業実施中のリスクなど、より精度の高い費用便益分析・事業評価を通じて、事業着手の可否を検討するべき。

インフラ維持管理・更新費用の人口1人あたり負担



新規事業化段階とその後のB/Cの状況

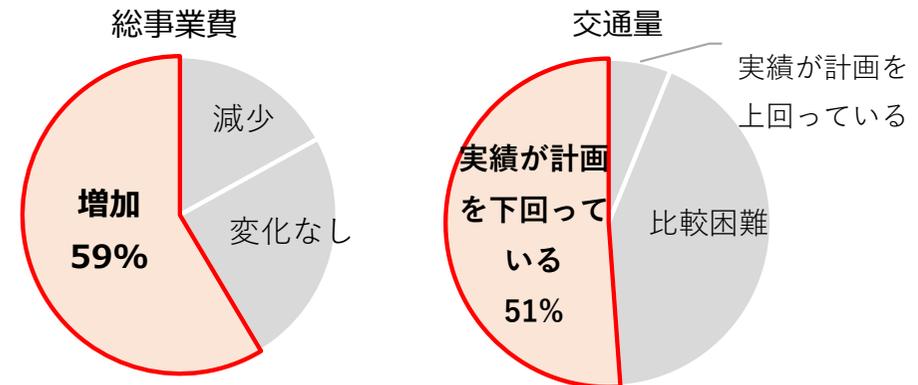


② 新幹線

	当初	直近
金沢・敦賀	1.1 (H24)	0.8 (R2)
新函館北斗・札幌	1.1 (H24)	0.9 (R4)

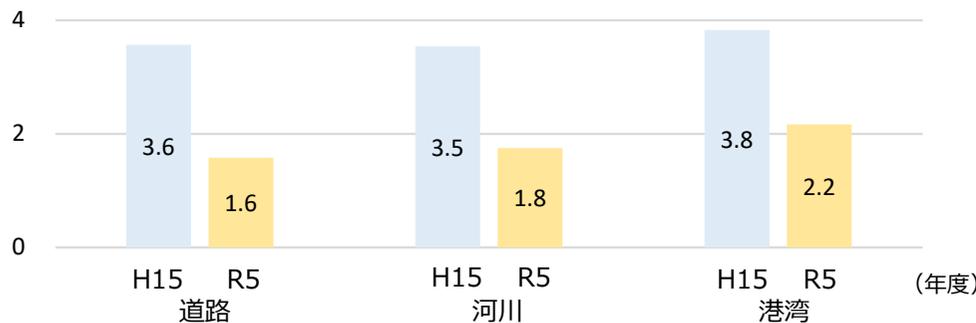
(出所) 令和3年度予算執行調査結果、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料を基に財務省作成。

B/C減少の原因 (道路事業の例)



(出所) 令和3年度予算執行調査結果を基に財務省作成。

各事業分野におけるB/Cの推移 (新規事業化箇所)



(出所) 国土交通省資料を基に新規事業化箇所のB/Cの平均値を財務省において算出。

方向性2：既存インフラの使い方の改善（1）港湾の例

- 我が国の港湾においては、海外主要港と比べ、コンテナターミナルの自動化・遠隔化技術の導入が進んでいない。また、小規模なターミナルごとに運営されており、利用するターミナルに他の船舶が着岸している間は他のターミナルが空いても沖待ち（滞船）せざるを得ないなどの状況が生じている。
- このため、今後見込まれる港湾労働者数の減少も見据え、既存ストックを最大限活用しつつ、港湾業務の自動化等に係る新技術の導入や、各ターミナルを一体利用するなどのオペレーションの改善等、港湾ストックの効果を最大化する取組を一層積極的に行うべき。

日本及び海外主要港における自動化技術等の導入状況

順位	港湾		年間取扱量(万TEU)	自動化・遠隔化の状況(2022.4時点)		
				ガントリークレーン	構内輸送	ヤードクレーン
1	上海	中国	4,703	○	○	○
2	シンガポール	同左	3,747	×	○	○
3	寧波-舟山	中国	3,107	×	×	×
4	深圳	中国	2,877	○	○	○
5	広州	中国	2,418	○	○	○
6	青島	中国	2,371	○	○	○
7	釜山	韓国	2,271	○	×	○
8	天津	中国	2,027	○	○	○
9	香港	中国	1,780	×	×	○
10	ロッテルダム	オランダ	1,530	○	○	○

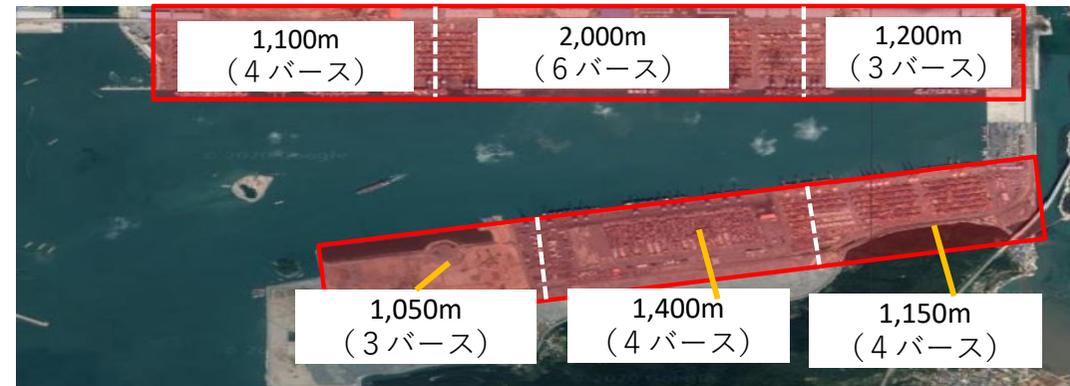
【日本の港湾】

41	京浜港	東京港	486	×	×	×
72		横浜港	286	×	×	整備中
77	名古屋港		273	×	○	○
73	阪神港	神戸港	282	×	×	整備中
82		大阪港	243	×	×	×

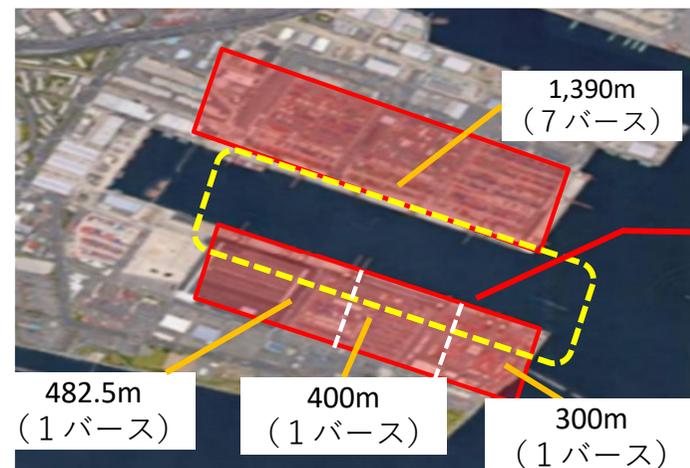
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

釜山港（新港）と日本の国際戦略港湾のターミナルの比較

＜釜山港（新港）（6ターミナル）＞



＜横浜港（本牧ふ頭）（4ターミナル）＞



釜山港に比べてターミナルが細分化され、それぞれ管理する事業者も利用する事業者も縦割りとなっているため、沖待ち（滞船）が発生しても、柔軟に空いているターミナル・バースに入ることができない。
⇒ターミナルの一体運用により、柔軟・円滑で効率的な着岸・荷役が可能。

方向性 2 : 既存インフラの使い方の改善 (2) 治水対策の例

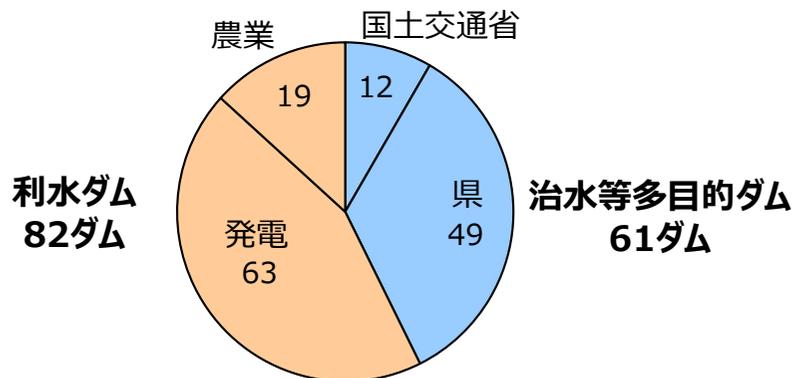
社会資本整備

- 治水対策をはじめとする災害対策についても、ダムでの事前放流といった既存ストックの最大限の活用や、新技術を活用した災害予測精度の向上など、ハード・ソフト一体の対策を一層進め、ストック効果の最大化に取り組んでいくべき。

令和4年度出水期における事前放流の実施状況

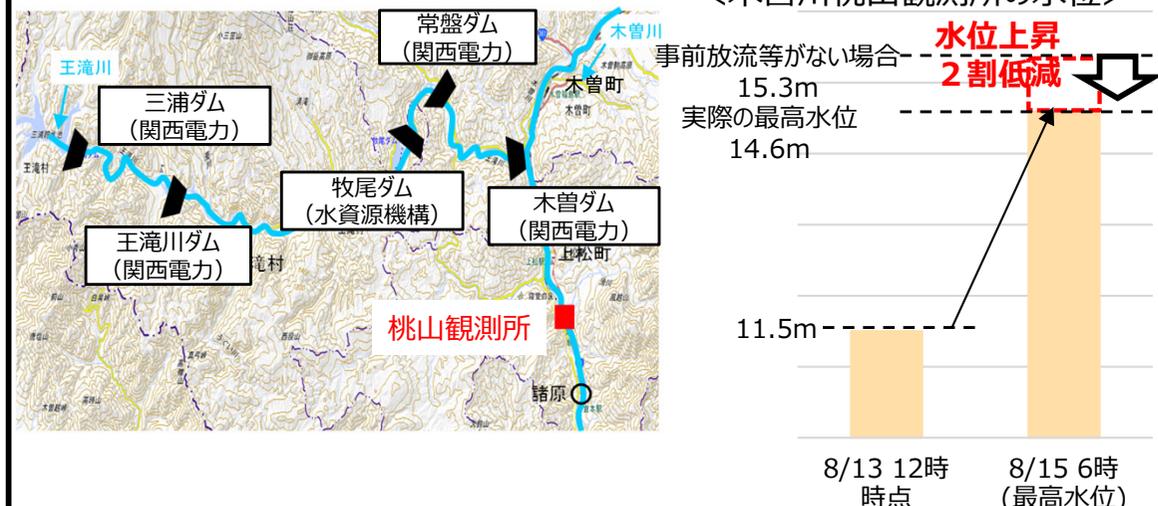
- 143ダム (延べ162回) で実施
- 5億5,332万m³ (八ッ場ダム約6個分) の容量を確保

<ダム管理者別の内訳>

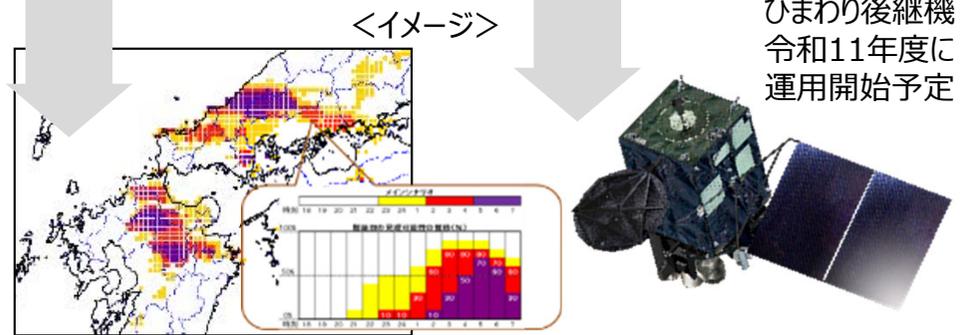
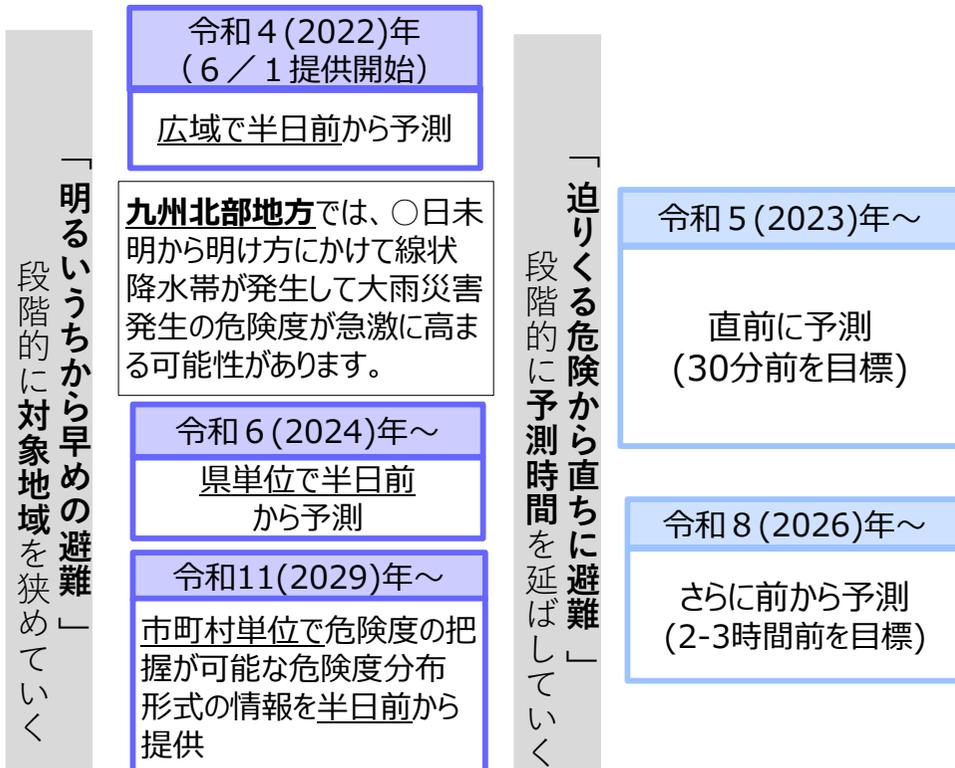


事前放流等の効果 (令和3年8月大雨)

<木曽川桃山観測所の水位>



線状降水帯発生予測の改善



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

- 物流の担い手の減少が想定される中で、物流サービスを維持していくためにも、自動運転といった省人化技術の導入は喫緊の課題。
- しかしながら、自動運転に関する政府目標に関し、移動サービスについては、実装箇所数といった具体的な導入目標が掲げられている一方、物流サービスについては、2025年度段階での技術レベルの到達目標が定められているに過ぎず、その後の実装に向けたスケジュールは定められていない。インフラ部局と交通部局、技術開発部局が適切に連携しながら、基盤整備の計画も含めた社会実装に向けた具体的なロードマップを早急に検討し示すべき。

自動運転をめぐる現在の主な政府目標

<人流サービス>

【2025年度（目標）】

50箇所程度

【2027年度（目標）】

100箇所程度

<物流サービス>

【2025年度（実証）】

神奈川-愛知間（Lv4）

（※1）自動運転トラックによる物流サービスの実現（2026年度以降）

（※2）実装に向け、高速道路（新東名高速 駿河湾沼津SA-浜松SA間）の深夜時間帯における自動運転専用レーンの設置（実証）を検討

（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

自動運転物流トラックの荷捌き拠点の整備

（物流拠点イメージ）

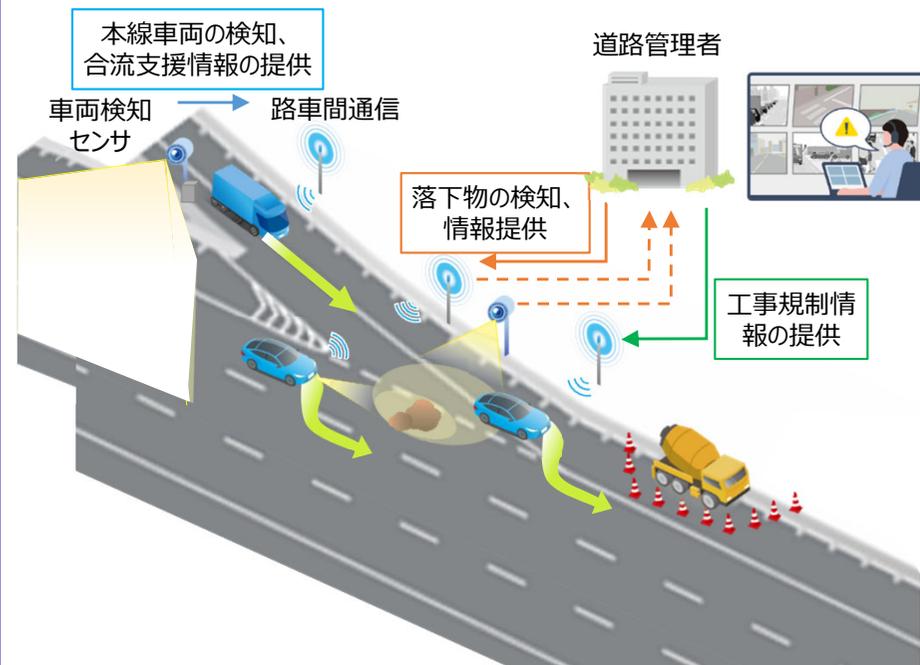


（出所）NEXCO資料を基に財務省作成。

自動運転の安全・高速な運用のための基盤整備

（例）道路インフラからの情報提供のための基盤整備

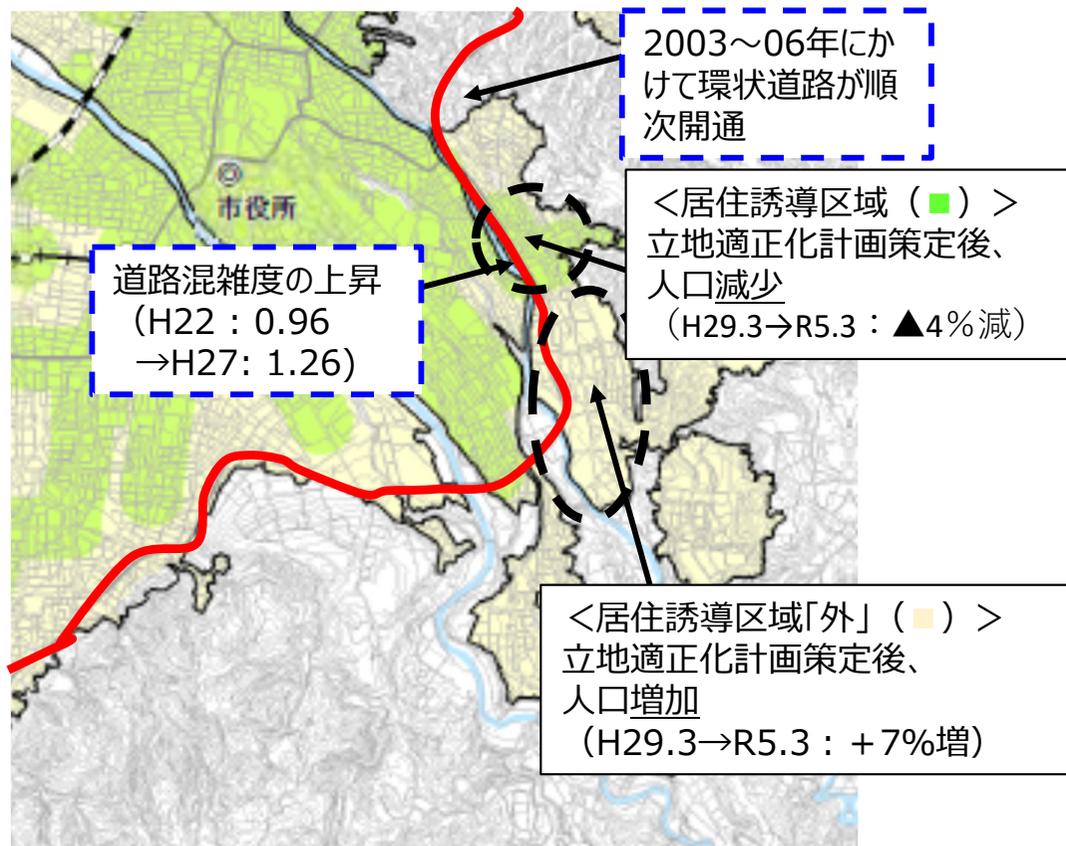
路側センサ等で検知した道路状況を車両に情報提供することで自動運転を支援



（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

- 立地適正化計画策定後も居住誘導区域外の人口が増加し、近接する居住誘導区域の人口減少が継続している例がある。この区域では中心部の渋滞解消を目的とした環状道路が整備されたが、その混雑度も上昇している。
- 自治体においては、道路などのインフラ整備が周辺地域にもたらす影響も踏まえ、土地利用規制も含め、立地誘導策をより総合的に検討し、強化すべき。
- また、国においても、現状では実効的な土地の利用規制が乏しいことも踏まえ、これまでの立地適正化施策の成果の検証を進めていく必要。その際、国が行う助成措置（住宅取得支援等）において居住誘導区域内外で支援水準の差を設けることや土地規制を強化することなども含め、自治体が行う居住誘導区域内への誘導を後押しすべき。

立地適正化計画策定後も 居住誘導区域外の人口が増加している例



(出所) 金沢市集約都市形成計画、町丁別人口・世帯数 (金沢市HP)、国土交通省「道路交通センサス」(H22,H27) を基に財務省作成。

居住誘導区域に関する現行の国の規制・補助要件

区域外の土地利用規制

- ・ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅建築を目的とする開発行為については届出が必要
- ・ 届出された開発について、必要に応じ市町村長による勧告が可能 等

住宅取得支援の補助要件

<子どもエコすまい支援事業等>

- ・ 「居住誘導区域外」にあり、かつ、
- ・ 「災害レッドゾーン内」にあり、かつ、
- ・ 都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告 (左記) に従わなかったものに限り、
省エネ住宅取得補助の対象外としている。

居住誘導区域への居住を要件とした自治体の支援制度例

① 北九州市

- UIターン等を支援するための住宅取得支援において、立地適正化計画において定めた居住誘導区域内に住宅を取得することを要件としている。
(注) フラット35 (地域連携型) を利用する場合も同様の要件。

② 駒ヶ根市

- 居住誘導区域外に3年以上居住していた者が区域内に転居する場合に家屋の固定資産額相当分などを補助。

(出所) 北九州市HP、駒ヶ根市HP、国土交通省HP、フラット35 ((独) 住宅金融支援機構HP) を基に財務省作成。

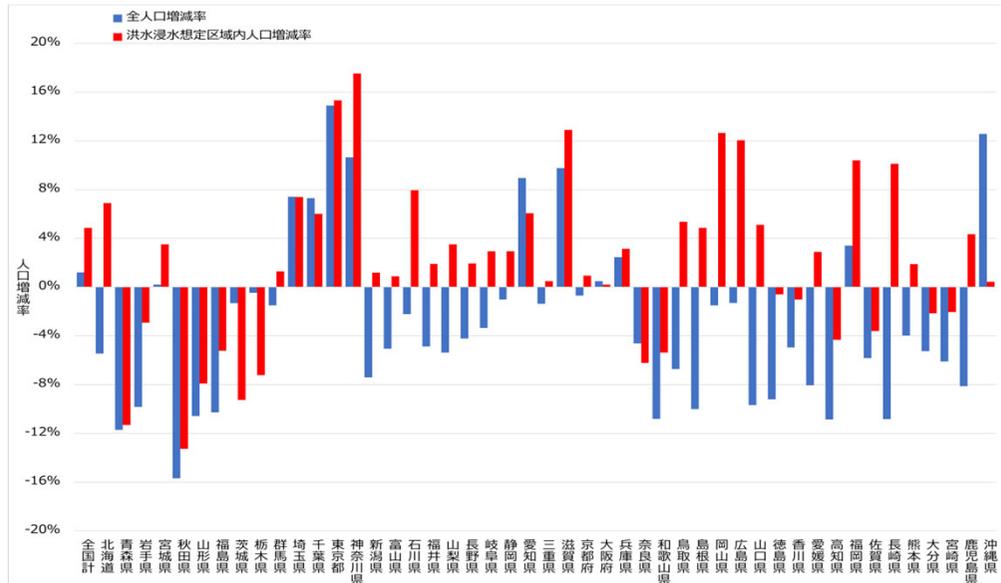
方向性4：人口減少や災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり（2）

社会資本整備

- 災害リスクが相対的に低い地域に居住エリアを形成していくことが、今後の被災リスクを下げる上でも有効だが、都道府県の人口増加率を上回って、洪水リスクの高い区域の人口が増加している地域も多くみられ、災害リスクの高い土地への人口集中が起こっている。立地適正化計画の中で、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するなど、一定の取組はなされているが、取組の効果が出ているか、国土交通省において検証を行っていくべき。
- また、東日本大震災からの復興に際して、行政が住民との対話を重ねながら、災害リスクを考慮した居住地の集約を行うと共に、人口減少を見据えてコンパクトなまちづくりを行った例がある。平時の防災まちづくりにおいても、このような考え方を踏まえ、総合的に取り組んでいく必要。

都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率

平成7年から平成27年の20年間で、
32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加
 うち **21**の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加
6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加
 ⇒ 立地適正化計画の制度化（平成26年～）や、居住誘導区域からの災害危険区域の原則除外（令和3年～）といった取組の成果を今後検証していく必要



(出所) 令和4年4月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋。
 (注) 洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成7年と平成27年の人口を比較して算出。

女川町：人口減少を踏まえたコンパクトな復興まちづくり

復興まちづくりに関して住民との対話を重ね、計画を見直しつつ宅地を高台に造成するとともに、人口減少を見据え（2011年：約1万人強⇒2023年：約6千人）都市の主要機能を中心部に集約化する復興計画を策定・実施。



住民意向を踏まえ、事業規模の見直しを実施。
 小乗浜団地の例)2012年:62戸 → 2013年:20戸



(出所) 女川町「女川町復興記録誌2011-2021」（女川町HP）、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第4回）資料2「復興・まちづくり（大船渡・女川）」を基に財務省作成。

- 日本の社会インフラは概成しつつある一方、多額の公共投資が地域の発展等に十分繋がっていない可能性が示唆される。まずは社会資本整備の効果を広く検証した上で、より効果的・効率的な社会資本整備のあり方を検討していく必要。
- 公共インフラの維持管理・更新ニーズは増大していく一方、建設業従事者、ドライバーなど、担い手不足が見込まれる。コストの抑制や、自動運転、ロボットといった省人化技術の実装の加速などが喫緊の課題。
- 将来の人口減少を見据えれば、既存のインフラの維持管理・更新に対する国民負担は増加の一途であり、新規事業の着手については、精度の高い事業評価に基づき、慎重に判断する必要。
- 既存のインフラの最大限の活用や、（１）港湾における自動化・遠隔化技術、（２）災害予測精度の向上も含めたハード・ソフト一体の治水対策、（３）物流サービスにおける省人化技術など、次世代技術の実装を加速するべき。
- 人口減少や災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくりを推進していくべき。国は、これまでの立地適正化施策の成果の検証を進めるとともに、自治体が行う居住誘導区域内への誘導を後押しすべき。

少子化総論

1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

2. 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

3. 人口減少下における農村等のあり方

- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

4. 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

農業生産構造の現状

農村等

○ 高齢化等に伴い、非主業農家を中心に個人経営体数が大幅に減少する一方、法人経営体が着実に増加し、個人経営体の農地を引き受ける中、経営耕地面積は緩やかな減少にとどまっている。また、米価上昇等の影響もあり販売金額は回復傾向。

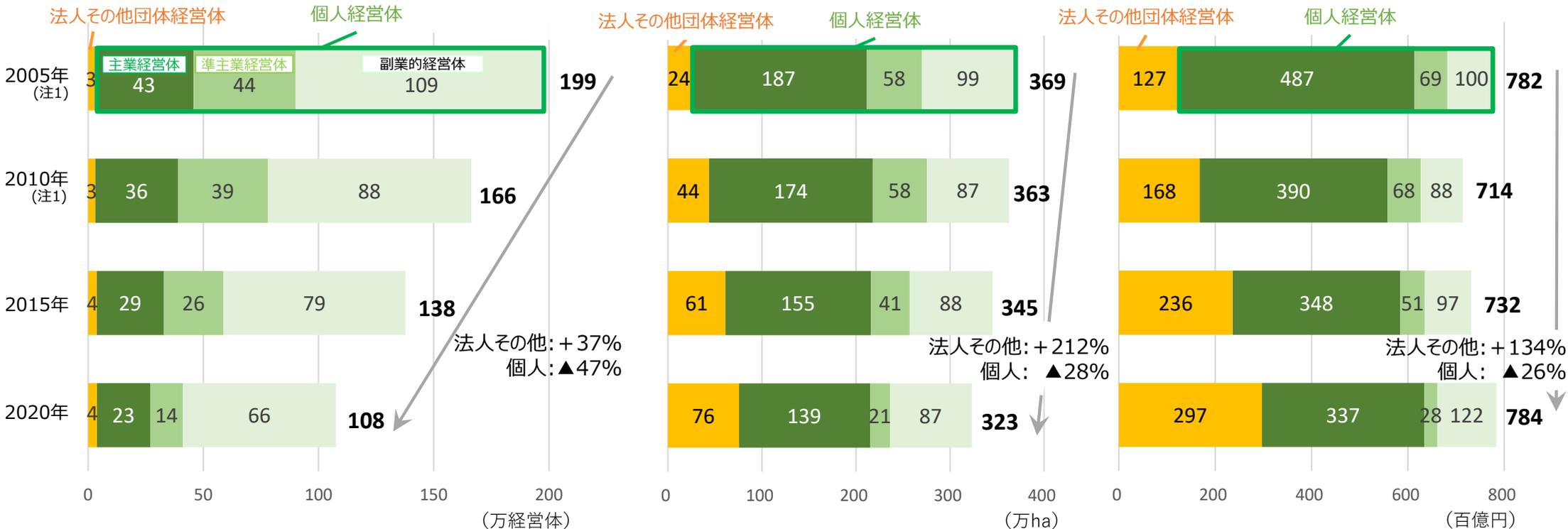
(注1) 基幹的農業従事者の平均年齢は68.4歳（2022年）であり、高齢化が指摘されるが、農外所得が主たる者や高齢の非主業経営体の従事者が半数以上含まれており、主業経営体の平均年齢は59.8歳。

(注2) 多くの品目で主業経営体及び法人経営体が生産の相当部分を担う構造である一方、稲作については、依然として非主業経営体が作付面積の5割程度を占めている状況。

経営体数

経営耕地面積

農産物販売金額（推計）



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

(注1) 2005年、2010年の数値は、個人経営体については販売農家、法人その他団体経営体については組織経営体の値である。

(注2) 個人経営体の分類の定義は、次のとおり。

「主業経営体」：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

「準主業経営体」：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

「副業的経営体」：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

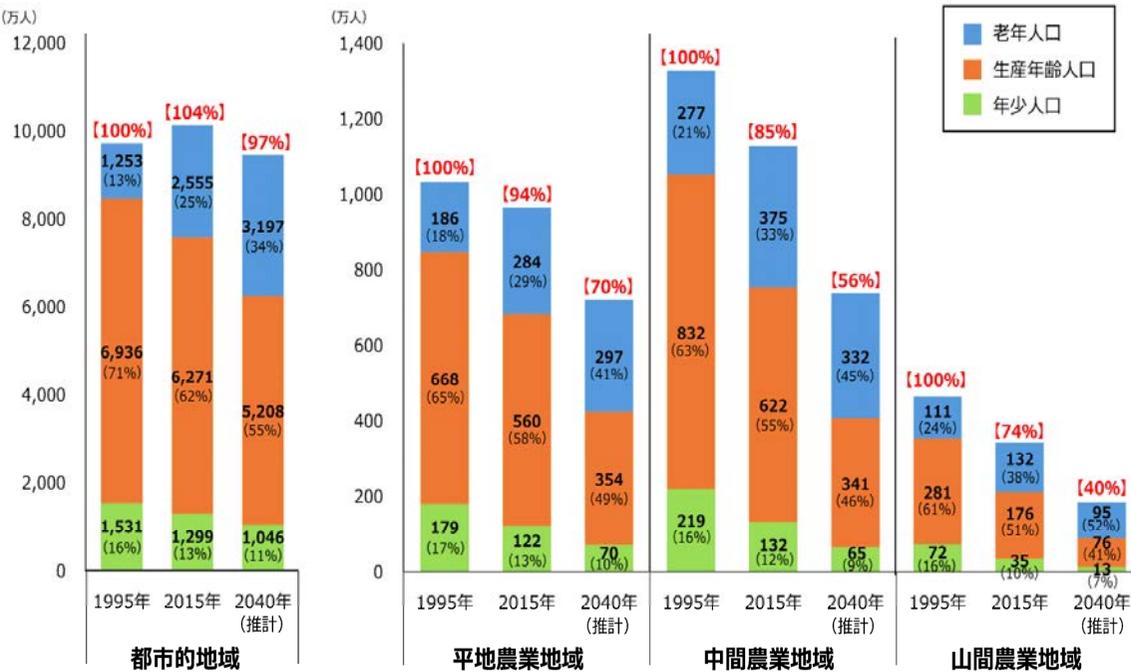
(注3) 法人その他団体経営体には、法人の他に、集落営農等の非法人の団体が含まれる。

(注4) 農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

農村地域の現状と地域施策の在り方

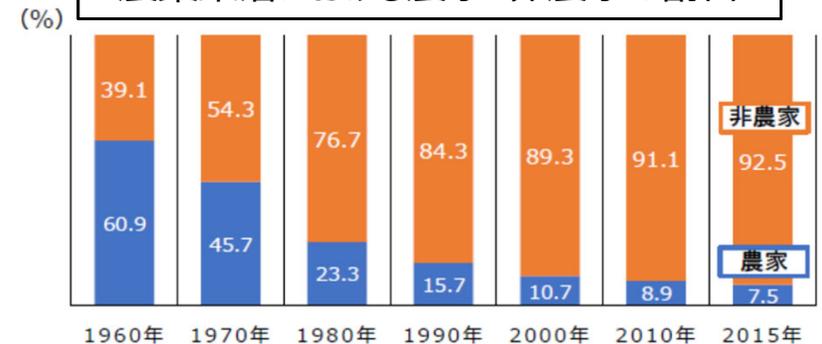
- 都市部や平地に比べ、小規模な農村を多く抱える中山間地域は、今後高齢化と人口減少が急速に進む見通し。
※ 老年人口の割合（2040年の推計）は、中間農業地域で45%、山間農業地域で52%となる見通し。また、1995年と比較した2040年の人口は、中間農業地域で56%、山間農業地域で40%となる見通し。
- また、近年は、農業集落における農家世帯の割合がかなり低下（2015年：7.5%）している状況にある。
- 今後人口減少が本格化する中、農村地域については、農林水産省の施策として行っている買物等の生活支援や営農関連の情報通信環境整備のほか、公共交通・医療・学校など農業施策以外の施策も含め、関係省庁・関係自治体が連携して、集落機能を集約的に活用していく必要がある。

農業地域類型別の人口構成の推移



(出所) 農林水産省作成
 (注1) 【】は1995年を基準値100%とした、2015年と2040年の相対値
 (注2) () は各年の合計人口数における割合

農業集落における農家・非農家の割合



(出所) 農林水産省作成
 (注) 農家：経営耕地面積10a以上または農産物販売額15万円/年以上の世帯
 農業集落：市区町村の区域の一部で農業上形成されている地域社会（全域が市街化区域のものは除外）

第六次国土利用計画(全国計画)素案〔令和5年4月14日 国土審議会〕

・・・(略)・・・急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め 周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成・・・(略)・・・を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な国土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。
 その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、国土の管理構想に基づく取組や、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

農林水産省の施策

各府省の関連施策の例

「小さな拠点」のイメージ

日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだもの。



農地の維持管理・営農支援

- 多面的機能支払【487億円】
- 中山間地域等直接支払【261億円】
- 鳥獣被害対策、ジビエ利用拡大【96億円】
- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 最適土地利用総合対策(農地の粗放的利用)

地域コミュニティ形成、買い物等含めた集落機能維持、農村でのビジネス創出

- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 農村RMO形成支援
 - 元気な地域創出モデル支援(買い物支援等)
 - 農山漁村発イノベーション(6次産業化等)
 - INACOME(農山漁村起業支援)
 - 農泊推進(農家民泊、農業体験等)

農村のインフラ更新・再編(整備)

- 農村整備事業(集落排水・農道等)【72億円】
- 農山漁村地域整備交付金(集落排水・農道等)【774億円の内数】
- 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備)【91億円の内数】

環境省

- 指定管理鳥獣捕獲等事業 等

内閣府

- 地方創生推進交付金
- 特定地域づくり事業推進交付金
- 地域活性化伝道師

総務省

- 地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー
- 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
- 過疎地域遊休施設再整備事業

国土交通省

- 地域公共交通確保維持改善事業(コミュニティバス等) 等

国土交通省

- 社会資本整備総合交付金(公共下水道、道路等)

環境省

- 循環型社会形成推進交付金(浄化槽)

内閣府

- 地方創生整備推進交付金(污水处理施設、道等)
- デジタル田園都市国家構想推進交付金

総務省

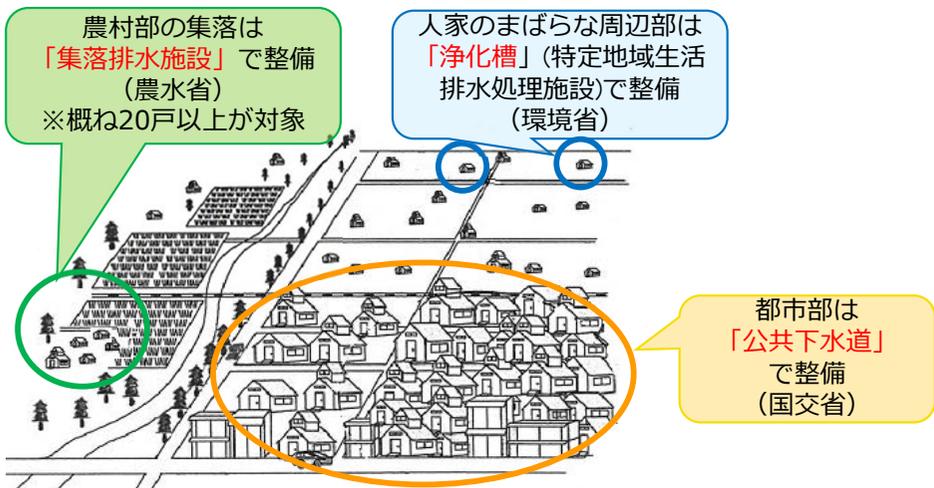
- 地域デジタル基盤活用推進事業 等

※【 】はR5年度当初予算額

農村のインフラ機能（集落排水）の在り方

- 農村のインフラ機能について、例えば概ね20戸以上を対象とする農業集落排水は、新設整備は完了しつつある一方で、既存施設の更新のために年100億円程度（漁業集落排水も同様に年20億円程度）の国費が投じられている。
- 今後、更新需要が数倍に増加していくと見込まれる一方で、各農村・漁村の戸数が急速に減少していくことを踏まえれば、①浄化槽による対応や、②集落排水同士あるいは公共下水道との広域化・共同化を進めた上で、③概ね20戸以上を対象とする農業集落排水等として更新する場合にはその低コスト化などを図っていく必要がある。

汚水処理の中での集落排水の位置付け



● 20戸の集落におけるコスト比較評価事例

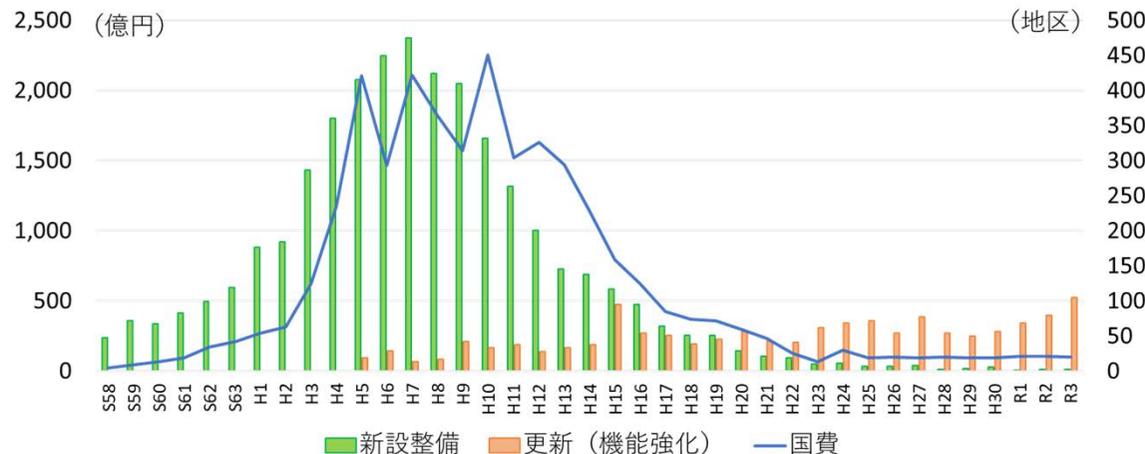
※一般的に、概ね20戸を下回ると浄化槽の方が低コストとなる

集落排水の場合			浄化槽の場合		
	数量	万円/年		数量	万円/年
処理場建設費	48人	90.8	浄化槽建設費	20基	52.3
処理場維持管理費	48人	53.3	浄化槽維持管理費	20基	130.0
管渠建設費	1,000m	77.8			
管渠維持管理費	1,000m	3.1			
計		225.0	計		182.3

(出所) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(3省庁)

農業集落排水の事業地区数・費用の推移

(出所) 農林水産省データより財務省作成

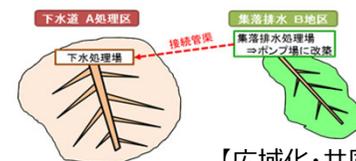


農業集落排水等を含めた汚水処理の広域化・共同化の推進

- 平成30年、関係4省が全都道府県に対し、令和4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。
- 集落排水を含め、汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（＝減少する処理場数）の目標を、平成29年度から令和4年度までに450箇所と設定。

目標値 (令和4年度末)	実績値 (令和3年度末)
450箇所	479箇所

【広域化・共同化地区数の目標と実績】



【広域化・共同化のイメージ】

➡ 実績値のうち、農業集落排水等分は368箇所(農業集落排水等の総数は約5,200箇所)

- 農業生産活動が、農産物の供給に加え、防災や環境保全、景観、文化といった「多面的機能」を発揮していることを踏まえ、農地等の維持管理活動への支援（多面的機能支払交付金）や生産条件の不利補正（中山間地域等直接支払交付金）が行われており、営農が必要な農地については、効率化等を図りつつ、引き続き草刈り・泥上げ・水路補修等を支援。
- 他方、営農の継続が難しいと考えられる農地については、例えば放牧や植林など、粗放的利用により低コストでの管理を支援する最適土地利用総合対策の活用を促す。このほか、農泊・農業体験、捕獲した鳥獣のジビエへの活用などの支援策の活用も考えられる。

営農が必要な農地の維持管理支援

● 多面的機能支払交付金

【R5 予算額：487億円、対策期間：R元年～R5年】

農地維持のための草刈りや泥上げ(うち約250億円)、水路・農道等の補修、地域活動(地域住民との交流・農業由来の祭り等)に対して支援

※対象は全国の耕地面積の53%

● 中山間地域等直接支払交付金

【R5 予算額：261億円、対策期間：R2年～R6年】

中山間地域等で営農を継続するための生産条件の不利の補正(予算の約半分は農家個人に農地面積に応じ支払)や集落の共同活動(草刈り、泥上げ等)に対して支援

※対象は全国の中山間地域の耕地面積の40%



【農地の草刈り】



【水路の泥上げ】



【地域住民との交流】

営農継続が難しい農地の粗放的利用

地域での話し合いにより土地利用の将来像を策定し、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用(放牧、植林等)を行って低コストで維持管理する農地等を区分していく取組を実施。



【放牧】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】

● 最適土地利用総合対策

【R5 予算額：農山漁村振興交付金 91億円の内数】

⇒土地利用構想の策定支援、粗放的利用実証への支援等を実施。

農泊



農業体験



捕獲した鳥獣のジビエへの活用



【参考】農地維持による多面的機能の効果に関する試算

農村等

「多面的機能の維持・発揮に係る本(多面的機能支払)交付金の取組による効果の試算について」(令和4年3月16日 農林水産省資料)

評価の視点	機能の種類	試算(参考値)	試算方法
地域資源 の適切な保 全管理	本交付金による遊休農地の発生防止面積及び効果の試算	約18~43億円/年	遊休農地の発生防止面積を遊休農地の回復に要する費用により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土壌浸食防止効果の試算	約2~5億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を砂防ダムの建設費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土砂崩壊防止効果の試算	約3~7億円/年	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊の推定発生件数を平均被害額により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる河川流況安定効果の試算	約81~160億円/年	水田の灌漑用水を河川に安定的に還元する能力を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる地下水かん養効果の試算	約5~13億円/年	水田の地下水涵養量を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
自然災害 の防災・ 減災・復 旧	水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の試算	約130億円/年	水田の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により試算
	遊休農地の発生を防止したことによる気候緩和効果の試算	約0.02~0.03億円/年	水田には夏場の気温を抑える冷房機能があるため、夏場の農村部と都市部の温度差から冷房料金節減額等を求めて試算
農村環 境の保 全・向 上	農村環境が保全されたことによる保健休養・やすらぎ効果の試算	約1兆7,000億円/年	都市住民が農山村に費やす費用を訪問によって農村から得る効果と一致するとみなして試算

●洪水や土砂災害の防止などの効果：計239億円~358億円/年

- ※ 下記の「保健休養・やすらぎ効果」を除くと、多面的機能支払交付金(R5年度：487億円)の予算額を下回る。
- ※ 化学肥料・農薬による水質・土壌汚染といった環境負荷等のマイナス効果が考慮されていない。

●環境保全による保健休養・やすらぎ効果：1兆7,000億円/年

- ※ 多面的機能の効果全体のうち大宗(約98%)は、この「保健休養・やすらぎ効果」が占める。
- ※ 下記試算の詳細のとおり、全旅行者数の約1/4がレクリエーション目的での農村地域への旅行と試算されている。

A. 宿泊を伴う旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(宿泊) = **17,173万人**
- ②農村地域への旅行者の割合 = 農村地域への旅行者数(農泊) ÷ 総人口 = 68,343千人 ÷ 125,200千人 = **0.55**
- ③農泊のうちレクリエーション目的の割合 = **0.49**
- ④1人1回当たりの消費額(宿泊)(レクリエーション目的) = **約60,995円/年**
- ⑤交付金による農村環境保全率 = 直接支払の認定農用地面積 ÷ 全国の耕地面積 = 2,042千ha / 4,372千ha = **0.467**

B. 日帰り旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(日帰) = **19,635万人**
- ④1人1回当たりの消費額(日帰)(レクリエーション目的) = **約16,870円/年**
- ②、③、⑤同上

$$\begin{aligned} \text{保健休養・やすらぎ効果} &= (\text{①} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④}) \times \text{⑤} \\ &= (\text{A} : 28,229\text{億円} + \text{B} : 8,295\text{億円}) \times 0.467 \\ &= \text{約}1\text{兆}7,000\text{億円/年} \end{aligned}$$

試算額の合計：1兆7,239億円~1兆7,358億円/年

- 高齢化等に伴い、非主業農家を中心に個人経営体が大幅に減少する一方、法人経営体が着実に増加し、個人経営体の農地を引き受ける中、経営耕地面積は緩やかな減少にとどまっている。また、米価上昇等の影響もあり販売金額は回復傾向。
- 小規模な農村を多く抱える中山間地域は、今後高齢化と人口減少が急速に進む見通しであり、近年は農業集落における農家世帯の割合がかなり低下している状況。農業施策以外の施策も含め、関係省庁・自治体が連携して、集落機能を集約的に活用していく必要。
- 農村のインフラ機能（集落排水）については、今後更新需要が数倍に増加していくと見込まれる一方で、各農村・漁村の戸数が急速に減少していくことを踏まえ、①浄化槽による対応、②集落排水同士あるいは公共下水道との広域化・共同化を進めた上で、③集落排水として更新する場合にはその低コスト化などを図っていく必要。
- 農村において、営農が必要な農地については、効率化等を図りつつ、引き続き草刈り・泥上げ・水路補修といった農地の維持管理活動を支援。他方、営農の継続が難しいと考えられる農地については、粗放的利用により低コストでの管理を支援する施策の活用等を促す。

少子化総論

1. 東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 偏在性が小さい地方税体系の構築。
- コロナの5類変更に伴い、地方財政構造の平時化。

2. 人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方

- より効果的・効率的な社会資本整備。
- 人口減少・災害リスクを踏まえたコンパクトなまちづくり。

3. 人口減少下における農村等のあり方

- 農村での関係主体の連携による集落機能の集約的な活用。
- 農村のインフラ整備、農地支援の効率化。

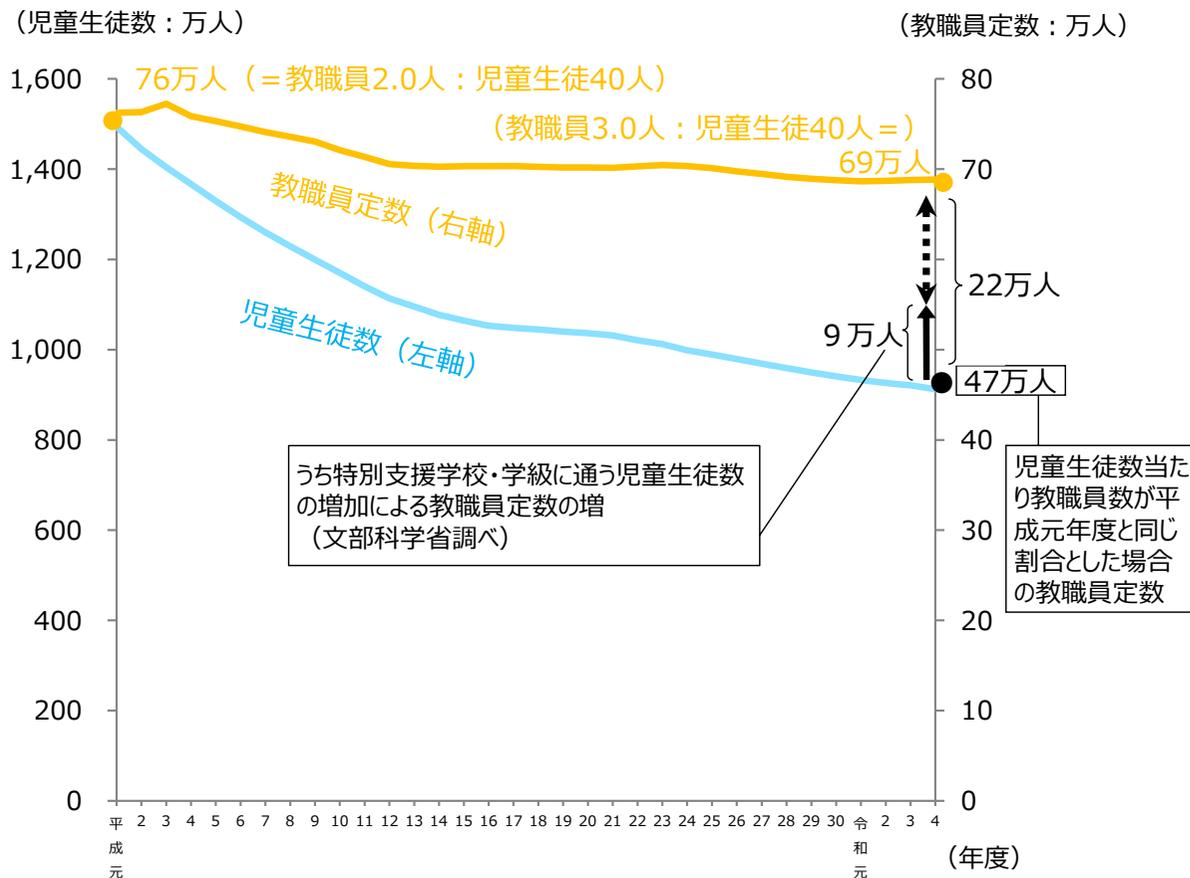
4. 少子化が進展する中での教育の質の向上

- 少子化に伴う加配定数の合理化による財源の活用。
- 働き方改革等を通じた教職の魅力向上。

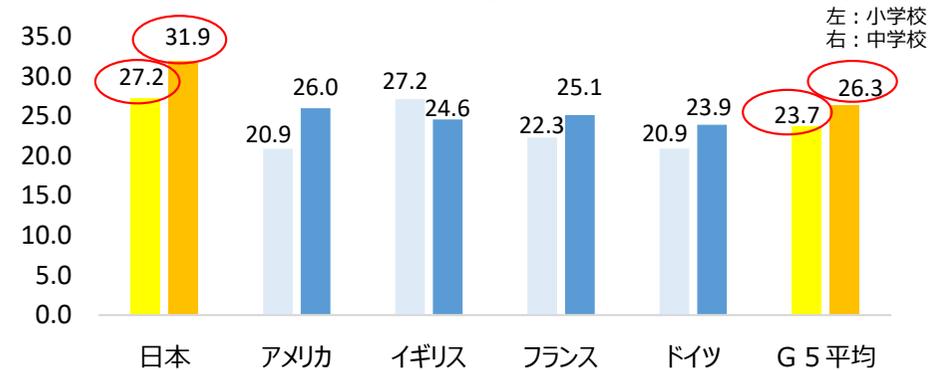
少子化の影響と教職員定数

- 少子化の進展により、平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。この結果、令和4年度における実際の教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度と同じだったと想定した場合の教職員定数より約20万人分多くなっている（充実している）。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている**（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。**経年で比較しても、この傾向が進んでいる。**

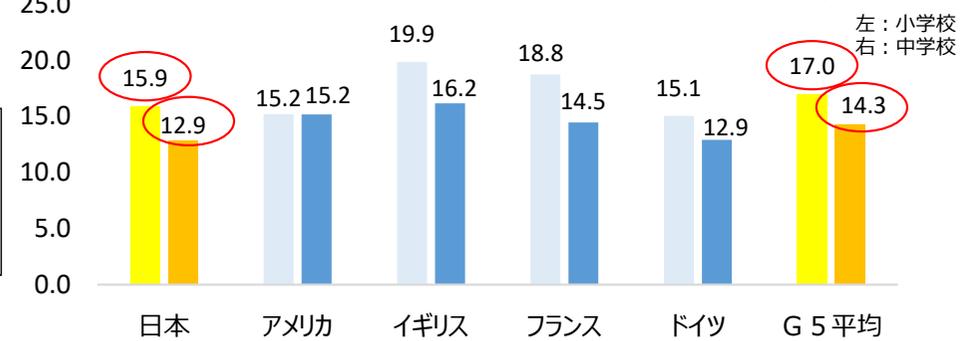
◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移



◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員1人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員1人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

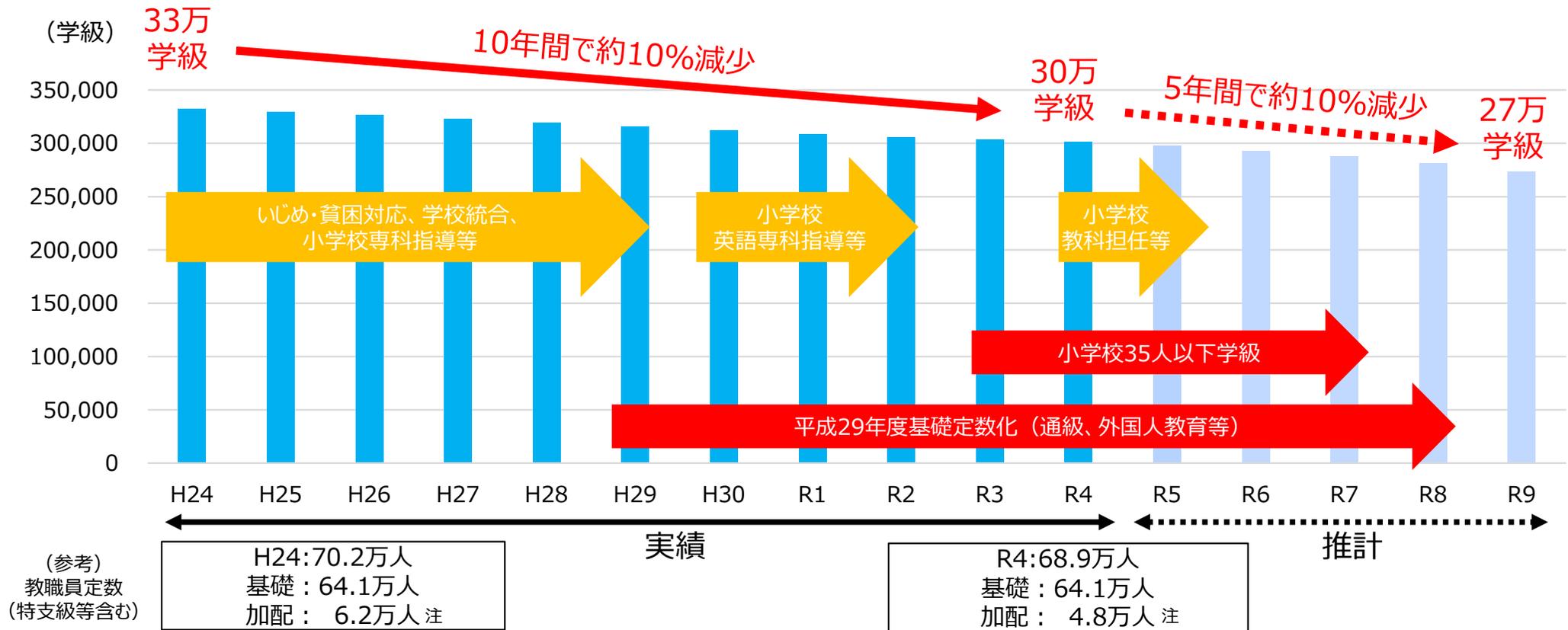
(出所) 令和4年度学校基本統計等を基に財務省で作成

(出所) 各年度Education at a Glance(OECD)等を基に財務省で作成

加配定数と教育の質の向上

- これまでも小学校35人以下学級や小学校高学年における教科担任制など複雑化・困難化する教育課題に対応してきたところ。
- 人口動態を踏まえて試算すると、学級数は令和9年度までに約10%減少すると見込まれており、学級数に合わせて自然減を行う仕組みがない加配定数は、定数増を行わずとも、学級数減の中で実質増となる。
- 若者を中心とした優秀ななり手を確保していくためには、**少子化に伴う加配定数の合理化による財源を、更なる教育の質の向上、特に、教員の勤務環境改善のために活用していくことも考えられるのではないか。**

◆小・中学校の学級数推移・推計（特別支援学級除く）

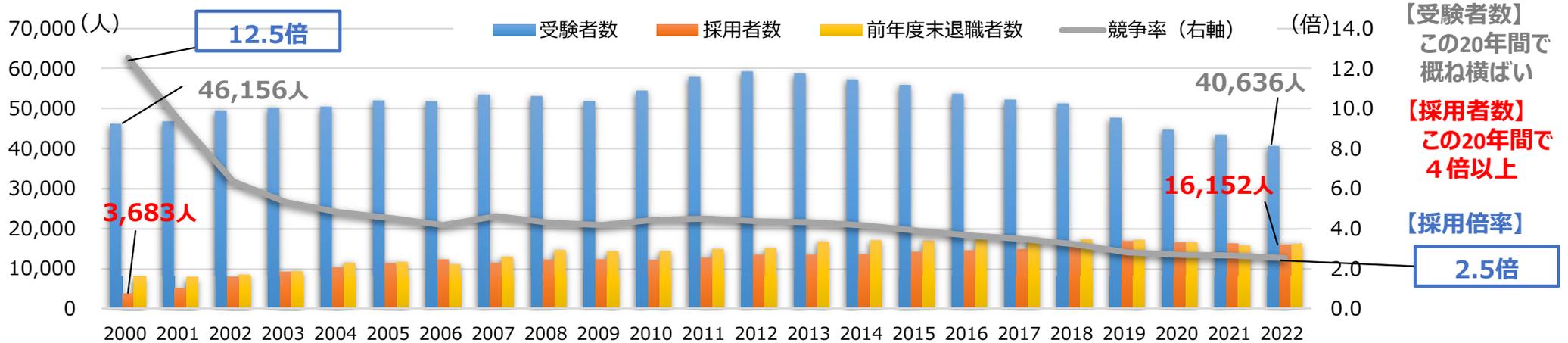


(注) 教職員定数については、H29からR4までに2.0万人を加配定数から基礎定数化している (R5～R8までに更に0.8万人基礎定数化を予定)。

教員採用倍率の低下①

- 近年の大量退職を受けて採用者数が増加する中、**教員の採用倍率は大幅に低下**（小学校は2.5倍（過去最低））**する中で、質の高い教員の確保が課題。**
- 当面は定年延長により退職者の減少も見込まれるが、今後、少子化に伴って新社会人が減少していく見込みであることを踏まえると、**なり手の確保が喫緊の課題。**

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



令和4年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.5倍となっており、14県では、2.0倍未満となっている。
 （秋田県、福岡県：1.3倍、佐賀県、大分県：1.4倍、山形県、長崎県：1.5倍、福島県、富山県、宮崎県：1.6倍、山梨県、島根県、広島県、鹿児島県：1.8倍、新潟県：1.9倍）

（出所）令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査を基に財務省で作成

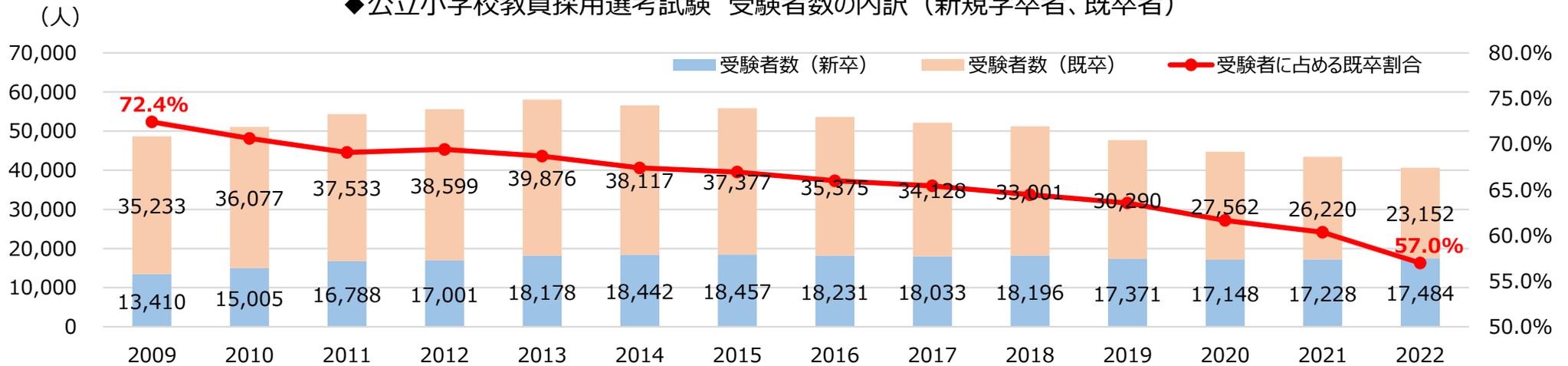
◆採用倍率の低下がもたらす影響

- ・近年の、経済学の研究には、**教員の「質」を高める政策の経済効果が極めて高い**こと、教員の質が高まることの恩恵をもっとも大きく受けるのは社会経済的に不利な立場にいる子どもたちであることが示されている。こうしたことを踏まえれば、保護者の社会経済的地位による格差が拡大するわが国においても、**教員の質を高めることは重要であるが、教育の「量」と「質」とはトレード・オフの関係にあるという有力な研究が存在**している点には注意が必要だ。Jepsen & Rivkin（2009）では、カリフォルニア州で行われた学級規模の縮小について分析し、学級規模の縮小によって、平均的に子どもたちの数学と国語の学力は上昇したものの、学級規模縮小のもたらす直接的なプラスの効果は、追加的に雇用された教員として経験が少ない質の低い教員が増加したことによってかなりの部分が失われ、質の低い教員の増加のマイナスの影響をもっとも強く受けたのは、黒人や貧困層の子どもたちであったことが明らかとなっている。
- ・日本で**教員の「量」を増やすことを政策目標とした場合、短期的に教員の「質」が低下するという恐れはないか**。そして、教員の働き方、処遇、マネジメント体制や人事評価のあり方などの改善に手をつけることなく、**目の前の仕事が多忙であるという問題を解決するために、ひたすら教員の数を増やせば、教員という仕事の魅力が低下し、優秀な人材が教員の市場に参入することを妨げるだけなのではないか**。
 （『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

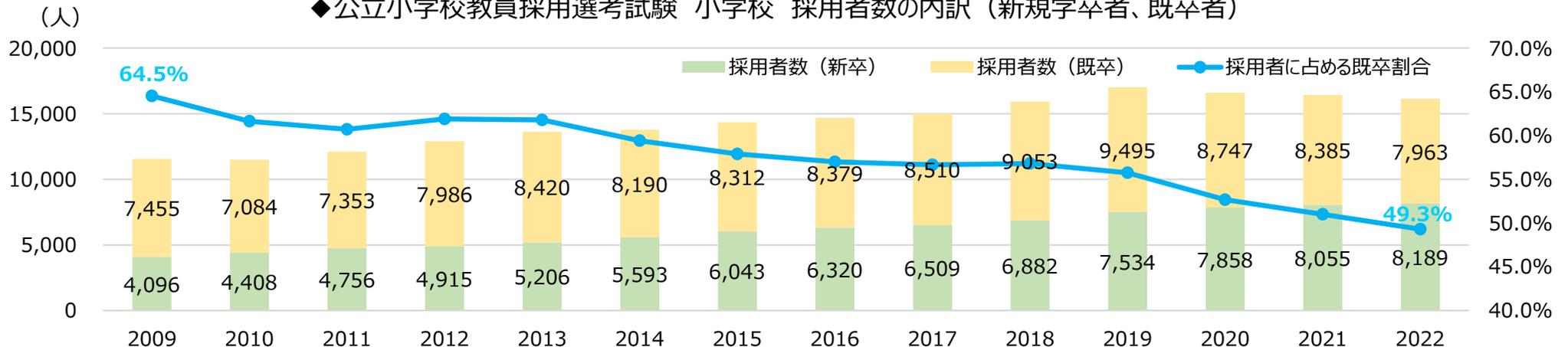
教員採用倍率の低下②

- より詳しく見ると、公立小学校の教員採用選考試験における受験者数減少の要因は、臨時的任用職員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層（既卒者）が採用数増の中で正規採用されたことなどにより、既卒の受験者数が大幅に減少してきたことだと考えられる。一方、少子化にも関わらず**新規学卒者の受験者数は一定数を維持しており、新規学卒者における教職の人気の低下したとは必ずしも言えない。**
- ただし、**少子化の進展を踏まえると、**今後は新規学卒者の受験者数も減少していく恐れがあることから、教育の質を維持向上していくためにも、これまで以上に**教職の魅力を高めていく取組が必要。**

◆公立小学校教員採用選考試験 受験者数の内訳（新規学卒者、既卒者）



◆公立小学校教員採用選考試験 小学校 採用者数の内訳（新規学卒者、既卒者）



- 令和4年度勤務実態調査を踏まえた文部科学省による推計によれば、時間外勤務については、小学校で月約41時間、中学校で約58時間であり、前回調査（平成28年度）より減少したものの、厳しい勤務実態となっている。
- 教員には、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額の4%）が本給として支給されている。

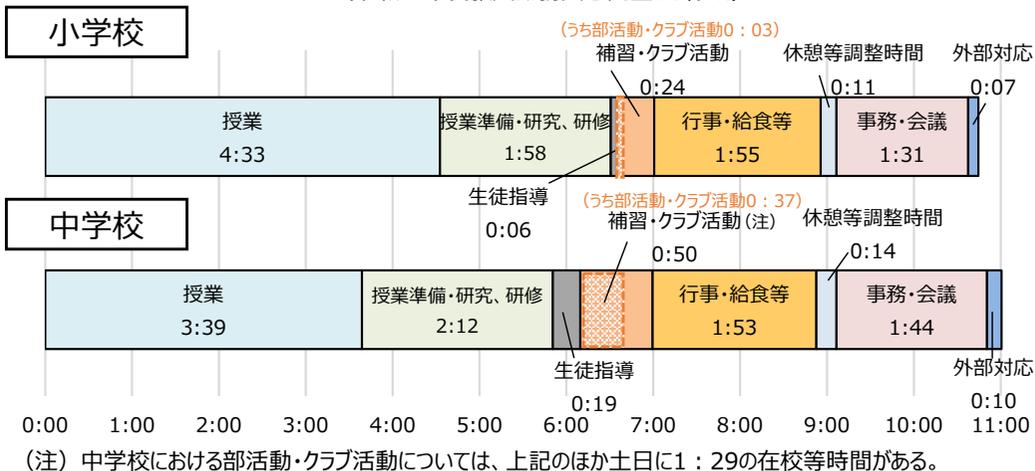


若者を中心として、教職の魅力を高めていくためには、

- **働き方改革の効果を確実なものとするための取組を進めるべき。**
- 教員に負担を負わせない取組を進め、**教員を保護する環境を作るべき。**
- 頑張っている者が報われるような**メリハリの効いた給与体系に見直すべき。**

- 令和4年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、事務・会議や外部対応などの業務は、教員自身が相対的に負担感が高く、やりがいや重要度が低いと回答。
- 働き方改革の効果を確実なものとするため、**外部人材の予算人員を大幅に拡充**するとともに、令和5年度から、関連する補助事業について、**働き方改革に関する取組状況を公表することを補助要件化**。
- 更なる取組の一つとして、例えば、**教員が担う必要のない業務については、文部科学省・教育委員会が強制的にでも教員の業務としない整理とするなど、踏み込んだ業務の適正化を進めるべき**。

◆小中学校教員の在校等時間（平日）の内訳
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

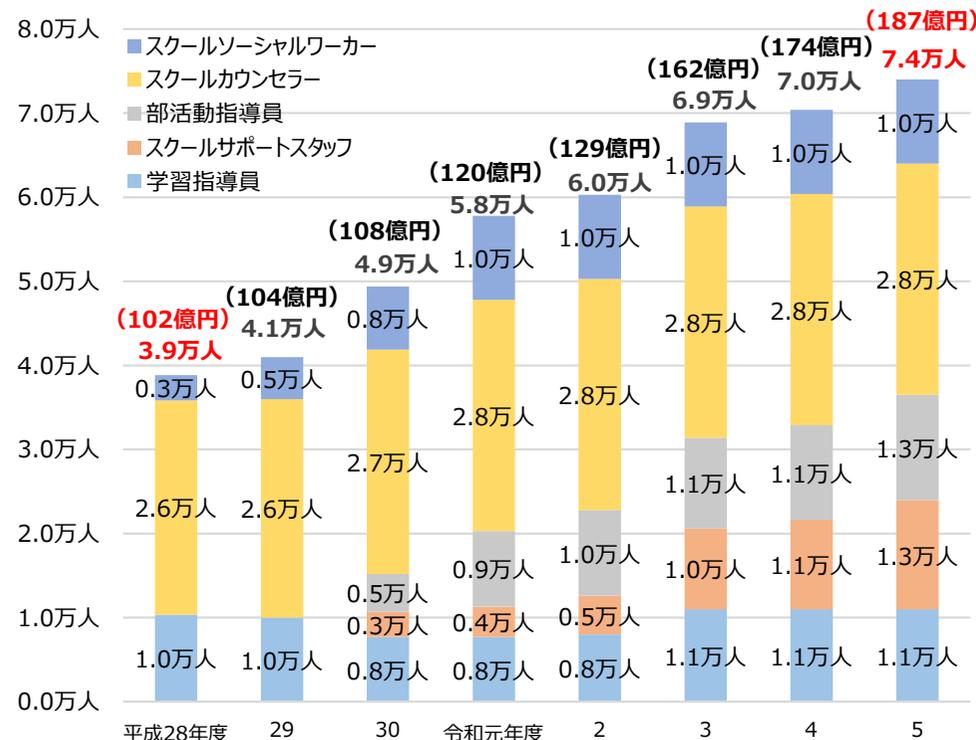


◆業務別の負担、やりがい、重要度
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

下記のスコアは教諭（指導教諭及び主幹教諭を含む）のうち、以下の4件法に基づく回答の集計結果の平均値を基に財務省において機械的に算出したもの【3以上は赤、3以下は青】
(1：全くそうでない、2：どちらかといえばそうでない、3：どちらかといえばそうである、4：そうである)

分類	小学校			中学校		
	負担である	やりがいがある	重要である	負担である	やりがいがある	重要である
授業	2.43	3.29	3.61	2.36	3.16	3.47
授業準備・研究・研修	3.23	2.87	3.29	3.19	2.77	3.25
生徒指導	3.12	2.83	3.24	3.06	2.96	3.35
補習・クラブ活動	3.28	2.57	2.70	3.18	2.86	2.93
行事・給食等	2.97	2.77	3.30	2.91	2.80	3.34
事務・会議	3.35	2.18	2.67	3.29	2.20	2.67
外部対応	3.42	2.16	2.67	3.39	2.09	2.58

◆外部人材の予算人員の推移（予算額推移）

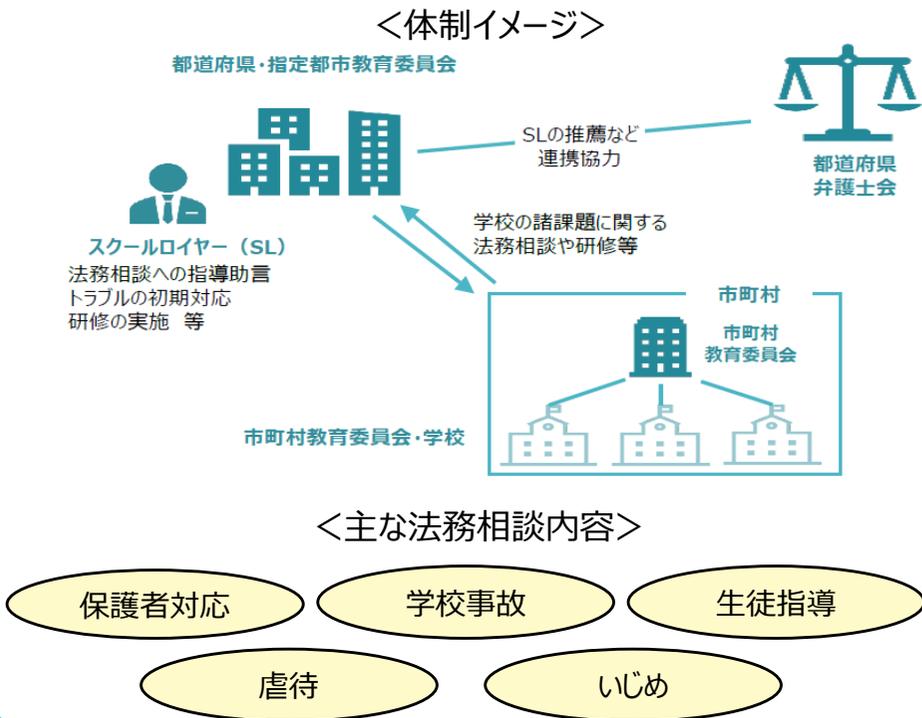


※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
 ※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
 ※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

- 学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、地方財政措置により、スクールロイヤーが活用されている。
- 都道府県教育委員会が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨の周知・協力依頼を发出している例もある。
- **教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。**

◆スクールロイヤーによる法的側面からの支援

都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。



(出所) 令和4年1月31日規制改革推進会議への投資WG資料「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・教職員の勤務時間は原則、8：15～16：45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

(出所) 奈良県、沖縄県HPIに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等

教員の給与の在り方①（職務の特殊性）

○ 教員に対する時間外勤務手当については、その勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当でなく、教員にはなじまないとされており、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額×4%）が本給として支給されている。国際的に見ても、超過勤務時間数を管理し、実績に応じて手当を支給している例は少ない。

◆ 給特法の概要

（法律の趣旨）
 公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。
 ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
 ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

（職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇）
 本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、
 ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
 ② 教職調整額を本給として支給（給料月額×4%）

（正規の勤務時間を超える勤務）
 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（超勤4項目）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 1. 生徒の実習に関する業務
 2. 学校行事に関する業務
 3. 教職員会議に関する業務
 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

◆ 諸外国における超過勤務に対する処遇

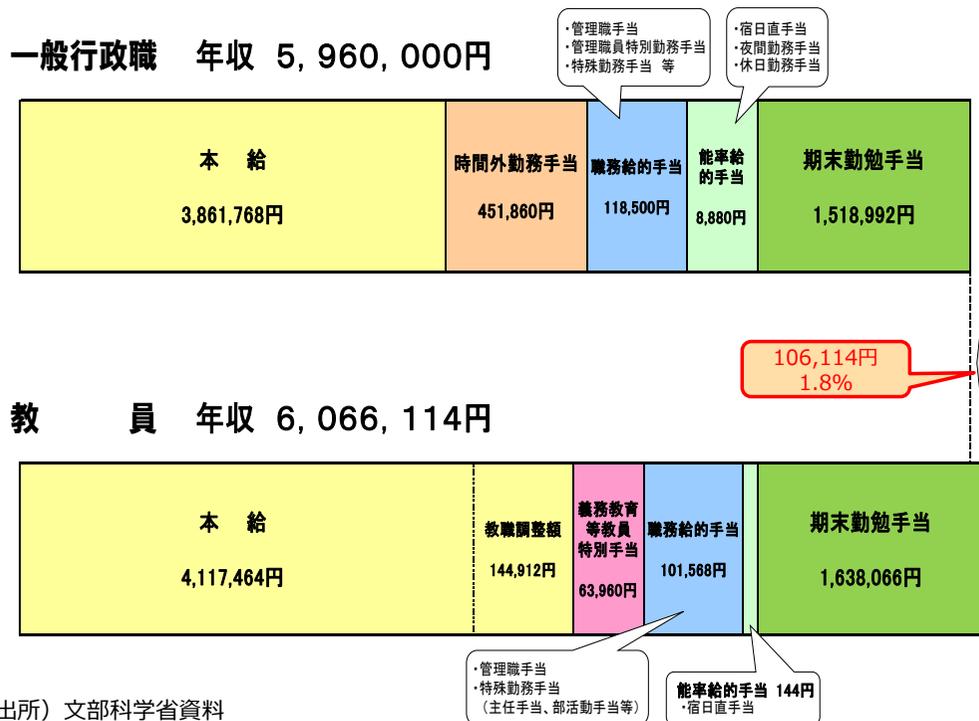
分類	国名
超過勤務時間に対する給与の支払い	
1日4時間（1カ月で57時間）を上限に、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給。	韓国
時間外勤務手当に係る規定はあるものの、負担を調整する制度を運用することで、実際に超過勤務手当を支払うことは少ない。	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)
追加の授業・活動に対する給与の支払い	
法定週間授業以外には学校に勤務する義務がなく、仮に出勤しても給与支払の対象外。補習等を実施する場合には手当が支給。	フランス
設定された時間数を超えて授業を担当する場合、手当が支給。	フィンランド
超過勤務に対する追加的な給与はないが、その代替措置として給与水準が一般公務員よりも高く設定されている ※アメリカについても特定の活動に対する給与あり	アメリカ (ワシントン州シアトル学区) オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)
超過勤務時間や特定の活動等、 超過勤務に対する処遇なし	イギリス カナダ (オンタリオ州トロント教育区) ニュージーランド

（出所）質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会資料（2022年12月20日）資料6「教員給与と教員の業務に関する諸外国の動向」を基に財務省で作成

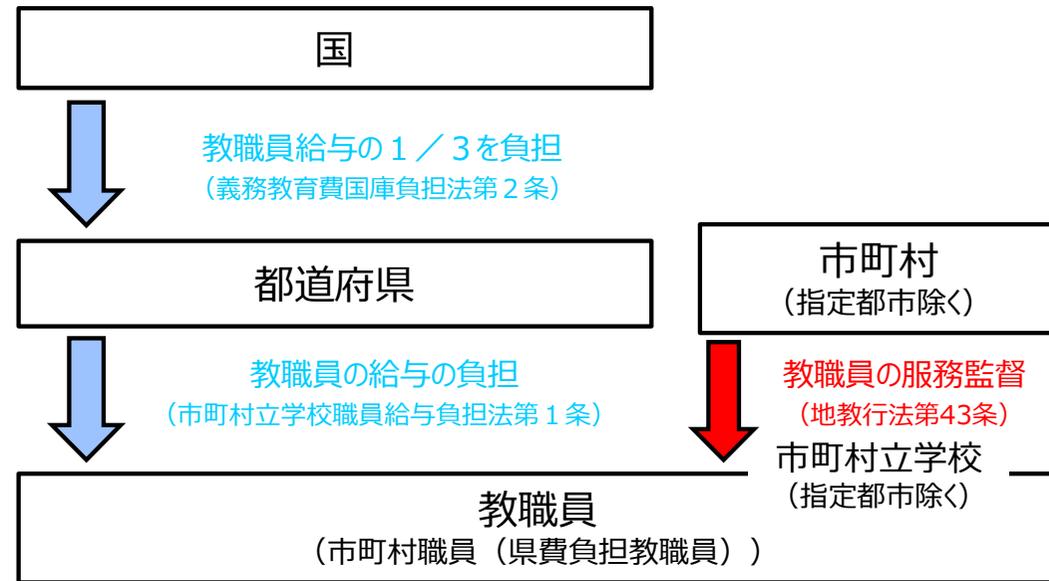
教員の給与の在り方② (給与負担者とサービス監督者のズレ)

- 一般行政職と教員の給与（年収ベース）を比較をすると、教員の給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与よりも高い。
- 教員は市町村職員であり、サービス監督権者は市町村であるが、給与については、任命権者である都道府県と国が負担している。民間企業と異なり、
 - ① 時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（給料月額額の4%）が支給されていること
 - ② 給与負担者とサービス監督者が同一でないこと
 から、民間企業のように働き方改革を進めるインセンティブがわきにくい構造となっている。
- 仮に時間外勤務手当を新設しようとする場合、サービス監督者である市町村が教員の給与を負担していないため、勤務時間が長時間化する恐れ。

◆一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）（令和3年度）



◆県費負担教職員制度



(注) 地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 ※指定都市は、教職員の任命、給与負担、サービス監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。
 ※県費負担教職員制度：市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県が負担することとされている。

教員の給与の在り方③（給与体系のメリハリ付け）

- 前回の教員勤務実態調査結果の回帰分析によると、主任業務にある一部の教員は勤務時間が長い傾向。
- 教員の職務の特殊性等を踏まえつつ、**頑張っている者が報われるような、メリハリの効いた給与体系に見直すことにより、教職を若者が魅力を感じるように変革していく必要があるのではないか。**
- その際、一律に支給することとしている手当については、そのあり方を見直すことも併せて考えていく必要。

◆教諭の勤務時間を従属変数とする回帰分析（主任部分を抜粋）

回帰分析の結果、主任については、小学校では「教務主任」「学年主任」「教科主任」、中学校では「教務主任」「生活生徒指導主任」「進路指導主任」「学年主任」であると、勤務時間が長い傾向にある。（平成28年度 教員勤務実態調査研究報告書 抜粋）

変数	法的根拠	役割	小学校（平日）係数 （分/日）		中学校（平日）係数 （分/日）	
教務主任	○	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項（ 教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項 ）について連絡調整及び指導・助言	32.6	***	18.3	***
生活・生徒指導主任	△	校長の監督を受け、 生徒指導に関する事項 をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	5.7		20.1	***
進路指導主任	△	校長の監督を受け、 生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項 をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	-21.0		20.5	***
学年主任	○	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項（ 学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項 ）について連絡調整及び指導・助言	10.6	***	23.2	***
保健主任	○	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理（ 学校保健計画の立案・実施、学校における保健管理と保健教育の調整 ）、学校保健委員会の組織・運営等学校における保健管理の総括責任者	5.5		-4.6	
研究主任	×	校長の監督を受け、 研究計画のその他の研究に関する事項 をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	1.6		3.1	
庶務主任	×	校長の監督を受け、 学校経営の庶務に関する事項 をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	12.2		-7.1	
教科主任	×	校長の監督を受け、 教科目標の設定、指導計画の作成等の各教科の経営に関する事項 をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	7.4	***	0.7	

（注1）法的根拠については、○：学教則に規定（小中）、△学教則に規定（中のみ）、×：各自治体の学校管理規則等に規定（注2）***は1%水準で有意

（出所）公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書（平成30年3月）株式会社リベルタス・コンサルティングの報告書等を基に財務省で作成

◆教員に一律支給している手当

教職調整額（給特法）

勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として支給（給料月額×4%）

義務教育等教員特別手当（人確法）

教員の給与を一般公務員より優遇することを定めた人確法の趣旨に則り、全教員に一律に支給（給料月額×1.5%相当の定額）

- 少子化の進展による児童生徒数の減少に比べ、教職員定数は減少していない。少子化に伴う加配定数の合理化による財源を、若者を中心とした優秀な教職員のなり手を確保していくため、教育の質の向上、特に、教員の勤務環境改善のために活用していくことも考えられる。
- 教員の採用倍率は大幅に低下しており、質の高い教員の確保が困難になりつつある。今後は新規学卒者数も減少していく恐れがあるため、これまで以上に教職の魅力を高めていく取組が必要。
- 教員の働き方改革が重要であり、例えば、教員が担う必要の無い業務については、文部科学省・教育委員会が強制的にでも教員の業務としない整理とするなど踏み込んだ業務の適正化を行うべき。教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。
- 教員の時間外勤務手当については、その勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではなく、教員には馴染まないとされる。職務の特殊性等を踏まえつつ、頑張っている者が報われる、メリハリの効いた給与体系に見直すことで、若者が教職に魅力を感じるよう変革していく必要。